

第三十八回国会 内閣委員會議録 第三十号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野 一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

宇野 宗佑君 内海 安吉君

尾関 義一君 大森 玉木君

飯谷 忠男君 佐々木義武君

島村 一郎君 田澤 吉郎君

服部 安司君 福田 一君

藤井 勝志君 藤原 節夫君

保科善四郎君 前田 正男君

米山 恒治君 井手 以誠君

緒方 孝男君 杉山元治郎君

山口 誠治君 原 茂君

山内 広君 横路 節雄君

受田 新吉君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

國務大臣 西村 直己君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

防衛政務次官 白濱 仁吉君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(長官官房長) 海原 治君

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長) 防衛庁参事官 小野 裕君

防衛庁参事官 木村 秀弘君

(人事局長) 防衛庁参事官 塚本 敏夫君

(経理局長) 防衛庁参事官

(裝備局長)

調達庁長官 丸山 信君
調達庁次長 眞子 傳次君
總理府事務官 大石 孝章君
(調達庁総務部長) 長

委員外の出席者

防衛庁書記官 麻生 茂君

(防衛局防衛審議官) 門 員 安倍 三郎君

四月二十五日

委員島村一郎君、高橋等君及び牧野寛素君辭任につき、その補欠として米山恒治君、尾関義一君及び宇野宗佑君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。緒方孝男君。

○緒方委員 本日は總理もお見えになつておりますし、私は第二次防衛計画を進める上における總理の基本的な態度に對しまして、御質問を申し上げたいと思ひますが、前回總理が本委員會に

参りまして、わが党の石山委員の質問に對して御答弁がありました。その御答弁を要約してみますと、第二次防衛計画は今防衛庁で策定中であり、これが私の渡米前までに間に合うかどうかはわからない、また第二次防衛計画にあつては、アメリカの防衛援助がどの程度になるのかというところについては今検討中であるが、今のところどれくらいにしてくれたいという事は私の方から言ひ出さなかつたものである、この御答弁をなさつておられると思ひます。これは一つの言葉の表現としては私たちが聞くことが出来ますが、今まで歴代の内閣がつてきた防衛計画なり防衛の政策なり、それに伴うアメリカのいわゆる無償援助なり、あるいは貸手なりというものを抜きにして、今日までの日本の防衛計画というものが考えられなかつたという点から考えますならば、この總理の考えをそのまゝに受け取るならば、總理自身が今までの内閣と違つたいわゆる國防に對しての関心が相当薄らいできたやうな印象を受けてくるわけでありまして、そういうふうにはわれわれもまた考えられない。してみますと、今後の日本の第二次防衛計画というものの對して、アメリカの援助はさほど期待をしておられないのか、期待をされないとはいふのか、そういうことが含まれておるのではなかつたかと、こういうふうな考えられますが、それについての總理の御考えなりをお伺ひしてみたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 國連憲章のもと、アメリカと集團安全保障の体制にありまゝで、そうしてまたわが國の防衛産業は御承知の通りもちろん十分ではございません。従つてわが國の防衛計画につきましては、アメリカの援助を受けることは、從來ほどの程度ではないかもしれないが、今後におきましてもアメリカの軍事貸手ということも考えられるのであります。ただ第二次防衛計画はまだきまつておりませんから、これだけのものをほしいたいということまで行つていないということをおし上げたのであります。

をどれくらいにしてみようかということが、一番大きな話の中心になつておつたと思ひます。それが今までの御答弁の中から申しますと、援助を幾らにしてくれたいやうな話は私の方からは出さなかつたものであります。この總理の御見解なり御答弁を聞きますと、今度の渡米にあつては、防衛問題はあまり触れないというふうな御答弁のようにも聞かれるわけですが、その点はどういふわけですか。

○緒方委員 今日までにおけるアメリカから日本に供与されたもの、または貸手されたものを総合したものは、相當な額に達しております。日本の防衛計画を進める上においては、アメリカの援助というものは一つの大きな柱になつて組み立てられておられると思ひます。だから今までの歴代内閣はアメリカに行くにあつては、まず第一番に外交問題についての見解の統一をはからうということになる。次にはアメリカと日本との防衛計画をどう進めていくか、その上に立つてアメリカはどれくらい日本に援助してくれるかということが、話の第二の中心議題になつておるはずと思ひます。その次にまた経済援助というものが出てくるわけですが、歴代の内閣總理大臣がアメリカに行つて、アメリカの大統領なりアメリカの國務省あたりと話し合ひをする場合の一番大きな中心議題は、やはり防衛計画に伴うアメリカの援助

○池田(勇)國務大臣 私がアメリカに参りましての話は、まだ双方できめておりません。しかし今まで、岸さんが行かれたときは情勢は少し變つてくるのではないかと私は思ひます。吉田さんが行かれたときには、やはり岸さんのときのような話とは違つておつたと私は考えておるのであります。

○緒方委員 もちろんまだ具体的に國防會議に對して第二次防衛計画というものが、はつきり数字的にまとまつておらないにしても、一応の總理の構想としては、どれくらいな援助は仰がなければならぬであらう、それに対する義務なりは、どういふふうな果たされなければならぬであらうという構想なくして、單なる行き当たりばつたりの話というものはあり得ないことだと私は思ひます。そのあらましの構想くらいでも承りたいということ、再三委員會でお尋ねをしておるわけでございますが、あくまでも白紙でもつて臨もうといふおつもりでござい

ますかどうか、その点もお伺いしておきます。

○池田(勇)国務大臣 白紙というのいろいろの種類がございますが、防衛についてアメリカの援助が話題になるかならぬか、まだきまつておりません。話題になったときに白紙でいくかどうかという点も、もちろんきまつていないわけですが、話題の問題につきましては私はもっと検討の上で、向こうと相談したいと思っております。

○緒方委員 あまり掘り下げて考えてしまふわけにはいきませんが、アメリカのいわゆるドル危機という問題から起こりまして、対外援助というものは相当引き締める状態になつてきておるという事は事実であります。NATOあたりにおける経費についてもそれぞれ関係諸国に分担させて、アメリカの海外の出資をできるだけ縮めるようにいろいろと工作が講じられてつあります。極東における防衛も、韓国、台湾その他における経費の負担も、できるならば日本に多少なりとも肩がわりしてもらいたいというようなことが、議論の対象にもなつておるかに聞いております。してみますと今のところアメリカの援助というものが、赤城さんが構想を練つたときは千五百億程度のものを期待しようとしたが、それが今日の段階ではなかなかおもしろくないやうにない。だから一応アメリカに行つて話し合ひをしてみた上で、確定的な第二次防衛計画を作る以外に道がないという状態に置かれておるのではなからうかというふうに考えますが、その点の御消息はどういうようでございますか。

○池田(勇)国務大臣 もちろん第二次防衛計画を作る場合におきましては、アメリカの物的援助というものは一応頭に入れていきましよう。しかしわれわれはそれ以前に、日本の防衛力はどういう姿でいくべきかということをもまず考え、そしてその足らざるところをアメリカの援助を受けるといふふうに進めていくと思ひます。しかしいかにせん、まだ第二次防衛計画は、御承知の通り今防衛庁で企画立案中でございますので、結論は出ていないのであります。

○緒方委員 私の想像も総理の想像も、そういうふうにあまり大きな違いはないと思ひますが、今までアイゼンハワー、ニクソン、ダレス、こういう方々がアメリカの政権を握つておつたときの状態と、新しくケネディ政権ができたところの状態のもとにおける日本に対する援助額が、より多く期待されるという事は、なかなか困難ではなからうかというふうに考えますが、その点についての総理の御見解はどういうことですか。

○池田(勇)国務大臣 アイゼンハワー大統領時代におきます日本に対しての援助も、時によつて変わつてきております。これは考え方が相対的、総合的なものでございまして、日本の防衛力の増強の程度によりまして援助も変わつてくると思ひます。傾向といたしましては、アメリカの方は日本の経済力も非常に進んできたから漸減、日本が非常に力を入ればそれに相応した援助、こういうことになると思ひます。従ひまして傾向としては、日本の経済力の増強によつて減つてくる傾向でございますから、防衛力

をどういうふうにするかということによりまして、減らずにふえるという場合も全然ないことはございせん。しかし傾向としては漸減ということが一つの方向だと思つております。

○緒方委員 今までの政権、新しい政権、日本大して政策上に変わりはないが、日本の経済力の上昇に伴つて漸減はあるかもしれない、こういうふうな御答弁ですが、それ以前に新たに出来たアメリカのドル防衛、できるだけ海外に流出するドルの負担を少なくしようとする政策から出てくる減少額といふものは、お考えの中に入つてないのかどうか、その点も一つお伺ひしたい。

○池田(勇)国務大臣 このアメリカのドル防衛政策はいろいろございまして、軍事援助が経済援助に変わる場合もございまして。ただ問題は、軍事援助が非常に減るか申しますと、私は漸減ではございまいしやうが、手のひらを返すような変わり方はないと考へております。全面戦争ということではなしに、局地戦争につきましてもケネディの態度も、前よりある程度強化されておるやうです。また軍人の家族の引揚問題につきましても、アイゼンハワーの場合と違つて、家族はあまり引き揚げないといふふうなことに変わつてきておりますし、また基地の漸減ということも考へておるやうでございまして、他の国は少しは減つたやうでございしますが、日本の場合につきましてはそう急激に減るといふようなことはございせん。また労務者の問題につきましても、これはある程度減るといふことになりましよう。私はさしてあの

当時日本で一般にいわれておつたような激変はないと考へております。

○緒方委員 手のひらを返すやうな大きな変化といふものはないにいたしましても、われわれが予想する以上のいゝゆる漸減の速度についてはきびしいものがある。そう考へていかなければならないが、赤城さんが構想を練つたその計画が今防衛庁において再検討されて、新たな防衛計画を作らうとしておる。その防衛計画の中に百億圓といふものを期待して計画が立てられた。しかしこの千五百億の期待といふものが容易ならぬ事態であるとするならば、そのままの計画を遂行するためには、援助が少なくなるかもしれない分だけは日本の経済力、いわゆる日本の自力でもつてこれをまか

のりて計画を進めるのか、またはその計画の一半といふものを縮小してやつていくのかといふことが、私は重大なポイントになつてくるのではなからうかといふふうに考へますが、首相の御見解はどうでしょうか。

○池田(勇)国務大臣 赤城構想といふものは私は存じておりません。従ひましてどういふふうなものでありますか、今防衛庁で、先ほどお答えしたやうに検討いたしておるのであります。日本の国力、民生の安定、世界情勢、そしてまた一つにはアメリカがどのくらいの援助をするか、そういう各般の事態を頭に置いてたゞいま検討をいたしておるのでございまして。

○緒方委員 何か赤城構想なるものは、赤城さんが防衛長官のときに、赤城さんがどこか山の中に入つて一人で考へたことのように池田総理は言われ

ておりますが、赤城さんが出されたいわゆる第二次防衛計画の草案といふものは、防衛庁の中で練られた一つの案であると思ひます。単なる赤城さんの思ひつきではない。その計画を練つた方々が今防衛庁の幕僚の中におつて、同じことを再検討しておるというのをわれわれは考へなければならぬ。何も赤城さん個人の思ひつきの発表ではない、私はこういうふう

に考へるわけですが、だから、私は赤城さんのときの構想が、全面的に再検討しなければならなくなつた一つの前提は何かといふと、アメリカに対する期待額といふものを、その状態の中で考へたやうに見積もるわけにはいかないという現実が、そうしておるものではないかといふふうに考へるわけ

です。私は赤城さんのことは知りませんが、少しく総理大臣としては無責任なお答えではなからうかといふふうに私は考へます。

○池田(勇)国務大臣 防衛庁で決定したもので、それは防衛庁の問題でございまして。私は当時閣僚でございまして、閣議にかかつたわけでもないし、国防会議にかかつたわけでもございせん。また閣議の場にはありません。防衛庁で決定した案でもない。だから私はそういうものは見たこともございせんし、国会で赤城さんの何か意見を聞いたことはございしますが、その内容につきましてはつまびらかにしておりません。従ひましてそれを議題にしてどういふこととはまた早い

のではないかと思ひます。

になり、防衛長官がかわったからと
いって、根本的にそれをほくすの中
に入れないならぬ理由は一体どこ
にあるのですか。人がかわったから何
もかもやり方が変わるのだというふ
りなやり方は、私は納得のいかない問題
じゃないだろうかと思ひます。その点
はどうでしょう。

○池田(勇)国務大臣 変わることも変わ
らぬとも申し上げておられません。変わ
るとか変わらぬとか言っておるのでは
ない。存じません。そうしてこれは権
威のある防衛庁の決定を受けたわけ
でもございせん。国防会議にかかった
案でもないであります。だから変わ
るとか変わらぬとか、ほくにするとか
なるとかという問題ではないと私は考
えております。

○緒方委員 少なくとも国防会議の議
長が、私は今までのことはあんまり存
じません、またこれが変わったのか変
わらないのか、その点私はわかりま
せん。これで国防会議の議長たるあな
たが、最高責任者としての役目が果た
せましたか。今までの過程はこうであ
ったが、こういう障害があったから再
検討しなければならぬというところ
を、あなたははっきりと握っておか
ないで、日本の国防の最高責任者とし
ての役目が果たされたと私は考えま
せん。あまりにも役目に対する無関心と
無責任なのか、それともわれわれ議員
を愚弄しておるのか、いずれかでなけ
ればならないと思ひます。あまりにも
無責任な答へではなからうかと思ひ
ます。

○池田(勇)国務大臣 一国の総理とい
たしまして、国防問題について関心は
持っておりますが、前の一時代のあ

る大臣が、これは決定も何もせずに、
その間での構想につきましてもやこう
批評を加えることは差し控えたいと思
ひます。私の地位が重要であるだけ、
私は以上のようにお答えするよりほか
ございせん。

○緒方委員 あまりこのことに深入り
しても、時間がございせんから、先
に進めせんからやめておきますが、
もしアメリカのいわゆる援助が期待通
りにいかない情勢になるとするなら
ば、防衛の一つの構想、計画というも
のは、日本の国力に合うよりよるな形
で、民生の安定を阻害しない程度で
もって行なっていく、大体こういう御
答弁であつたと思ひますが、もし今
後、極端な話からいいますならば、
アメリカの援助というものが皆無に
なつたという想定の上に立つて、長官
も総理も日本の国防が漸増にならない
状態になつてもやむを得ない、こうい
うお考えですかどうか、その点も一つ
お伺ひしたい。

○池田(勇)国務大臣 先ほど申し上げ
ましたように日米共同防衛、こういう
建前から考えますと、全然援助がな
いというふうなことを想像してとやこ
う言うことは、あまり益がないと思ひ
ます。事態に沿つてわれわれの構想、
議論を進めていくべきだと思ひます。

○緒方委員 時間がありませんから、
大体の話は打ち切りますが、アメリカ
においても国防問題についての再検討
の時期に立たされてゐる。すべてが変
わらうとは思ひませんが、今までの
アイゼンハワー政権下に行なわれて
おつた力の政策、軍備拡張一点ばりの
政策が、さしものアメリカの台所の底
がのぞかれるような状態を引きずり出

してしまひました。そのアメリカの力
の政策に乗つて、言うなりになつて
いつた韓国、台湾、南ベトナム、トル
コ、こういう国は、国民生活というもの
はまさに塗炭の苦しみの中に追い詰め
られて、経済的な成長というものは一
切途絶してしまつてきておる。軍備を
拡張するということは、貧困の政策で
あるといわれております。私も今まで
のことは別として、池田総理も、新し
く日本の再出発のために、冗費、むだ
づかいの金を、できるだけ民生安定、
国民生活の向上の方に振り向けて、こ
の防衛というものに對する一つの考
え方を根本的に考え直す時期に、客観的
な情勢は要求しておるのではなからう
かと考えておりますが、池田総理の御
答弁を一つお願いしておきます。

○池田(勇)国務大臣 わが国の防衛と
いうことは、単に自衛力を増強するとい
うことではございせん。やはり民
生安定、経済の発展でございせん。そ
の間のかね合いにつきましましてわれ
われは検討し、施策を講じておるので
ございせん。今後の世界の情勢の推移から
見まして、私は自衛隊の国力に沿つて
の漸増ということを変へる気持はござ
いせん。

○緒方委員 これ以上御答弁をお願い
しようと思ひませんが、韓国の実情
は、あなた方が想像し、発表いたして
おるような状態とは大よそ違ひ現状で
ございせん。台湾においてもしかりで
ございせん。南ベトナムにおいても、
その政權の危険に直面しておること
は、生活の不安の中から出てきた一つ
の現象でございせん。トルコのメンデ
レスの失脚も、同様に国民の生活の犠
牲がこれ以上耐えられないという一つ

の現実の現われであります。そういう
轍を日本は踏みたくないということを
われわれは念願しておる。だから私は
今具体的に何ら危険も感じない、外国
の侵略というよりなことに名をかつ
て、軍備の拡張の政策で国民の生活を
犠牲にすることは、かえつて国力が危
険に瀕する結果になるものと私は憂
へます。そういうことを再度御検討に
なつて、第二次防衛計画は、アメリカ
の期待がどうありとどうありとに
かわらず、日本の防衛は国民の生活
を土台に置いた防衛計画に立て直して
いただくことを要望して、私は次
の質問者に譲ります。

○久野委員長 次に田口誠治君。
○田口(誠)委員 総理のおいでになつ
ておる時間が短いので、質問者の数
が多い關係上、十分にお聞きをいたした
ことが聞けないと思ひますので、今
まで審議をした経過からいって、ぜひ
池田総理にお聞きをしなければなら
ないという点を一、二御質問申し上げ
たいと思ひます。

今審議をいたしておりますこの防衛
二法案は、新安保条約による日米共同
体制を強化するという一環のもので
ございまして、第二次防衛計画の一つの
柱になり、土台の一つになるものであ
るわけでございせん。従つてこういう
ものでありますために、審議の過程に
おきまして、私も十分納得の
いく御回答を得たいというので、それ
ぞれ同僚が質問を申し上げたのでござ
いせんが、その回答の内容につきまし
ても、十分に納得をするだけのものが
ありませんでしたので、大きな危惧を
抱いておりますと同時に、国民もまた
新安保条約が成立をいたした後の、第

二次防衛計画の一環であるこの防衛二
法案の審議でありますから、大きな
関心を持つて見守つておるわけでござ
います。従つてそういうようなことか
ら、私はここで総理にお聞きをいたし
たいのは、こういう重要な法案であり
ますだけに、十分に時間をかけて、そ
うして国民の納得のいく審議の上に
立つて結論を出す、これが民主議会の
あり方であらう、かように考えておる
わけですが、この点についてどう思
ひます。

○池田(勇)国務大臣 どの法案も重要
なものでございせんが、ことにこの防
衛二法案は重要な法案と考え、そうし
て委員会における審議も相当私は行な
われたと聞き及んでおるのであります。
従ひまして審議はもうあんまり民主
主義のあれでございせんから、十分
くしてあらわなければならぬ。し
かし審議々々と申しましてもある程
度、程度も考えなければならぬ。相当
審議はされたものと私は聞き及んで
おります。

○田口(誠)委員 今の御回答からい
きまして、相当審議をしたから、もう
そろそろ結論を出す時期になつておる
というふうな心持で、御回答のあつた
ようにお聞きするわけでございせん。
ところが私の方から質問を申し上げた
ことは、今まで質問を申し上げました
事項に対する回答で、それぞれ政府の
方の御回答にそこを来たしてある面も
ございまして、そうして私どもの聞
こうとするところがそのまま回答され
ておらない面もあるわけですが、従つて
先ほど申し上げましたように、とにかく
第二次防衛計画の一環としての二法

えておりません。第一次の補充でござ

います。
○田口(誠)委員　そこで矛盾が出てくるわけなんです、提案された議案の内容から見ると、簡単なことで申しすすならば、これはこの前首相に對しても幾分質問があったと思ひますけれども、定員を増加するという内容でございす。これは現在二十五万四千七百九十九人というのが定員でございす、それを二十六万八千三百三十三人に改定をしたい。すなわち一万三千五百三十四名というものを増員したいというものが、提案の内容になつておるわけなんです。ところが第一次防衛計画の中で定員が決定されておつたにもかかわらず、陸上自衛隊だけで二万七千二百二十名、二万一千名に近いところの欠員があるのではないですか。未完成のものを完成するということになれば、当然定員増というものを提案してゐる前に、欠員を補充することを第一にやらなければならぬと思ひます。しかも今日までのこの欠員を埋める方法としてどうかという質問に對しましては、われわれの納得のいくような内容のものが全然回答されておられません。こういう点の矛盾をどうお考えになりますか。

おける欠員、この問題はそれとは別個に、われわれは今度いろいろな検討を加え、あらゆる手段でこれを補充していこうとしておるのでございす。自衛隊の方に欠員があるからというので、艦船、飛行機の方の部分を切りやめるというわけには参らないと思ひます。

百名は海空の増員でございすから、この点は御納得がいただけると思ひのでありす。問題は陸上自衛隊について千五百名増員する。これも新しく国民の要望にこたえて建設部隊を四、五編成する、大隊等を編成する、こういう意味でこれは国民の要望、非常に御要望が強いのでありす。

数回やる。非常に便宜的な試験方法をとるか、いろいろな方法によりまして、これはわれわれは改善していく強い意思を持つておるのでありす。もちろん現在でも応募の倍数はあるのがありますが、相当の倍数はあるのではありませんが、われわれは質を下げないで、しかも所定の目的だけは達して参りたい、こういう具体的な方法をとつて参りたいと思ひております。

いう欠員というものは、現在あるところの管区隊の六つ、それから混成団の四つ、これを十三個師団に改編をいたしたいということなんです。三つふやすということなんです。三つふやすということとは七千名の師団、結局三個師団ふやすということになるわけなんです。この補充というものは、簡単に考へて何とかいい方法をもつてやりたいというよりなことでございす。従つて十三日の首相に對する質問に對しては、どうしてもできない場合には日本に徴兵制度をしくのかと言つたら、徴兵制度をしく考へ方は全然ない、こういう御答弁でございす。そうして今の防衛庁長官が池田総理にかわつての答弁では、どうしても欠員を補充できない場合には年令を下げてでもやりたいと言つて、基準法に触れるような発言もなされておるわけなんです。従つてこういう法案を今日出されるといふことは、これは池田総理、政治家として、総理大臣として、こういう重要な法案を審議するについて、これは妥当な案であると考へられるかどうかというところなんです。良心的に……それが考へてみても、これは矛盾きつまるものであるわけなんです。妥当性があつたならば、それを具体的に一つ説明してもらいたいと思ひます。

十の今の管区と混成団、これを十三個師団に編成がえといふのは、人員の問題のことよりも、わが国の地形その他用兵の問題から出るのでござい

○池田(勇)國務大臣　今回の定員増の目的は、主として飛行機並びに艦船の要員の補充でございす。御承知の通り予算の決定を見まして飛行機、艦船は増々増強されておるのでありす。この方面に携わる自衛官の不足を補ふことが主でございす。そして陸上自衛隊の方におきましても千数百名を新たなる施設部隊としてお願いいたしておるのでございす、陸上自衛隊に

○田口(誠)委員　最後にお答えになつたいいろいろな方法、考へ方を持つて補充の面を埋めたいということにつきましては、今日までの質問の過程におきましてもいふんその点をただしたわけなんです。ところがこれなれば補充ができるのだというように、われわれの受け取るような御回答がないわけなんです。それで国防會議の議長である池田総理は何かの方法で、いい考へ方をもつてという表現でございす。それが、もう少し具体的に、どういうようにして補充するのだという点を明確にしろというと思ひます。

問題は欠員の処置でございす。欠員につきましては、志願兵制度におきましては、どうしても常時……きのう入る、同時にまた翌日にすつと出るというよりな、普通の官庁の一月一日にぱつと入れて採用するようなやり方ではないのでありす。年何回入れて退職していく契約関係の例でございす。従つて技術等につきましては、志願兵制度においては一応そういう欠員というものは一万名前後ある。また陸上自衛隊におきましても、かりに応募率が非常に盛んな時代におきましても、六千や七千の欠員があることはこれは御納得がいただけると思ひます。問題はただ現在までにおいて比較的欠員の数が多くはないか、これは私も認めます。ただその認めた事実に對してどういう手を打つか。これに對しましてはわれわれは部内におきましては年令を場合によれば十七才でも、よその国々でもやつておる例があるから一つの方法、たとえば学校を卒業してからあまり期間を置いて募集するのがいいのか、あるいは学校を終えたらとたんに來られるようにするのがいいのか、あるいは募兵の技術上の問題がございす。試験が受かつてからまた入隊まで非常に期間を置くと、それぞれのほかの方面へ散つていくというよりな問題もありす。あるいはまた試験を月

○田口(誠)委員　今防衛庁長官の方からかわつて答弁されましたが、どうしても欠員を補充することができないければ、年令を下げてでも補充をしたいという答弁があつたのですが、これはまあ防衛庁長官だから無理からぬことであると思ひますけれども、年令を下げて……今労働基準法では何から使つてはいかないとか、女子の場合の就業はどうかというよりな、一つの規制というものがあつたわけなんです。全然そういうことを考へておるが、全然……とにかくかかかか定員を埋めることができないければ、どんな年の若い人でも入れて補充したいというよりな考へ方は、これは大へんな考へ方だろつと思ひます。それで私はそういうよりな考へ方の上に立つて補充をしたいといふた……の御答弁というものは、これは全く苦しまぎれの答弁であつて、私の方から真剣にこの矛盾をついた質問に對する答弁にはなつておらないと思ひます。この点につきましては重ねて申し上げても無理だと思ひますので、重ねて防衛庁長官には質問はいたさないといふつもりでございす。

それから池田総理にお伺ひいたしたいと思ひますが、今の二万一千名と

五

第一類第一号　内閣委員會議録第三十号　昭和三十六年四月二十五日

○池田(勇)國務大臣　今回の定員増の目的は、主として飛行機並びに艦船の要員の補充でございす。御承知の通り予算の決定を見まして飛行機、艦船は増々増強されておるのでありす。この方面に携わる自衛官の不足を補ふことが主でございす。そして陸上自衛隊の方におきましても千数百名を新たなる施設部隊としてお願いいたしておるのでございす、陸上自衛隊に

○田口(誠)委員　最後にお答えになつたいいろいろな方法、考へ方を持つて補充の面を埋めたいということにつきましては、今日までの質問の過程におきましてもいふんその点をただしたわけなんです。ところがこれなれば補充ができるのだというように、われわれの受け取るような御回答がないわけなんです。それで国防會議の議長である池田総理は何かの方法で、いい考へ方をもつてという表現でございす。それが、もう少し具体的に、どういうようにして補充するのだという点を明確にしろというと思ひます。

問題は欠員の処置でございす。欠員につきましては、志願兵制度におきましては、どうしても常時……きのう入る、同時にまた翌日にすつと出るというよりな、普通の官庁の一月一日にぱつと入れて採用するようなやり方ではないのでありす。年何回入れて退職していく契約関係の例でございす。従つて技術等につきましては、志願兵制度においては一応そういう欠員というものは一万名前後ある。また陸上自衛隊におきましても、かりに応募率が非常に盛んな時代におきましても、六千や七千の欠員があることはこれは御納得がいただけると思ひます。問題はただ現在までにおいて比較的欠員の数が多くはないか、これは私も認めます。ただその認めた事実に對してどういう手を打つか。これに對しましてはわれわれは部内におきましては年令を場合によれば十七才でも、よその国々でもやつておる例があるから一つの方法、たとえば学校を卒業してからあまり期間を置いて募集するのがいいのか、あるいは学校を終えたらとたんに來られるようにするのがいいのか、あるいは募兵の技術上の問題がございす。試験が受かつてからまた入隊まで非常に期間を置くと、それぞれのほかの方面へ散つていくというよりな問題もありす。あるいはまた試験を月

○田口(誠)委員　今防衛庁長官の方からかわつて答弁されましたが、どうしても欠員を補充することができないければ、年令を下げてでも補充をしたいという答弁があつたのですが、これはまあ防衛庁長官だから無理からぬことであると思ひますけれども、年令を下げて……今労働基準法では何から使つてはいかないとか、女子の場合の就業はどうかというよりな、一つの規制というものがあつたわけなんです。全然そういうことを考へておるが、全然……とにかくかかかか定員を埋めることができないければ、どんな年の若い人でも入れて補充したいというよりな考へ方は、これは大へんな考へ方だろつと思ひます。それで私はそういうよりな考へ方の上に立つて補充をしたいといふた……の御答弁というものは、これは全く苦しまぎれの答弁であつて、私の方から真剣にこの矛盾をついた質問に對する答弁にはなつておらないと思ひます。この点につきましては重ねて申し上げても無理だと思ひますので、重ねて防衛庁長官には質問はいたさないといふつもりでございす。

それから池田総理にお伺ひいたしたいと思ひますが、今の二万一千名と

ます。定員の問題と直接には関係ないのであります。

○田口(誠)委員 用兵の問題についてちよつと具体的に説明していただきたい。

○西村(誠)大臣 これは少し専門的なことですから、私からお答えいたしますが、それで十の単位に現在分かれておりました、約十年近くを過ごして参つたのであります。その間に御存じの通り今日の陸上自衛隊は、装甲車あるいは運搬車等による機動力をもつて、長い隊列を作つて移動するならば移動しなければならぬ。現地管区隊の一応の編成の単位は一万二千七百名、こ

いてミサイル兵器を持ち込んでミサイル化するということは、大かたこういうことは決定的のようになっておるわけですから、それで私が伺いたいことは、これは、このミサイル兵器の中には核弾頭をつけれられるものもあるわけなんです。それで最近では小型の核弾頭というものが相当に重宝がられて、これがまた効力を相当に發揮いたして、おるもので、それで十三個師団を編成すると同時に、ミサイル化をするのと同じに、小型ぐらいの核武装は日本の自衛隊に持たれる考えであるかどうか。これは国防会議の議長さんにお伺いしたいと思ふのです。

○池田(勇)國務大臣 たびたび申し上げております通り、また前内閣の時代から申し上げておりますように、ミサイルは持ちますけれども、核弾頭をつける核兵器を持つことはいたしません。

○田口(誠)委員 そのことは日本の予算上の問題であるか、それともまだ米國の方からそういうような要請があつたり、話し合いがついておられないか、その考え方を持っておられるのか、もう一つは憲法解釈上から言われておるのか、お伺いしたいと思ふのです。

○池田(勇)國務大臣 あらゆる方面から考えまして、そういう意見を持つております。

○田口(誠)委員 あらゆる方面というのは、私の質問は、予算の面からと、それから米國との調整がとれておらないということ、それから憲法違反になるということ、この三つが含まれておると思ふのです。これをその方面から考えてという御答弁であるわけなんです。ここで私は今日までの審議の経

過から、総理大臣の意見と今日までの意見と、重要な点で相違のある点が一つ出てきておるわけなんです。それは憲法解釈上からいいますと、小型核兵器は絶対に新憲法上からいって持てないということ、場合によつてはあり得ないのじゃないかというふうな、原則としては持たぬのだけれども、場合によつては持てるのだというふうな表現になつておるのですけれども、池田総理の方は、やはり憲法違反になるから、これは持たないのだということ、と申すのです。その点明確にしてもらいたいと思ふのです。

もそういう攻撃的なものは持ち得ない。また原子力基本法から申しまして、法律的に平和利用以外には持たない、こういうことになつております。またわれわれは核兵器の洗礼を受けた唯一の國民でございます。平和を祈念しておる關係上、そういうものは持たないといふ政治的にお答えいたしておるのであります。

○田口(誠)委員 時間がございませんで、最後に一言だけ確認をしておきたいと思ふのですが、今の小型核武装の關係でございしますが、これは今いろいろと回りくどく説明をされたわけでございますが、端的に言つて、現在の憲法上から疑義があるということを確認しておいてよろしいですか。

○池田(勇)國務大臣 ただいま申し上げた通りでございます。

○田口(誠)委員 もう時間が超過いたしましたので、私は終わらせていただきますけれども、この点につきましては、あとから同僚議員が質問するだろうと思ひますので、これで終わらしていただきます。

○久野委員長 次に飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 もう緒方さんや田口さんから基本的な問題を伺いましたし、あとには石橋君がやはり基本的なことを伺う予定ですから、私は三つだけごく簡単な事実を伺つておきたい、こう思ひます。

まず第一には、今も田口さんのお話にも出たのですが、核兵器、この問題が、日本自衛隊の所有すべきものなりやいなや、あるいはアメリカが持ち込む場合に事前協議の対象となるやいなや、こういうことが非常に議論されました。だがしかし、世間にCBRと並

び称せられております化学兵器、あるいはバイオロジカル・ウィーポン、細菌兵器、こういうものについての御見解はほとんど伺つておりませんでした。この際これについて伺つておきたいと思ひますが、まず日本の自衛隊は化学兵器、すなわちもつと端的に申し上げれば毒ガスのな兵器を、あるいは細菌兵器のなものを所持している意思があるかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 私は毒ガスの使用は国際法上禁止されておると思ひます。いろいろ新しい兵器につきましては、あまり存じませんので、専門家からお答えさせます。

○西村(誠)國務大臣 CBRのことでございますが、われわれとしましてはあくまでも自衛でございします。従つて現在たとえば核の放射能の被害であるとか、たとえば核兵器にしましては、そういうものの防衛の面、これについてはわれわれは当然研究はしていかなければならぬ、あくまでもこれを防いで参る、その意味でわれわれはきつめて消極的な態度をとる、こういうふうにお答え申し上げます。

○飛鳥田委員 日本の自衛隊が両兵器を持たない、こういう意思ははっきりいたしました。ところがアメリカの新聞などを見ますと、アメリカ・ユタ州ソルト・レークの砂漠の中に工場ができ、建設費約一億ドル、三万三千平方キロ、一九四七年以降約三千四種類の細菌兵器を製造中だ、こういうわけになります。そしてそれは三百グラムあれば全人類を絶滅することができ、こ

ういふふうにご紹介されております。しかもさつきちよつと総理は国際

法に禁止されているというお話でしたが、多分御存じだろうと思いますが、国連の軍縮委員会の中では、一九四七年以降再々わたって、この兵器の禁止あるいは製造停止、こういうことが形の上では議題となりながらも、現実には討議をせられずにお流れになってしまっている、こういうことでありまして、国連はこのことに関して結論に達していないわけです。だからアメリカがそういう工場を持つということもあり得るわけでありまして、そしていろいろアメリカの平和団体が出してあります。パンフレットなどを見ますと、これに対する反対運動がたゞさんあります。もし原爆を日本に持つてくることについて反対だ、そして事前協議の場合にお断りする、こうおっしゃるのならば、そうした化学兵器あるいはバクテリア兵器、こういうものを日本に米軍が持つて参ります場合、これは事前協議の対象となるのでしょいか、それともまた事前協議の対象となつてあなたこれを拒否なさるお心持であるのかどうか、これを伺つておきたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 細菌兵器と申しますか、何かCBRですか、これは国際法上私は使用を禁止していると思ひ得ております。製造までは禁止しているかどうかは存じません。しこうしてこの実体がよくわからないのですが、核兵器につきましては事前協議——装備の重大な変更でございます。しかしCBRというものはどういふものかわかりません。装備のはなはだ重大な変更ということならあれですが、実体がよくわかりませんので、その点をお答えするわけには参りません。

○飛島田委員 はなはだ失礼ですが、日本の防衛をつかさどる最高責任者として、少なくともCBRというのは並んで議論をせられてゐるものです。そしてすでにインシュタイン博士も、これは水爆以上の災厄を人類にもたらすだろう、こう言つておられますし、水爆と異なつて、住民が殺されるだけで建物や土地はそのまま残るから、これを使用する誘惑というものは非常に大きい。だからこれは非常に危険なものだということを再々言つてゐるわけです。そして御存じのようにイギリスで起こりました平和運動、原爆禁止運動についても、バートランド・ラッセル博士などはこのC及びBの兵器について、口をきわめてこれが停止を訴へてゐるわけです。一國の総理大臣として、これのおそろべき殺傷力なりその内容というものを、それは科学者ほど御存じになる必要はないと思ひます。が、しかしその重大性を知らぬといふのは、いささかつかつてはなないだらうか。おそらく世界じゅうの國の責任者にして、CBRのCBを真剣に考へていらつしやらない、知らなかつたとおつしやつた総理は、あなた一人ではないだらうかと私は思ひます。しかしまあ、そんなことを言つても切りがありません。少なくともこれが水爆以上に大きな大量殺傷力を持つてゐるという事実を覚えておいて下さい。そして同時に、これは朝鮮戦争の際にも部分的に使われたのではないかと、いささかあるという事実も覚えておいて下さい。そしてまたあなたの部下は、アメリカのそういうものにある程度協力しているにあらざるやと思はれる節のあることも覚えておいて下さい。勞務基

本契約の中で丸山長官は細菌学職といふものをアメリカ軍に提供してあります。そして日本では石井部隊という細菌部隊がありましたことも世界で有名なものです。アメリカの上院の外交委員会、軍縮分科会の報告書を見ますと、第一次世界大戦のときにはCBが使われた。そして第二次世界大戦においてこれを使つたのは日本だといふことがちゃんと書いてあるのです。それだけ明らかでありまして、石井部隊といふものがありましたといふ事実も覚えておいて下さい。これだけの事実があつて、それでなおかつ御存じないといふのは、私はちよつとさうなずけない。もう一度伺ひますが、細菌兵器、ガス兵器、こういうものをアメリカ軍が日本に持つてこようとするれば、それは事前協議の対象となるべきものですか。事前協議の対象としなくてよろしいものですか。

○池田(勇)国務大臣 私はさういふ細菌兵器は国際法で禁止してゐますから、さういふことはないと考へております。

○飛島田委員 そつちたしますと、もし国際法で禁止をしておつても、先ほどあなたのおつしやるように所有することあるいは製造することまでは禁止されてゐない、さうおつしやつたのですから、使用しないこととはないと信じますが、あなたがさういふのなら話がかかりませんが、日本の國內に持つてこなさい、さういふところまではあなたには保障できないでしやう、国際法でも……従つてさういふものは事前協議の対象となりますか、なりませんか。

○池田(勇)国務大臣 使用することはできないものになつてゐるものを、これは事前協議するといふ問題は起こらないと思ひます。さういふものは使われないのであります。

○飛島田委員 それでは伺ひますが、もしかりに持つて参りました場合には、国際法違反といふことをたてにして、日本政府はそれの國外搬出を要求できますか。

○池田(勇)国務大臣 国際法で禁止してゐるものを、ここで論議するといふことはナンセンスだと思ひます。

○飛島田委員 よろしうございませう。ナンセンスである以上、当然日本の政府はそれに対して措置をおとりになる、さう私は了解します。これが第一の問題。

第二の問題として、今まで安保条約の問題について、第七艦隊は在日米軍ではない、さう岸総理も藤山外相もお答えになつてくれたのです。従つて第七艦隊の行動といふものは事前協議の対象とならぬ、さういふお話でした。さう伺つてよろしいわけでしょうか。

○池田(勇)国務大臣 第七艦隊は日本にいないのでございませう。在日米軍ではございませう。

○飛島田委員 そつちたしますと、御釈釈に對して、私もある程度議論が成り立ち得るかと思つておりました。ところがアメリカの議会の公聴会などを拝見してみても、私はがく然といひました。一九五九年の相互安全保障法に関する公聴会を見ますと、フェルト將軍は——これは太平洋地区司令官ですが、フェルト將軍は、第七艦隊は日本から離れては存在し得ないといひてあります。「ダズ・ノット・メイ・イン・イツ・セ・ルフ・オフ・ジャパン」と書いてあります。

す。さう見ますと、日本から離れて存在できない第七艦隊、さういふふうにはつきり責任者が言つておられるわけです。しかも第七艦隊の旗艦はヘレナです。このヘレナの母港は横須賀になつており、そしてこの艦隊の司令官であるキベツト將軍の官舎は横須賀にあります。さうなつて参りますと、在日米軍でないといひ切つて、それで平然と済ましていけるものかどうか。やはりこれらのアメリカの、現実に第七艦隊を運営しておられる人々の見解を、もつとわれわれは考へ直してみることがあるのではないだらうか。一方の國の総理大臣は、第七艦隊は在日米軍ではありませう、日本にいないのですからと、あなたはおつしやる。片一方の太平洋地区司令官は、第七艦隊は日本を離れては存在できない、さういふのです。さういふことについて日本國民が疑問を持たないとしたら不思議ではないでしやうか。私はやはりこの点について、國の最高責任者としてのあなたに明快な御判断を仰いでおきたい、さう思ひます。決してからむわけではありませうから率直にお答え下さい。

○池田(勇)国務大臣 第七艦隊の基地はどこにあるかといふ問題になりますと、いろいろな説があると思ひます。われわれは一応フィリピンではないかといふ氣持を持つておりました。しかし御承知の通り第七艦隊は極東太平洋地域を舞臺にして、いろいろ活動してゐるようでありませう。従ひまして日本の領海内、日本におりますときは第七艦隊も在日米軍といふことが言ひ得られませう。ただ向こうの國會で日本を離れては存在し得ないといふ意味がど

ういう意味が私はわかりませんが、補給その他の関係や何かあるのではないのか、私の第七艦隊に対する見解は以上の通りでございます。

○飛鳥田委員 やはり事前協議の対象として在日米軍の行動を規制する、こういう基本的な精神は、日本が不必要に日本国内に起こった以外の戦火に巻き込まれないことを配慮してのことだ、これは岸さんがはっきりとおっしゃったことです。その精神に照らして、在日米軍なりやいなやをきめていかなければなりませんし、そしてまたその行動を規制していかなければならぬわけですね。単なる言葉の遊戯で問題が解決するとは思いません。第七艦隊が日本にいる間は在日米軍だなどとおっしゃるのはいかたがなものでしょう。艦隊というものはいつでも一つの港にいるものではないです。あちらこちらに出撃し、こちらにあるときには遊よくするというのが任務であって、その港に入っているときだけ在日米軍——それではフィリピンのスービック港に入っているときだけ在日米軍、台湾の基隆港に入っているときだけ、在日米軍、沖縄に入っているときだけ、在日米軍だなどという話が、巷間の冗談話ならいざ知らず、一体この国会で通用していくでしょうか。お互いに水かけ論とおっしゃればそれまでですが、私はやはりこの第七艦隊が日本を離れては成立し得ず、そしてその艦隊であるヘレナの母港が——司令部は確かに海上にあるらしゅうございませう。だがしかし艦隊のヘレナの母港が横須賀であり、そこにキベツト中将の官邸まである、こういうことでありますならば、これは非常に日本に強く結

びつけられておる艦隊、こう言わざるを得ないのではないのでしょうか。そしてこれはアメリカのインディアナポリスで出しておりまして海軍の白書であります。海軍白書を見ますと、横須賀は太平洋勢力のかきであるということをはっきり言っております。もしそうだとすれば、これだけ横須賀に強く結びつけられ、横須賀を中心にして行動する第七艦隊というものが、在日米軍でないということだけで事前協議の対象から離れてしまおうということに、何らかの矛盾をお感じになりませんか。

○池田(男)国務大臣 第七艦隊がもし日本を基地として作戦行動をとるといふ場合につきましては、私はもちろん事前協議の対象になると思います。しかし今の具体的な問題で日本を基地として作戦行動をとるかという点については、事実問題でございます。ですから専門家に御答弁いたさせます。

○飛鳥田委員 そこで問題が出るわけですね。基地として作戦行動をとる場合には事前協議の対象になる、こうおっしゃる。すなわち横須賀を離れて第七艦隊が成立しないという事実上の問題を肯定なさるわけですね。そこで問題は進んで、基地として作戦行動をとるとおっしゃるのですが、一体基地として作戦行動をとる考えになる場合、横須賀から出ていってすぐミサイルを撃つ、大砲を撃つ、そういうことだけを考えたにないのでしょうか。これは常識的に笑いのものです。少なくとも横須賀の利用が密接に行なわれた場合には、基地としての程度まで利用せられているかということも明確にし

ていただかないと困るのではないだろうか。基地としてという意味をもう少しはっきりしていただきたい。

○池田(男)国務大臣 私は艦隊その他の補給が横須賀で行なわれるというところをもつて、直ちにこれを基地と考えるわけにはいかぬと思います。従って事実問題でございますから、政府委員からお答えいただきます。

○林(修)政府委員 飛鳥田委員よく御承知と思いますが、在日米軍という言葉自身は実は安保条約にはないわけでございます。昨年問題になりましたのは、在日米軍というのには事実問題として起こるようになったことだと思っております。そういう意味において、日本に本拠を持つておられない意味において、第七艦隊はいわゆる在日米軍ではない、かように申してきているわけでございます。しかし御承知のように事前協議条項におきましては、つまり在日米軍であろうとなかろうと、日本にあるから在日米軍でございますが、要するに日本を戦場基地として作戦行動に出る場合は、事前協議の対象になっております。従いましていかなる艦隊といえども、日本を戦場作戦行動の基地として使つて、そこから出ていくという場合には、事前協議の対象になるわけでございます。しかし戦場作戦行動というものは、昨年御説明したと思いますが、補給行動は含んでおりません。一般の意味の補給行動は含んでおりません。従つて単に補給の基地になつたということだけでは、これは戦場作戦行動の基地とは言えないと思ひます。やはりそこを基地として、直接的な戦場作戦行動に出る、こういう場合のことでございます。御承知のよ

うに空軍の場合あるいは陸軍の場合は比較的その点がはっきりいたします。が、海軍というものは常時海上におります。従いましてはそういう意味に観念はなかなか簡単ではございませぬけれども、要するに横須賀なら横須賀を戦場作戦行動の基地として使うという場合に、事前協議の対象になる、かようなことでございます。一般的に申しまして、第七艦隊は日本に本拠を持つておりません。ですからその場合においては事前協議の対象にならない、かように考えております。

○飛鳥田委員 別に言葉じりをとらえるわけではないですが、日本に本拠を持つておられないと、あなた断言できますか。だって海軍の白書なんかでも明確に書いてあるのです。しかもこれはアメリカ政府の出版物ですよ。そういうものをみんな否定してしまつて、根拠ありませんと——あとでお貸しするからお読み下さい。別にその点で議論をする気はありませんから……。

ともかくそこで問題は、補給が直接的な戦場作戦から区別せらるるという観念に問題があるのではないかと、むしろ戦場作戦をやるといふ目的を持つて補給をしていく行為は、戦場作戦行動の中に当然含まれるべきものであり、通常の平時における艦隊遊よくに必要な補給は、これは戦場作戦行動に含まれない、こう考えなければ常識的に納得できないのではないのでしょうか。いかがでございますか。いかなる補給でも戦場作戦行動に含まれないとおっしゃいますか。戦場作戦行動を遂行するための直接的な補給というものは、当然戦場作戦行動に含まれると考えなければならぬものではないでしょうか。

○林(修)政府委員 これは昨年もお答えしたかと思いますが、要するに戦場作戦行動に直接結びつくような補給、たとえば前線で戦争している場合に武器弾薬を戦場部隊が送つてくる、こういうものは戦場作戦行動の一部だと思ひます。そういうものでなくて、艦隊に對して水を供給し、また弾薬を補充するために入つてくる、こういうものは私は普通の意味の戦場作戦行動ではない、かように考えます。

○飛鳥田委員 少なくとも補給が自身の中に戦場作戦行動と一体をなすべき補給行動があることは認めになつた。そこでそういう戦場作戦行動と一体をなすべき補給行動が、平時の補給行為を区別するのはだれですか。そして事前協議に付さなければならぬという決定をするのはだれですか。

○林(修)政府委員 先ほど申しましたように、補給行動というものは、この戦場作戦行動の中に含まれるようなものが入つていくということでございます。戦場作戦行動の外に及ぶようなものはもちろん含まれないのでありまして、さつき申したように直接的に、たとえば空挺部隊に対して武器を補充するとか、あるいは前線に出動しているものに対して戦場部隊が武器を持つていく、こういうものは戦場作戦行動の一部と考えられます。そういうものはその戦場部隊自身戦場行動しているわけではございませぬが、これは戦場作戦行動だ、かように考えるわけでありませう。そういうものは結局事実上の事実問題で判定していくほかはないと思ひます。が、実際上は常時協議して、その範囲をきめていく、かように考えているわけでありませう。

回、一緒に会いました。

○飛鳥田委員　実際はそういう御交渉にもかかわらず、私横浜の調達庁で調べてみたのですが、かえって米軍の使用頻度は高まっている。今まであまり

北富士は使わなかつたのにもかかわらず、このごろは猛烈に使っているじゃありませんか。かえって逆になっているわけですね。聞くところによりますと、ここへ来ておりますものは沖繩の第三海兵団だという話であります。これはいかがでしょう。

○西村国務大臣 私から申し上げた方が、事具体的でございますから述べますが、確かに頻度は高まっております。それはその間、昨年一カ年の状況を見まして、情勢の変化等も多少加わっております。ですから、米軍の立場々々で事情等もあらうと思ひますが、しかし同時に日本側における交渉の経過もございまして、それら兩者相対して使用回数あるいは返還の条件を考へていく。それから沖繩の海兵隊というお話もありましたが、大体あれを使う主力は沖繩の海兵隊であるといふことも確かでございます。

○飛鳥田委員 そこで問題が起りますのは、日本の基地を在日米軍でない沖繩の海兵隊に勝手に使わせておいて、その方面は知らぬ顔、そして現実に横須賀に基地を置いてる第七艦隊は在日米軍ではないという形で、向こうへ突き放してしまふというやうなやり方が、一体許されるものだらうか。なるほど在日米軍でないといひましても、沖繩の海兵隊は日本にやつて参りますと、在日米司令官の区処を受けるとか、統率の中に入るとかいうような形式的な変更はあります。しかし現実的に第三海兵団は、また太平洋地区司令官の命令があればさつと行つてしまふのでありまして、これは明らかにどんな形を整えようとも在日米軍ではないわけですね。この在日米軍でないもの

に北富士の演習場を使わせるということについて、総理はいかがお考えになるでしょうか。

○池田(男)国務大臣 従来内地に駐留しておりました米陸軍と同様に、昔から沖繩におりました陸軍も使つておつたわけでありまして。私が返還の交渉をいたしましたときにも、これは今お話のように日本に参りまして在日米軍の指揮下におき、こゝより關係上、あれを返還を受けても従来通り使つても差しつかえないから、日本の自衛隊に返して下さい、こゝよりこゝで使つておるのであります。従来からさういふやうな格好をとつておりましたので、在日米軍の指揮下にある場合におきまして富士演習場を使うことは、従来もさうでございますし、今後とも認めていかざるを得ぬと考えております。

○飛鳥田委員 沖繩の第三海兵団は一体何をやる軍隊か。今度の三月二十八日に出ましたケネディの国防予算特別教書をお読みだと思ひますが、このマリンこそはアジアにおける機動部隊として——ケネディ氏のいわゆる極東に起るいろいろな浸透作戦、あるいは自由に対する脅威、こゝよりあらゆる変に備えるための機動部隊として沖繩にためられてゐるわけですね。こゝよりものが富士の演習場を公然と使つてゐる以上、アジアの諸国民は、何だ、日本は結局アメリカのしり馬に乗つて、おれたちの國へ勝手なことをするたの軍隊を作つてゐるじゃないかという印象さえ持つてはすです。同時に、この第三海兵隊は核兵器戦争、非核兵器戦争、この兩者に備へることのできる装備をして

おる、こゝよりアメリカ軍の発表で、さうだとすれば、この北富士でどのような演習をしておるかといふことが、想像のつくことで、こゝよりこゝの点について、核兵器の持ち込みは困る、こゝよりおつしやる以上、この第三海兵隊が富士へ入つて参りますたびに、一応あなた方は、これが核装備はしてゐるのか、あるいは核に對して對抗する手段を考へてゐるのか、さういふことをお確かめになつて使わしていらつしやるかどうか、これを伺つておきたいと思ひます。

○池田(男)国務大臣 具体的問題でありますから防衛庁長官から……。

○西村国務大臣 われわれは沖繩から参ります海兵隊の大体の任務は存じております。言いかえまして、これは局地戦を對象にしましたらいろいろな戦闘行動をございします。従つて日本のあの富士山麓の地形等もかなり訓練に役に立つ、さういふ意味から使つてゐるのであります。またこれは私も当然の目的は、やはり極東の平和と日本の安全に寄与するといふ、言いかえれば安保体制によつて施設を提供する一つの目的の範囲内でございます。さうしてただいま核とか非核とかいふお言葉がございましたが、國內において局地的核戦争のためにやつてゐるという事実は私も聞いてもおりませんし、さういふ事実はないと思ひます。あくまでも普通の砲台といふは戦車によるところの地上演習でございます。

○飛鳥田委員 だんだん長官はほんとうのことをおつしやり始めたわけですね。地形の点、さらにはアジアにおける局地戦争の戦術訓練である、こゝよりおつした。今アジアにおいて火の

ついでいるところはどこですか。ラオスじゃありませんか。しかも巷間伝うるところによりますと、ラオスの地形とあの富士演習場の地形とはそっくりである、だから返せない、こゝよりアメリカがはつきり言つてゐる、こゝよりこゝに伝はつてゐます。だれがどう考へてみたところで、なるほどそれはもつともな話であります。国際情勢の変化とさつきおつした。さうしてアジアにおける局地戦争の訓練である、こゝよりおつした。そして第三海兵隊であるといふこともお認めになつた。しかも第三海兵隊は今何のために待機しているかといへば、これはラオスにおける戦闘に備へるためだといふことは米軍の発表です。すなわちちやうどかつて妙義山の演習場を朝鮮における山岳戦のために米軍が使つたのと同様に、富士の演習場は今ラオスにおける戦闘訓練のためにしばしば使われてゐる。頻度が高まつてゐるという事実も、これも隠せない事実じゃないでしょうか。さういふことをそのままやむを得ないといふふうに総理、おつしやつて使わしてゐるに、それで日本の極東政策が云々、平和を求めると日本の政策が云々などとおつしやつてみたところ、アジアの国民がこれを信じないのはあたりまえだと思ひます。問題は富士の演習場の問題にあらずして、日本のアジアにおける平和に對する態度を疑はせる問題にまでこれは発展していくといふことを、一つ十分承知をしていただきたい、こゝより私は思つてゐるのですが、その点いかがでしょうか。

○西村国務大臣 私の説明についての部分だけ申し上げておきますが、これは

は富士演習場がラオスと同じだから、こゝよりこゝにはちよつと飛躍し過ぎるのではないかと思ひます。また川の状態、ジャングル状況、こゝよりこゝから考へても違ふのであります。ただ砲とかタンクの演習、歩兵的な演習、これを目的にし、同時にこれは日本の共同防衛にも、言いかえれば日本の平和、極東の安全、これに寄与するもの以外にないといふふうに私は解釈してゐるのであります。

○池田(男)国務大臣 極東の安全と平和のために、ある程度の基地を安保条約で認めておるのであります。われわれはその条約によりまして、与えられた範囲内におきまして、これを寄与することを認めておるのであります。

○飛鳥田委員 私は問題を三つの問題点についてだけしほつて伺ひました。しかしどの一つをとつて考へていただいても、問題は具体的でありながら、全体としての政治にからむ問題であつたと私は信じます。さういふ点で、この問題について単なるコンニャク問答をし、たとへば今西村長官が、私がラオスと地形が似てゐる、同じだといふ言つた言葉ばかりをこらえて、氣候が違ふ。あたりまえです。ラオスと富士が同じだなんて私だつて言つていやしな。さういふことで問題をそらそうとなさらずに、北富士でジャングル戦をやつたり、あの山の高低の中でラオスにおける戦術訓練と比較的同じ状況があるのだといふ意味で、あれを使つてゐるのだといふふうにちやんとおとりになつて、まじめに一つお考へをいただきたい。この問題はただ社会党があなた方を責め上げるなどとい

う形の問題ではないのです。ですから、きょう私はただ事実を並べて反省を求めているというだけで、もつとすなおに聞いて、もつとすなおに日本全体の政治のあり方、そして極東の平和を求めていく池田内閣のあり方というものを、深く反省せられることを私は望みます。以上で私の終わります。

○久野委員長 次に石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 先ほど諸方委員に池田総理が答弁した際に、どういふ問題を話し合うのかというのを盛んに伺いました。総理は別にお漏らしにならなかつたわけですが、ただ私、こゝでせつかく初めて総理になられて池田さん、アメリカに行かれる。アメリカの方で中心になつて話をする大統領も、ケネディが新しくかわつて就任しておる。全く初めての話し合い、そういうことになりました。何としても日本側から絶対に持ち出さなくちゃならない問題というものが、ほかにもあると思ひますけれども、一つあると思ひます。それは沖繩の問題です。沖繩の人たちも一日も早く日本に帰りたいという熱望に燃えておられます。日本の国民もまた一日も早く沖繩の施政権を日本に返還させたいと熱望をいたしております。この問題を池田総理が初めて会うアメリカの大統領に提起しないということは、私は絶対にないと思ひますが、その点いかがですか。アメリカに対して沖繩の施政権の返還問題についてぜひ申し入れをするというお考えですか。

○池田(勇)國務大臣 日米共通の問題いろいろございませうが、今この問題をぜひという結論には至っておりま

せん。御承知の通り沖繩問題につきましては、今までの岸総理、また各外務大臣も参りましたときに、いろいろ話をしておるのであります。私もこの問題について関心は持っておりますが、今これを話題にするかどうかにつきましては結論を出しておりません。○石橋(政)委員 これほど日本の国民、沖繩の人たちにも関心の深い問題についてすら、まだケネディに問題として持ち出すことをきめてないというのから総理は少し浮き上がつておられるかと思ひます。この問題について何も秘密にしなくちゃならないような事項もないと思ひます。国民の熱望を受けて、そのまゝ表明してくるというところが、一國の総理としての私は当然の責任であらうと思ひます。その責任を回避されるということでは承服できません。

これに関連するわけですが、最近沖繩の人たちは、日本の国会に議席を持たしてくれ、こういうことも盛んに言つておられます。日本の国民の大半もその気持を十分に私は了としておると思ひます。この問題は国内法上やろうと思ひます。またアメリカと話し合ふなければできない問題ですか。その辺はいかがですか。

○池田(勇)國務大臣 議席を持つというその具体的なことが、代表を送るといふわけではないのでございませう。あるいはフランスが昔アルサス・ローレンを占領しておつたときにそこから選出代議士の席を、空席でございませうが、置いておつたということも聞いておりますが、御質問の点は、選出しないで席を置くということだけで

ございませうか、その点をはつきりしてからお答えいたします。

○石橋(政)委員 沖繩の人たちの代表者を国会に実際に出席させるということは、私も非常にむずかしい問題じゃないかと思ひます。しかしそれでもできるかという一つであります。それができなければ、今総理がおつしやつたように、席だけ置いて空席にして置く、こういうことはできるのかという二つの問題についてお尋ねしたつもりなんです。

○池田(勇)國務大臣 お話の通りに代表を送るということはちよつとむずかしいのではないかと。席を空席でも置いておくかという問題につきましては、私はただいま検討を加へておるところで、問題として取り扱つておりますが、結論は出しておりません。

○石橋(政)委員 それでは実際に出席を願うことは困難にしても、沖繩の人たちの分として議席を持つておくということは検討中だとおつしやいました。が、そのことは別にアメリカと話し合ふわなくても、国内の問題として処理できるわけですね。

○池田(勇)國務大臣 そういふ問題について検討しているのであります。

○石橋(政)委員 それはどういふ意味ですか。アメリカと話し合ふなければできないか、日本だけでできるか、それともまだわからぬといふことですか。

○池田(勇)國務大臣 法律的問題と外交上の問題、いろいろの点がございませうから、検討しておるのであります。

○石橋(政)委員 検討してもまだ結論が出ていないということですか。どうして出ていないのですか。総理がわか

らなければ、法律の専門家がわかるわけですから、一体外交上、外交折衝の面でどういふ点で難点がある、あるいは国内法で処理するとしてもどういふ点で問題があるというふうに、一つ整理して御説明を願ひたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 まだ整理の段階に至つておりません。各方面から検討しておるのであります。御答弁する段階にまだ至つておりません。

○石橋(政)委員 その熱心な沖繩の人たちの熱望を受けて検討しておるということでありませうから、それでは一応それで了承いたしておきたいと思ひます。

次に、第二次防衛計画というものをアメリカに行く際に携へていくという考えはないかという、この間の御答弁があつたと私了承いたしました。が、その点は確認してよろしうございませう。

○池田(勇)國務大臣 そういふものができても、持つていかないといふふうには答へておるのではありません。私はそれはなかなかできないだろうし、またでき上がつたにいたしまして、これを討議するかどうかということとは問題だと思ひます。

○石橋(政)委員 そすると、これもまだでき上がつたら持つていくかどうかかわからぬ。でき上がるか、でき上がらないかもわからないので、まだ検討の段階だといふことになるのかと思ひますが、それほど熱心に渡米に際して機行しようという意図もないようにも受け取れるわけではございませうけれども、私はここで一つ基本的な問題として、防衛計画だけな長期計画が必要なのか、この点について総理のお考え

を聞いておきたいと思ひます。かりにアメリカの援助というものを相当期待しておる。従つてこのアメリカと話し合ひをする際に、こういう形で増強しようと思ひますと、こういうことであるならば、長期防衛計画というものは一つの使命を持つわけです。現に岸総理が昭和三十三年に渡米した際には、そういう目的を持っておりませう。いわゆる防衛三カ年計画といふものを作り出したときには、日本はこのような計画を進めて自衛力の増強をやります。従つて米軍の方も一つ特に陸上部門、陸軍は早急に撤退して下さいという要求をいたしております。これを承認されております。これも一つの長期防衛計画策定の目的にならうかと私は思ひます。今度第二次長期防衛計画を作らうという態度を、池田内閣もお示しになっておるようです。しかもこれもだいたい紆余曲折があつたと思ひます。去年作らなかつたといふところから見て、あまり熱心でないのではないかと感ずる私たちが率直に受け取ります。それはそれなりに理解できるのです。いわゆる所得倍増という柱で経済政策に重点を置いていこうとされますならば、どうしても防衛計画の方まで手が回らぬといふ気持も十分にわかります。何も防衛予算だけ向こう五年間も指定席、予約席を与えておく必要はないわけ、それも一つの見識だと思ひますが、しかし一月十三日の国防会議ではやはり長期防衛計画を作らず、なるべく早く作りたいといふことをおきめになつておるようですが、今度は一体何のためにこの長期防衛計画を作られようとしておられるのですか。

○池田(勇)国務大臣 日本の国土防衛のために、私は計画を作る必要があると考えております。

○石橋(政)委員 それはたとえは量をふやしていく。第一次計画のように、陸上自衛隊を十八万人にする、海上自衛隊は十二万四千トン、航空自衛隊は千三百機、そういう整備をやつて、特に陸上自衛隊は十八万目標で増強していくから、一つ米軍の方は早く撤退してくれという目的は、第一次計画の場合にはあつた。第二次計画の場合にはふえませんが、質的増強という表現が使われている。質をよくしていく。そういうことならば、何も長期計画を立てる必要はないじゃないですか。年度々々その予算の範囲内でいろいろな情勢を勘案して、特に総理が重点を置いておられる民生安定の予算等との兼ね合いを常に考え合せながら、年次ごとに増強できないことはございませんか。

○池田(勇)国務大臣 指定席を与えておく必要はないじゃないですか。その方がより現実的に処理できるんじゃないでしょうか。

○池田(勇)国務大臣 物事の考え方でございますが、わが国防衛というものを経済の成長と見合つて漸増するといふ場合におきまして、一年々々で計画を立てるということとはなかなか困難である。御承知の通り防衛関係費は、継続費その他一年度限りでなしに、三年、四年というよりなこともございまして、性質上私は五カ年計画を立てる方が、その場その場でやるよりも、むだがなくして、うまくいくと考えております。

○石橋(政)委員 しかし実際、計画を立ててみたところで、計画通りいかないというはつきりした証拠も上がつていくわけなんです。池田内閣の立場で、防衛産業の育成強化、そういう面から長期計画が必要だといふなら、一つの理屈だと思ふのですが、別にそういうことはないわけですか。

○池田(勇)国務大臣 防衛生産の計画も、関係各省でいろいろ重点的に考えておるようでございます。そういう問題も全然ないことはございません。あらゆる点から考えまして、やはり自衛力の漸増という建前からいけば、経済力と見合つてある程度の計画は私は必要だと考えております。

○石橋(政)委員 せっかく計画を立てられまして、なかなか思うようにいかない。特に先ほど話が出ておりました田口委員ですが、指摘しておりましたけれども、第一次防衛計画においても、特に陸上自衛隊は目標を充足することができない。はるかに定員に及ばない実勢力しか持っておりません。一体十八万人陸上自衛隊を増強しようと思つて進めてきたのに、なぜ二万数千人の欠員が出るという状況にあるのか。総理は、なぜこの隊員が集まらないのだらうと真剣にお考えになったことがありますか。これは昔間、池田内閣のおかげで、所得倍増でだいぶ景気がよくなったので、自衛隊なんかに行かなくても就職できるところが何ほどもあるから、自衛隊の欠員を充足できないのだという説をなす人もありますけれども、総理は、なぜ集まらないか、真剣にお考えになったことがありますか、そしてその対策をお考えになったことがありますか。

○池田(勇)国務大臣 自衛隊に對する国民の認識と申しますか、考え方がまだ十分でないのではないかと、考え点もありません。あるいはまた経済界の好況といふこともございまして、また一面におきまして、りっぱな素質を持った人を入隊させようという選考の問題もあると思ふ。私はこういう問題につきましては、防衛庁長官につきましては、ただいまどうしたらいいかといふことを検討しておるところでございます。

○石橋(政)委員 質のいい人を集めようといふことはわかりません。その質のいい人を採用できないのです。それはど募集に應ずる者が少ないわけなんです。今総理は二つの原因をあげられました。一つはゆるゆるの国防とか自衛隊とかいふものに対する国民の関心が非常に低い。これは西村長官も「政府の意」といふPR雑誌に書いておられます。それからもう一つは経済の好況、これそれからもう一つは経済の好況、これもやはり原因としておる。そうすると私は問題が二つとも非常に重要だと思ふ。一体なぜ国防意識が低いのか。幾ら総理や池田内閣、政府が、かねと大鼓をたたいて宣伝しても、国民はその侵略というよりなものを現実的にそのあるものだと心配してないといふことなんです。今の世界情勢ではそういう心配はない。それをむだな金を使つて自衛隊なんか作つてくれといふ気持ちがあるから、あなた方御指摘の通り、国防意識が低いのです。これは大へんな問題ですよ。そういう国民の意識をはつきりとらえて、むだな防衛予算といふものは増額しないようにしていくことが大切なんだ。もう一つの経済の好況、これが自衛隊の募集率

をうんと低くしているということになると、これは総理としては非常に痛いところではないですか。一番泣きどころでございませぬ。一番泣きどころと云つていいのじゃないですか。総理としては、景気は好況を続けていくという確信を持つておられる。反動がくるというこれは絶対にあり得ぬと云つて、強気に突つておられる。そうしますと景気がよくなれば、自衛隊に集まつてくる者はますます少なくなる。私は非常にジレンマに陥るのではないかと思ふ。

そこで防衛予算といふものを、西村長官は国民所得の二割くらいほしいと言つておられますが、私はそんなに防衛予算にさいていくことはむだだと思ひます。昭和四十一年度の計算では十八兆円、その二割といへば三千六百億円で、べらぼうな話です。私はそういう第二次防衛計画を作つてもらつたら大へんだと思ふ。前任者の赤城長官はせいぜい二千九百億円でいいと言つておつた。私はこの二割なんという線にあまりこだわらないで、所得倍増、民生安定といふものに重点を置いて、防衛計画もあなたの方の立場で考えていくべきじゃないかと考えますが、総理、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 自衛隊におきましても、御承知かと思ひますが、航空あるいは海の方につきましては非常な志願者でございませぬ。防衛大学なんかは十一人に一人という率でございませぬ。欠員の多いのは陸上自衛隊でございます。私はあなたが今言われたようなことにすぐ結論を持つていくといふことはどうかと思ひます。

それから国防関係予算をいかにするかといふことは、先ほど来申し上げている通り、日本の経済の発展、民生の安定を向上しながら漸増していく。昭和三十八年度に二割にするといふふうなことは私は考えておりません。民生の安定と防衛力の増強といふことは、私はつながつていっているものと考えておるのであります。

○石橋(政)委員 空の方は希望者が多いとおっしゃいます。これは空にあらざる青年の気持です。自衛隊で一生懸命努めようという気持ではない。幸いに御飯も食べさせてくれる。被服も与えてくれる。そして技術を教えてくれる、いいところだから行つてみる人もあると思ふ。だからそういうことのない陸上自衛隊には行かないと割り切つていふのです。

今の予算の面でございますけれども、防衛予算を幾ら充てるかといふこととなくして、第二次防衛計画はあり得ない。だから最終年度の程度の防衛予算を見ていくかといふことは、一番大きな柱になるわけです。しかし西村長官が言う二割なんといふものは問題でないというお答えでございませうから、これ以上申し上げません。

もう一つ、第二次防衛計画の中で防衛ミサイルといふものが非常に重要な点を置かれております。私前に質問いたしました、ホークとナイキ、これを装備したい、できればポマーも装備したい、こういうお話でございませぬ。ところがホークもナイキもポマーも核兵器という面があるわけですね。ホークは核、非核両用です。ナイキも、ナイキ・アジャックスを装備す

にあがると思います。こういうものは、要するにいわゆる自衛のための国土防衛ということに使うべき性質のものでないと思ひます。そういう意味においては、私は憲法上持てないものである、かように考えるわけでありませう。しかし憲法で言っている自衛のため必要最小限度という憲法の考え方として、これは要するに核というところと実は直接の関連はないわけですが、核装備をしておるものは非常に破壊力が大きい。破壊力が大きいから、これはたとえは原子爆弾によって代表されるように、他国に向けて戦闘をする、あるいは自国の防衛のために、自国の上空とか、自国の周辺において使う性質のものではない、こういうことによつてこのようなものは入らない、かように考えるべきであると思ひます。これは極端な例を申せば、たとえは将来科学の発達で、小銃だとかピストルとか、こういうものでも核というものが使えるような時代になった場合に、こういうものが核を使うがゆえに、憲法上わが国は持てない、こういうことは私はあり得ないと思ひます。これは私は極端な例を申したわけでありませうが、そういう中間において、さつき申しましたような抽象的な問題になつて参りました、自衛のために必要限度というものを越えるか越えないか、それは私はその兵器の性格によつて、たとえば日本における防空戦闘というものに使えるかどうかということと判断すべきもの、かように考えるのであります。

○石橋(政)委員 私は従来林さんも含めて、歴代内閣が憲法解釈をする場合に、必ず主張して参りました三原則に立脚して御説明願ひたいと思ふ。現行憲法の九条は、交戦権は認めない、しかし自衛権は認めている。戦力は認めてない、しかし自衛力は認めている。それではその境界は一体どこか。三つの原則だ。急迫不正の現実的な侵害が行なわれたという場合、そういう場合に、他に適当な必要最小限度の処置を講ずる、これが自衛権、自衛力の限界だ、こういう御答弁をなさつて参つておられます。そうしますと今の核装備であつても、防衛的なものは憲法上持てないというの、対処する措置として必要最小限度のものに入るといふ解釈をとななければならぬわけですね、その点いかがです。

○林(修)政府委員 自衛権の行使の限界という点については、今石橋委員がおっしゃつた通りであります。その自衛権を裏づけるために必要最小限度の自衛力が持てるというのが、従来の政府の解釈であります。従ひましてその自衛力の範囲というものは、そういうような自衛権を最小限度に行使する、それに役立ち得る力、かように考えるわけでありませう。従ひましてそれを出て、つまり他国の攻撃にも転用し得るといふようなものは持ち得ない、かように考えるわけでありませう、そういう範囲のものとなつておられると思ひます。

○石橋(政)委員 それではその必要最小限度というものは、時代の流れとともにやはり動くものでないか。

○林(修)政府委員 必要最小限度というものは、観念的には私は動かぬと思ひます。観念的には常に同じでございませうが、必要最小限度の、たとえば実力をどの程度の、極端に申せば小銃

しかない場合には小銃も入るでせうし、大砲しかない場合には大砲をもつて対抗できた、こういう意味においては、その内容は時代とともにある意味においては変革するもの、かように考えます。

○石橋(政)委員 それでは必要最小限度というものは観念的には動かぬ、わかりました。

ここでまた問題が出てくるわけですが、ミサイル攻撃を受けた場合には、日本の自衛隊はどうにもできないといふことを、この間西村長官も言つておられます。そういう場合には、外野であるアメリカにお願ひをしなければならぬ。これは長官も、ミサイル攻撃を受けた場合に、これを防衛するためにははかばか方法がない。直接その発射される基地をやつづける以外に方法がない。その基地をやつづけること自体は憲法上許されるというの、この必要最小限度のワクの中に入るといふ考えの上に立つておられるわけですね。ミサイル攻撃を受けた場合に、これを阻止することが不可能だ、それはミサイルの基地を破壊しない限り不可能だ、従つてそのミサイル基地をやつづけるということは、憲法上、坐して死を待つのが憲法の精神とは思えないから、これは憲法上許しているとおっしゃつておられますが、これも必要最小限度のワクの中に入るといふ見解の上に立つておられるわけですね。

○林(修)政府委員 今の点は石橋委員よく御承知のことだと思ひわけございませうが、実はもう何回かここで御答弁したことでございまして、自衛権の観念として、今おっしゃつた、たとえば坐して死を待つというのが自衛権の本質ではない、こういうことは何回も申し上げております。しかしまた他面におきまして、それだからといって、平時からそれに対抗するよう大きな力を持つことは、これも今の三原則と申しますか、自衛のための必要最小限度というものは入らない、かように言つておられるわけでありませう。従ひましてその場合どうするかということになれば、いつか防衛隊からお答えしたようなことになるのだらう、かように考えます。

○石橋(政)委員 そこで外野と内野が出てきておられるのです。日本の方では、自衛隊では能力がないのだ、われわれは内野の守備だけなのだ、そういう事態はもう外野の守備範囲だ、だからアメリカがやつてくれるのだといふのが、皆さん方の説明なんですか。アメリカがやつてくれるというの、結局他に方法があるということなんですか。自衛権の行使の三原則のうち二番目の、急迫不正の現実的な侵害があつたけれども、日本の自衛隊がこのこと出でいかなくても、アメリカというものがちゃんとおつて処理してくれる。他に適當な手段がある。だから発動しない、こういう解釈になるのですか。

○林(修)政府委員 そうでは私はちよつとないと思ひます。自衛権の観念から申せば、しばしばここで例に出されるような、たとえばミサイル攻撃を受けて、それを防衛する手段が他にない。たとえば日本の上空においてミサイルを撃ち落とせば、これはもう問題ないわけでありませうが、それができない。発射基地をたたく以外に自衛の方法がないという場合に、その発射基地をたたくことは、観念としては自衛

権の行使の観念に入る、こういうことはもう申し上げたことであります。従ひましてその場合に、それをたたく方法は自衛権の行使の手段に入る。しかし日本としては、そういうものを常時持つことは、これは憲法九条二項の精神からいってやはりできないのではないかと、そういうことからいへば、自衛権の観念には入りませうから、それをたたとえはアメリカがやる、こういうことは、私は国際法的に違法ではない、かように考えるわけでありませう。しかし日本が常時そういう他国をたたく力を持つことは、九条二項の範囲を出ることだ、かような考え方でございませう。

○石橋(政)委員 それではおかしいじゃないですか。この必要最小限度というものが、その問題一つでもわからぬことになつてしまふ。私は二番目の原則にひつかかるといふならば、それなりに理解したのですけれども、敵ミサイル基地を攻撃することは必要最小限度のワクの中に入るといふ、手段はワクの中に入るといふ、しかしその措置を講ずるための兵器はワクの中に入らぬのだ、必要最小限度というものの意味が不明確じゃないですか。必要最小限度というワクがきまらぬじゃないですか、それでは、きまらぬままではつきり言つて下さい。

○林(修)政府委員 この点は何回か申し上げておると思ひますが、自衛権の行使、いざという場合に、その自衛権の行使の要件に該當するだけの自衛権の行使、つまり国際法的にいへば、自衛権というものはいわゆる行使の要件でありまして、自衛力を持つていないことと持つていないことは別問題であ

ります。従いまして現在各国は、国連憲章から申しまして、自衛戦争以外にはできないはずでございます。従って自衛権の行使、実力の行使は、自衛権の行使以外には今の国連憲章からい

えばできないはずでございますが、しかしその持っている実力は、自衛のため必要な限度を越えて持っている国は、客観的に申せばたくさんあるわけでありまして。そういうことは、国際法的には今のところ別に禁止されておりません。従いまして自衛権の行使を最も有効ならしめるためには、他国の持っている力よりたくさん力を持つことが、いざという場合の自衛権の行使を最も有効にしていることとございまして、各国は持っているだろうと思

います。しかし自衛権の行使の要件は、先ほど申したようなワケに縛られておる、かように考えるわけでありまして。ところがわが国の場合は、九条一項、これは自衛権を放棄したものにあらざるというところは、これはおそろくどの学者も認めておると思ひます。しかし二項において、そのための裏づけとしての自衛力のワケということから、われわれの自衛のための必要最小限度というワケが出てくるわけでありまして。これは見方はいろいろ学者によつて違ひますが、政府の解釈は、自衛力のために必要な限度まではよろしい。これもいけないう学説があることはもちろん承知しておりますが、二項の解釈としてこういうワケが出てくる、かように考えております。別に矛盾はないと思ひます。

まづ総理が退屈しますから、それでは総理の質問に移ります。

さつき飛田委員の質問の際に、C B RのC Bの持ち込み、これは事前協議の対象になるかという質問に対して、総理は、国際法上使用を禁止しているものを協議するものでもない、そんなものは協議の対象にならないのだというふうに答弁されておりました。これはちよつと矛盾ではないかという感じを聞いておつて受けたのです。なぜかといへば、C B Rと絶えず三つ続けて言われているのです。このRの方は事前協議の対象になっているのです。上の方のC Bだけは、どういふものかは使つておることを禁止して

おるのだから協議の対象にならぬと言つたら、それなら核兵器といふのは使用してもいいことになっていきますか。国際法上使用することを前提として事前協議の対象にしているわけですか。いかがですか。

細菌兵器あるいは放射線、核兵器といわれているもの、この三つのものはC B Rとして、一体として扱われているのです。いづれも大量殺戮兵器で、国際法上も禁止されている。使つてはならないのです。こんなものは法律的にも道義的にも同じ条件にあると私は思う。にもかかわらず、そのうちのRだけは新安保条約の事前協議の対象になっているのです。それなのにC Bについてはどうも不明確で、事前協議の対象になるかといふことに対して、そんなものは大体使つてはいかぬ

ものだから、持ち込むはずがないといふことで片づけたのでは、それでは核兵器の方は何でわざわざ事前協議の対象にしたのですかと云々ざるを得ない。同じです。

林修政府委員 これは御承知かと思ひますが、毒ガス兵器あるいは細菌兵器については、使用の禁止のほつきりしたものが国際条約でできております。核兵器につきましては議論があるわけでございます。ヘーグの陸戦法規に禁止されているという説もあるわけでございます。あるいはジュネーヴの条約というふうな問題もあるわけでありまして、しかしまだはっきりしていません。論があるわけでありまして、御承知のよう

に、現にそれで国際的な問題も始終討論はされておると思ひます。そういう意味におきましては、核兵器という問題については問題がある。しかも従来わが国においては核兵器の問題が非常に大きな政治的な問題でもござい

ますから、はっきりこれは持ち込みます。事前協議の対象にしている、かような経過だと思ひます。

石橋政委員 いつもこちらが政治論でいくと法律論へいく。法律論でいけば政治論で逃げる。全く何のために審議しているのですか。時間かせぎですか。核装備は憲法上持てるのですかと云へば、そんなことは問題じゃない、政治的に持たないのだと言ふ。今度の場合はなぜそのRだけ事前協議の対象にしたのですかと言つたら、いや法律的にまだ国際法上禁止しておらぬからと言ふ。今度は政治的に答弁して下さい。事前協議で核兵器だけは絶対持ち込まないというお氣持が、事前協議の対象に核兵器を選んだのでしよう。それと同じだけの熱心なお氣持があれば、当然核兵器と同等にC Bも事前協議の対象にして拒否するといふ態勢をとればいいじゃないですか。国際法上これはもう禁止されているから、核兵器は禁止されていないから、そんなことで国民は納得しません。大体大量殺戮兵器だといふ点では同等ですけれども、そういうことで国民が納得すると総理は思ひますか。今度はあるあなたのお好きな政治論で、政治的にはつきり答弁して下さい。

飛田委員 一つだけそれにかからんで申し上げます。その簡単に国際法が禁止しているとおっしゃつて片づけてしまつて、あとで舌をかまないように一つだけ事実をお知らせしておきます

が、C B R作戦兵器の不使用決議案を、アメリカの下院議員のカーステンマイヤーという方が昨年中ごろ提案をして、しかもこれは決議に至らずお流れになっております。あなたのおつしやるように国際法で禁止されておるものなら、こういう決議案を何もわざわざカーステンマイヤー議員がアメリカ国会に提案なさる必要もありませんし、それがあまり審議の対象にならずに流れてしまつたというふうな問題も出てこないはずで。そういう点もよくお考えになつて下さい。アメリカにだけ適用にならない国際法というものがあれば別ですが、アメリカにだつて適用になるとすれば、こういう事実をあなた方は十分お考えになつて、そういうことをおつしやる必要があるのではないかと。こういうことについて、別に私は答弁を求めません。御忠告だけ申し上げておきます。

石橋政委員 どうも不明確です。国民の納得を十分に得ようと思へば、大量殺戮兵器として同等に重要さを持っておりますものすべてを事前協議の対象にして、持ち込みを拒否して、法律的にもびしつとしておくという措置を講じていくのが、政治家としての責任だと思ひますから、そういうふうには申し上げておきます。最後に一つお尋ねをしたいのですが、今度の防衛二法案の一つの大きな柱になっておりますのは、総理も御

承知の通り統幕の強化であります。これは新しい事態の推移に伴って、指揮、監督、命令、そういうものも迅速を期さなければならぬというので、世界的な傾向として統幕の強化がとられているわけでありまして。日本でも今度の二法案によって統幕の強化がはかられようとしているわけでございましてけれども、私この間も西村長官にも申し上げたのです。こういった統幕の強化が行なわれる段階においては、必ずシビル・コントロールの強化が考えられております。日本ではそれが相伴って考えられておらないようですけれども大丈夫ですかというのを申し上げたのでございまして、最近アルジェリアにおいてある例が起きております。大丈夫だと観念的に思っておつてもこれは片づきません。軍部の台頭、軍部の反乱、それは総理の言葉をかりて言へば、国のすることだなんて、そんなことは通じなくなつてきています。フランスでも現に起きています。われわれが軍事を論ずる場合には、何としても常にこれを完全に政治が押えていくシステムというものを確保しておかなければ、大へんなことになると思つたのですが、この点についてどういふ形でシビル・コントロールの強化をお考えになつていらっしゃるか、お聞きしておきたいと思つた。

○池田(勇)國務大臣 従来からわれわれはそういう考え方で、政治が優先するといふので、防衛庁設置法その他の他はつきり規定しておるのであります。今後も統幕會議の議長が他の幕僚長と相談して會議をして、そうして長官の指揮を受けてやる、この根本の原則は何ら変わっておりません。

○石橋(政)委員 そういふのを観念論だと私言つたのです。総理もさつきから、国防會議の議長、自衛隊の最高指揮官でありながら、私はわかりません、そういうことはわかりやういふか。長官は長官で、これまた二年も三年も続いた長官はありはせぬ。くらつくとかわつてゐる。今度は池田内閣は留任させるつもりですか。そうしますと、直接政治家を補佐する機関といふものを強化しなくちゃいけないのです。やはり制服とシビリアン、文官とを対比して考えざるを得なくなつてくるのです。現にいろいろな事件が起きてゐるじゃありませんか。

それでは私はこれから処理していただきます。今度の六管区隊、四混成団の編成を十三個師団に編成がえすのは、これは国内治安対策と災害の対策だ、そんなことを言つた陸幕長がおるのです。池田内閣の國會における正式の説明とは矛盾することを堂々と言つてゐる陸幕長がおるのです。それに對しても取り消しを要求したといふことも聞かれません。訓戒、注意を与えたといふことも聞かれません。ただ閣議で西村長官がほそほそと、あれは真意と違ふやうだといふことを言つて、本人はてんと訂正しておりました。要するにこれはど制服がだんだん、いわばのさばつてきてゐる。それがますます統幕の強化で、力強くなるうかといふ時代になつてきた。こっちの方は旧態依然、総理大臣は専門家じゃないからわかりません、長官はくらつくと何力月かかわつてゐる。補佐する文官の皆さんはどうかといへば、やれ通産省からおいでになつて、いつになつたら帰れるだらうか、大蔵省からおいでになつて、いつになつたら大蔵省に帰れるだらうか、こういう状態ではシビル・コントロールなんて、口で幾ら言つたつてだめだ。長官も自身で言つてゐるのです。長官はそれを何の武器にしているかといふと、だから国防省に昇格して下さい、こつと言つてゐますがね。何も国防省に昇格したからといって片づく問題じゃない。総理はこの間一蹴しましたね。国防省なんか考えていません。国防省なんか考えていないといふならば、やはり総理、責任があります。どうしてそういう泣きどころを克服していくか。そして制服を、法律に書いてある通り完全にびしゃつと押えるように体制を作つていくか。理屈でなしに専門家に對抗するためには、やはりそういう人的陣容といふものの強化をはからなくちゃだめじゃないですか。法律に書いてあるからなんて、それならフランスの法律に、反乱してろしいと書いてあります。私はもつと国防會議の議長として、専門家がでないからなんといふことはなしに、こつていふ根本のところはしつかりつかまえておいていただきたいと思つた。今までの大丈夫ですか。総理はさつぱりわからぬ。長官はくるくるかわる。文官の諸君は早く原省に帰りたい。そういう中で、法律に書いてあるからシビル・コントロールは大丈夫でございまして、あくまでこつと言ひ張りますか。

○池田(勇)國務大臣 私は今の自衛隊はやはりシビル・コントロールでいつておるし、また将来もそれでいく確信を持つております。

○石橋(政)委員 そのシビル・コントロールといふのを総理はこの自衛隊法で言つておられるわけでしょう。自衛隊が出動する場合には、まず国防會議にかからなくちゃならない。閣議にもかからなくちゃならない。國會の承認も得なくちゃならない。それだけ綱の目を張りめぐらしてあるから、勝手に制服どまがろろちよるおそれはない。完全に押えてある、こつていふことです。それでは後生大事に金科玉条としておる自衛隊法について私は疑義を出しました。この間もこれをお尋ねした。一体國會の承認、國會の承認といふけれども、実際に國會の承認を得ないで防衛出動が起る可能性があるじゃないか。それは間接侵略の場合だといふ問題は私は提起した。間接侵略の場合には七十八条の規定によつて、命令による治安出動といふことで國會の承認は事前には必要としない。二十日以内に事後承諾を求めればよい。ところがこの間接侵略といふものの中には、外部からの武力攻撃的な色彩を帯びたものもあるのだという御説明であつた。この間接侵略に對して防衛庁と法制局の方で御相談になつて、池田内閣の統一見解としてここに出して参りました。「間接侵略は、原則的には外部からの武力攻撃の形をとることはないのである」と思ふのであります。その干渉が不正規軍による侵入のごとき形態をとりまして、わが國に對する計画的、組織的な武力攻撃に該當するといふ場合は、これは自衛隊法第七十六條の適用を受け得る事態であると解釈するわけでございます。間接侵略の中にも七十六條の防衛出動の対象となる部分がある。その場合には國會の承認を必要とするといふ解釈をこの間確立しました。しかし法律でどうもその点が不明確なのです。なぜかといふと、間接侵略といふのは治安出動の対象として、最も代表

るを得なくなつて参りました。そうしますと治安出動の対象としての間接侵略を考へるわけにはいかないじゃありませんか。この統一解釈でいくならば、間接侵略の中にも七十六條の防衛出動の対象となるようなものもあるのだといふことなんだから、七十八條の間接侵略といふ例示はこれは取らなくちゃいけないでしょう。あなたの方の立場でいへば、内乱、騒擾等、その他の緊急事態に際しては表現を使わなくちゃならないのじゃないですか。間接侵略は何も命令による治安出動の対象だけじゃないといふことが、この統一見解で出てきたのですから、いかがですか。

○池田(勇)國務大臣 御質問の点はつきりわかりませんが、間接侵略でやつておつたとき、それが不正規軍その他計画的に組織的になつて、そうして直接侵略の様相を呈したときには、これは七十六條でいくよりほかないと思つた。しかしそういう場合のないわけゆる間接侵略といふものにつきます。七十八條を規定したておるわけでありまして。だから事態が変わつてくれば七十六條でいくのが当然だと思つた。

○石橋(政)委員 そこまではこの間結論が出たのです。私は結論が出たところまでさかのぼつて論議しないつもりなんです。それで統一解釈をいただいて、間接侵略の中にも七十六條の防衛出動の対象となる部分がある。その場合には國會の承認を必要とするといふ解釈をこの間確立しました。しかし法律でどうもその点が不明確なのです。なぜかといふと、間接侵略といふのは治安出動の対象として、最も代表

的なものとして例示してあるわけですから。私はあなたの方の立場からいってそういう解釈をおとりになるならば、せめて自衛隊法を改正して、七十八条から間接侵略という言葉は抜いておかなければ、間接侵略でも七十六条の対象として国会の承認を得なくちゃならぬ間接侵略もあるし、あるいは純然たる間接侵略で国会の事後承認だけでいい間接侵略もあるということなんだから、七十八条だけに間接侵略というものを代表的例示事項としてあげておくのはおかしいじゃないですか、こう言っておる。

○池田(勇)国務大臣 別に私は改正の要はないと思います。七十八条は間接侵略のことを規定してあるのではありません。その間接侵略が直接侵略に様相が変わってきたときには七十六条でいくというのでございますから、事態が変われば変わった場合の条文でいくのでございます。

○石橋(政)委員 政府の言う統一解釈というのは、間接侵略という言葉を使うこと自体おかしいじゃないですか。間接侵略の中にも武力攻撃の形をとるということがあるのだ。そのときには間接侵略じゃないのだときめつけてしまえばいいじゃないですか。おかしいじゃないですか。

○林(修)政府委員 この自衛隊法の七十六条、七十八条は、実は初めから今石橋委員のお説になりました通りに解釈してわれわれ考えておったわけでございまして、間接侵略という観念は国際法的にいえばいろいろ議論がある観念でございます。これに対して武力攻撃というのは非常にはっきりした観念だとわれわれは考えております。従

いまして間接侵略は、そこにありますように、一または二以上の国の教唆、干渉によってある国に大きな内乱、騒擾というふうなことを起こすというところが、普通間接侵略と言われております。しかし世上間接侵略という観念の中には、不正規軍等によるものも入っております。不正規軍によって外国が、つまり内乱ではなくて外国が組織的、計画的にある国を攻撃する、こういうものは、それは正規軍でなければ直接侵略とは言えないわけでございますが、不正規軍のような場合でもこれは普通間接侵略という観念に入れて考えられておりますけれども、これはやはり同時に武力攻撃に当たるわけでございます。国際法的には武力攻撃に当たる。七十六条の武力攻撃は大体国連憲章の五十一条の武力攻撃と同じ意味に解釈しております。また同じ意味に使っておりますから、当然そつちに入ってくるわけでありまして、従いまして言葉自体の道理として、七十八条の間接侵略という例示でございますが、これは七十六条に当たるものは当然はずれる、かようにわれわれは初めから解釈しております。この点私どもは疑義はないと実は考えております。石橋委員のおっしゃるような御議論もあらうと思ひますけれども、これはわれわれは従来としても疑義がない。当然武力攻撃に当たるものは七十六条に当たる、かように考えておりますから、今改正する必要はないと考えております。

○石橋(政)委員 私はさっきいろいろ申し上げましたシビル・コントロールという面を真剣に総理が、長官はどういう者を持ってくるか、あるいは文官でこれを補佐する人々をどうするか、どうして強化するか、真剣に考えているならば、ここまでしつこく言いませんよ。そんなことは大したことはございません。法律に書いてありますからと言ひから、それならそんな大切な法律なら、きちつとしておきなさいと言っているのです。きちつとなっていないじゃないですか。間接侵略というものが明らかに七十六条の対象にもなるし、七十八条の対象にもなる場合もある、こういう解釈をしておられるのです。それではこの間の統一解釈は訂正しますか。「間接侵略は、原則的には外部からの武力攻撃の形をとることはないのであらうと思ひます。その干渉が不正規軍による侵入のごとき形態をとりまして、わが国に対する計画的、組織的な武力攻撃に該当する」という場合は、これは自衛隊法第七十六条の適用を受け得る事態であると解釈するわけでございます。間接侵略の中にいられてはいけません。そういう場合は間接侵略と言わないのだとなぜ言わないのです。こういう不正規軍が計画的に組織的にやってくるのは間接侵略と言いません、これは外部からの武力攻撃でございます。これは外言わないのです。そうしたらつじつまが合います。それを言わないでこの統一解釈を出される以上は、明らかにそういう不正規軍の組織的、計画的な侵入も間接侵略というのだから、そうしたら七十六条の対象となる間接侵略と七十八条の対象となる間接侵略と二つある。それを七十六条では間接侵略に全然触れないで、七十八条の最も代表的な例示事項としてあげるのはいかかるといふ私の理論、成り立たないはい

ずはありません。大体長官はお認めになつておられますけれども、どちらかやらざるを得ないので。法律を改正するか、この間の統一解釈をしかば取り消していただいて、計画的、組織的な不正規軍の侵入は、それは間接侵略と申しません。それは外部からの武力攻撃でございますと、取り消されたらどうですか。

○林(修)政府委員 この点も実は自衛隊法制定当時、あるいは昨年の安保条約のときにはつきりお答えしておりました。今そこでお説になりました通りにわれわれは考えております。しからば七十八条で間接侵略という言葉は落としたらいいじゃないかという御議論があります。間接侵略という言葉は、普通は直接侵略に相對する言葉でございます。武力攻撃という観念は完全に二者区別される観念ではないわけでございます。そこに七十六条と七十八条の書き方の問題があるわけでございます。武力攻撃というのには国際法、国連憲章五十一条に使つておりますように、はつきりした観念、要するに一国の組織的、計画的な他国に対する攻撃、こういうふうに観念しております。これは代表的なものが直接侵略、正規軍をもつてする攻撃、しかし不正規軍等によつてやる場合もこの中に入つてくる場合があるというように、組織的、計画的な攻撃と認められれば入る、こういうふうな考えられております。そういう不正規軍のものは観念的には直接侵略、間接侵略のどちらに入るかといへば、間接侵略に入ると普通通考えられていたわけでありまして、しかし武力攻撃に入るとは明らかであります。従いまして七十六条と七十八

条を對比してみた場合に、そういうものはどちらに入るかといふと、武力攻撃に当たる以上は当然七十六条に入るわけでありまして、七十八条には入りません。これは従来の解釈ではつきりしております。今おっしゃつたように、しかしそれが世上間接侵略のカテゴリーの中で考えられているから、七十八条の文言を直したらいじやないかという御議論だと思ひます。そういう御議論の立つ余地は私はないとは申しませんが、しかし従来間接侵略の大部分はそういうものではないわけでありまして、武力攻撃に当たるのは七十六条にはつきりしておりますから、そういうことはわざわざ改正しなくても観念ははつきりしている、かように考えております。

○石橋(政)委員 観念ははつきりしているとおっしゃいますけれども、林さんが法制局長官をこれたはずつとやつておられるわけじゃない。池田内閣が永久に続くわけでもない。やはり拘束するのは法律です。解釈ではない。法律ができたからこれは独立独歩ですよ、あなたの方の解釈がどうあらうとも。やはりきちつとそういう統一はしておくべきだ。だが読んでも二様に読めるなんという問題を、こんな大切な法律で残しておくべきではありませんよ。しかも間接侵略の判定なんというのはむずかしいじゃないですか。それでは今のキューバの事件を、具体的なものを聞きましょうか。キューバのあれは直接侵略ですか、間接侵略ですか。

○林(修)政府委員 これは侵略というのは、要するに一国の他国に対する攻撃を意味していると思ひます。組織

的、計画的な攻撃。あの場合に、今お使いになりました間接侵略と云うためには、アメリカという国がキューバを攻撃すると考えなくちゃいけない。そういう事実は私はないと思います。

○石橋(政)委員 その間接侵略の定義をさつきからおっしゃっていますね。

一または二以上の外国の教唆あるいは干渉によって発生した大規模な内乱、騒擾、あれは典型的なものです。干渉も教唆もしてありますよ。ケネディ大統領がみずから、がんばれと言って演説をぶっているじゃないですか。あれは教唆じゃないのですか。また自国内で訓練までしてあります。教唆、干渉、これほど歴然たるものはありません。それでもなおかつ、間接侵略じゃないとあなたは言おうとしています。それほど解釈がむずかしいのですよ。そんなあいまいなものをそのままにしておいていいのですかと私は言っている。具体的に出てきておるあのキューバの事件一つ見て、あれは間接侵略ですかどうですかと言つても、答えられないじゃないですか。あれは教唆でもない、干渉でもないと言つていいですか。

○林(修)政府委員 その点、石橋委員のおっしゃる趣旨がちょっとはつきりしないのでありますが、七十八条からかりに間接侵略という言葉を落としてしましても、普通の一国の干渉また教唆による内乱、これは当然七十八条に入るわけでございます。従いましてこれを落とせとおっしゃいまして、事態は何も変わらないわけでございます。同じでございます。つまり七十六条の方には武力攻撃が入っている。武力攻撃には世上間接侵略といわれるものの一

部も入っている。こういうことがはつきりしている。七十八条の方にはその他の内乱、騒擾で、警察力をもつては防衛できない、鎮圧できないというものが入って来ております。七十八条から間接侵略という言葉をとると落とすまいと、その点は同じでございます。これはしかしそういって一國の警察力をもつて防衛できない内乱、騒擾の代表的なものが間接侵略であらう、かように考えて、武力攻撃に当たらない間接侵略がそこに入る、こういうわけで、あそこに例示を持ってきたおるわけでございます。決してあの字句があるために、七十六条の防衛出動、七十八条の治安出動の紛消を来たすことではないと考えておるわけであります。

○石橋(政)委員 間接侵略というのはそれほど定義づけがむずかしいものだ。現実には起きている事件を見ても、あなた方には判断がつかない。それほど幅が広い問題だという例として申し上げた。

それではお伺いしますけれども、この外部からの武力攻撃というのと外部からの侵略——侵略と武力攻撃でもいいですが、その意味は同じなんですか。○林(修)政府委員 侵略については、現在ございまして、正式にまだ発効してなかったかと思ひますが、いろいろ議論があります。侵略となりますと、今申し上げましたように直接侵略の以外に、間接侵略という概念が当然に入ってくるわけでありまして、そこで非常に議論があるわけでありまして、武力攻撃、アーム・アタックというものは、武力による一國の他國に対する計

画的、組織的な攻撃でございますから、現実の面にずっと出てくるわけでございます。これは非常にはつきりしておる。侵略は今申しましたように間接侵略、侵略の中に間接侵略を含めるかどうかという観念において、武器、弾薬の補給とかあるいは干渉というものが入るとか入らぬとかいう問題になります。侵略というもののについては、非常に定義上問題があるというところで、国際法的にも国連憲章というものは、武力攻撃という言葉を使っております。それで定義の条約はありますけれども、これもたとえ共産圏が賛成しないとか何とかの関連でなかなか成立しない、こういう関係になっております。

〔発言する者あり〕

○石橋(政)委員 答弁がはつきりしないからしょうがないのですよ。これではまいなんですよ、片づけば。それではお尋ねしますが、その計画的、組織的な正規軍の攻撃、こういうものは武力攻撃、こういうものは間接侵略のワケの中に入りますが、防衛出動の対象でもあり、そしてまた安保条約の五條の武力攻撃でもあるわけですね。従つて米軍の出動を待つことになるわけですね。それは間違ひありませんか。

○林(修)政府委員 不正規軍等の形によるものでも、一國の他國に対する武力攻撃と見得る事態になれば、安保条約の第五條は発効するわけでありまして、この点は昨年もお答えした通りでございます。

○石橋(政)委員 それではその計画的、組織的な不正規兵等の武力攻撃も、いわば外部からの侵略に当たるといふ解釈ですか。

○林(修)政府委員 武力攻撃に当たるといふ観念であります。

○石橋(政)委員 私は侵略に当たると聞いております。

○林(修)政府委員 侵略という観念は、一般的に申して武力攻撃より広い観念だと思ひます。広い観念で、しかし侵略というふうに広い観念であるだけに、侵略の、たとえば実力の、今申しましたような正規軍、不正規軍の攻撃以外に、たとえばお金を使うとか、あるいはいろいろな援助だけをしてやる、こういうようなものも侵略の範囲に含めるべきかといういろいろな議論が分かれて、国際的にもなかなか議論がきまらないという問題でございます。侵略という観念が原則として私は広いのではないかと、かように考えます。

○石橋(政)委員 その点で、私これも研究しておいていただかなければならぬと思ひますが、国防の基本方針の四号です。この中には「外部からの侵略」という言葉が使つてある。これもやはり統一しておかなければいかぬのじゃないですか。武力攻撃と侵略とは違ふとおっしゃっているのだから、この点も統一がなければ、解釈でまたまちまちになりますよ。この点いかがですか。

○林(修)政府委員 自衛隊の発動要件は、これは全く自衛隊法によることでありまして、自衛隊法に従つてやるわけでありまして、国防の基本方針は大きな方針をきめたものでございまして、言葉づかいについて多少一般的な言葉を使つておりますけれども、現実の自衛隊の行動はもちろん自衛隊法によるわけでありまして。

○石橋(政)委員 一般的な言葉を使つておられますと言つても、国防の基本方針です。国防会議にかけてきまつた国防の基本方針です。そんなにかげんな言葉を使つていいということにはならないと思ひます。それほど違ふ言葉なら、武力攻撃、侵略という意味が違ふのですから、厳密な言葉を使つておかなければ、国防の基本方針自体があいまいなものだといふのは大へんな問題になります。これは幅をうんと広くしてあるのだから大丈夫なんというこゝでは済みません。アメリカとの関係、それをうたつてあるのですから……。

○林(修)政府委員 国防の基本方針第四号は、直接侵略も間接侵略も含めて考へておると思ひます。しかしもちろん間接侵略の中で、旧条約の場合は一条件で間接侵略にも、アメリカが日本の要請があれば出得るわけでありまして、現在の安保条約では第五條で変わります。間接侵略の中でも特殊の事態、武力攻撃と見得る事態でなければ出ないということになっておるわけでありまして、その点が非常に違ふわけでございます。第四号の字句は、一般的に直接侵略、間接侵略を含めて、日本の国防方針をきめてあるわけでありまして。

○石橋(政)委員 国防の基本方針では、旧安保条約を頭に置いて書いてあります。旧安保条約を新安保条約では変わつてきております。新しい安保条約では内乱条項というものは削除されております。これは削除されておるのです。現在それを国防の基本方針で依然として米軍とともに対処する道が残されておるのが、私はおかしい

と言っておる。国防の基本方針と新安保条約と違ひやありませんか。これは旧安保の観念なんですよ。今あなたの答弁した通り……。

○林(修)政府委員 この点は今申しましたように、米軍の行動し得る範囲、これはもちろん旧条約と新条約は違ひます。違ひますが、この国防の基本方針の第四号の書き方「外部からの侵略に對しては、将来、国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米軍との安全保障体制を基調としてこれに對処する。」これは私は變える必要はないのじゃないかと思ひます。たとえば今の新条約の四号から申しましても、わが国の安全が問題になる場合には協議するということもあり得ます。米軍はもちろん実力で行動するわけではございませんが、しかもそこで協議して援助を受けるということもあるわけであり得ます。そういう意味におきましてこの四号を變える必要はない、こう思ふのでございます。

○石橋(政)委員 そういふ言葉でのごまかしで質疑をやると、国会の論議というものは意味ないです。これは旧安保条約時代にできておる国防の基本方針なんだから、安保条約が改正されて日本の自主性が高まったという現在において、食い違つてくるのが当然なんです。それをなおかつこのままにしておかなければならぬという理屈がどこにありますか。現実とびつたり合ふような国防の基本方針を作れるのだから、そうすればいいじゃないですか。総理、そういう解釈が成り立つからというところで済むことではございませんよ。——あなたにもう聞いてない。

○林(修)政府委員 この点は昨年も安保条約を改定する場合にもわれわれも検討をいたしました。しかし国防の基本方針は非常に大きな方針を打ち出しておるわけではございまして、今申しましたような観点から申しまして、四号を特に改める必要はわれわれはないと考へたわけであり得ます。

○石橋(政)委員 結局旧安保条約では内乱事項があつた。だから日本政府が願ひして、間接侵略の場合でも内乱の場合でも米軍の出動を仰ぐことができたわけなんです。ところが今では内乱事項が削除されて、間接侵略というものは自衛隊が主として對処するということになつておる。それならそのように国防の基本方針が一致しておらなければいかぬですよ。そのままでいい、ほつておいていいということではないと思ふのです。そこでもまたこたわるところに、とにかく法律なり条約なり、あるいはそういうものの解釈で、こういう解釈ができるからいいと言つて放置しておくのですか。あなたの方の立場でも、そんな疑ひが起きないようにしようと整理しておけばどうですか。やろうと思へばできることなんです。なぜわざわざそんな不明確にして、こういう解釈もあり得ます、ああいう解釈もあり得ますという法律にしておくののですか。あるいは基本方針にしておくのですか。きちつとしておくだけでも国会の審議がよほどスピード・アップされますよ。やらないから私たちが何回もやらなければならぬ。この金料玉

条として法律自体についても総理、十分に御検討になつて整理すべきものがあれば整理するという態度をはつきり出されたいかがですか。あなたの方の立場を私の立場でこんなことを言うのはおかしいのですけれども、いかがですか。そのお答えがあれば私はやめます。

○池田(勇)國務大臣 われわれはいたずらに法律を變へるということではな。やはり国民の良識によりまして解釈できる。その解釈がまちまちにならぬというときには、何も變へる必要はないと考へております。

○久野委員長 午後二時三十分より再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時三十九分休憩
午後七時九分開議
○久野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、西村防衛庁長官より發言を求められております。これを許します。西村防衛庁長官。

○西村防衛大臣 先般米の二法案を審議する過程におきましてお話が出ておりました杉田幕僚長の、十三個師の改編の際における、昨年の暮れと思ひますが、發言がございました。それに對しましては私の所信を委員の各位から御質問がございました。この際その経過等をはつきり申し上げておきたいと思ひます。またそれに対する私の考え方も申し上げてみたいと思ひます。お許しを願つたわけ

でございまして、私から申し上げるまでもなく、たしか十二月でございますが、杉田陸上幕僚長が新聞あるいはテレビ、ラジオ等を通じて、自衛隊特に陸上自衛隊は治安部隊、治安隊である、こういうような發言が當時伝えられたのであります。そこで私もこれを異様に思ひまして、翌日の閣議で正式發言を求めまして、私といたしましてはそういうような所信は聞いておらぬし、またそれはおそろしく杉田發言なるものは本人の本意ではないと思ひ、自衛隊本来の任務には變更を來たしてない、こういうふうには私は閣議を通じて是正をいたしました。それから直ちに私は杉田幕僚長を呼びまして、その真相を確かめたのであります。所信としてどうか、發言として出しておるが、どういふ意味で發言されたかと言ひましたら、その發言は自分の真意を伝えていない、やはり自分としては自衛隊の任務は變つていないといふことを言つております。そこで私としまして、そういうようなことであるならば、諸君、特に政府のような立場に立つ者の發言といふものは、ややもすると非常に物事を曲解されるようなこと。現在のシビル・コントロール下に立つ自衛隊としては妥當でないと思ひ、機会を見てできるだけそれは是正に努めてもらいたい。そこで杉田幕僚長といたしましては、その後一月に入りまして北海道に正式の視察が視察に参りました際に、北海道談話の形式をもちまして、それははつきり正するよりに言つておるのであります。その当時の談話を私も直ちに新聞で調べた覚えがあるのでございますが、師団編成は治安対策をおもな目的にしているといふのは誤り伝えられたもので、純防衛的なものである、こういうよう

な趣旨のことを述べておるのであります。この点につきまして、今日までこの發言が糸を引いて誤解を生みやすいことにつきました。私は、私今後とも十分にこれについては是正を加えて参りたい、こういうことで一言發言を申し上げておきたいと思ひます。

それからなおこの機会に、私といたしましてはあくまでも現在の国軍、言いかえすれば新自衛隊というものは、法律あるいは国会の意思によりきめられたシビル・コントロールによるという強い所信を持つて運営して参りたい考へであります。あくまでも政策の基本は国会を通じて国家の意思、そして政府を代表する総理大臣並びに防衛庁長官の統轄下において自衛隊の運用をやつて参りたい、こういう考へ方でございますことをあわせて申し上げておきたいと思ひます。

○久野委員長 質疑を継続いたします。横路節雄君。

○横路委員 今度の防衛二法案の改正をめぐつて、とりわけ陸上自衛隊の十三個師団の改編について、ただいま長官から去年の十二月二十二日杉田幕僚長が新聞記者に語りましたその談話について、今一部御訂正がございましたが、もう一ぺん私はそのときの談話について申し上げたいと思ひます。これは各新聞社とも全部同じですから、長官一つ聞いて下さい。「杉田陸上幕僚長は二十二日、記者団と会見「第二次防衛計画で現行の六管区、四混成団の十個単位編成を十三個師団に改編することになつてゐるが、これは国内治安対策と災害救助がねらいである」と述べた。この記者団の会見というものは、きよくここにおられる、取材をしてお

る防衛庁担当の記者団の諸君です。この取材に当たられた記者団の諸君は、いつもであるならば、あるいは長官に對して、あるいは幕僚長に對して、それぞれ記者の諸君の方から質問をして、それに答えられるという形式をとるのだが、このときは杉田幕僚長はみずからの意思で、別に記者団からこういう発言を要求したわけではない。幕僚長自身がこういう点について述べたのです。治安対策とそれから災害出動がねらいだ。ですからこの点については変わりはないです。私はきのうの質問の続きですから、自衛隊法七十六、七十八条、安保条約の第五、第六、第四條について重ねてお尋ねをしていきますが、私はこの点についてたゞいま西村長官から御答弁ございましたが、われわれは杉田幕僚長がそれで取り消しをしたとは思わないのです。なぜならば、あとで申し上げますが、杉田幕僚長が陸上自衛隊の富士学校の校長として、そのつど幹部の諸君を養成するにあたって教育された「良い中隊の育成について」という本がここにございます。これはきのう実は私から関係委員の諸君に要求して見せてもらったのですが、これは前から私は——前に一度詳細に読んでおりましたので、私がここで聞き違えたかと思ひ違ひをいたしたとて話をしているかぬ、こう思ひましたので、これは念のために申し上げたのです。あとでこの点は申し上げますが、この杉田幕僚長の考え方は何れも今始まったものではないのです。だからその点はあとで私から詳細に申し上げます。

なお三月の四日に私が予算委員会の質問のときに、杉田幕僚長が昨年の十

一月の九日にそれぞれの部隊に配付している治安行動草案について触れたわけですが、ところがその問題はさらに発展をして、参議院の予算委員会でもそれが問題になって、そうして参議院の予算委員会では防衛庁としては治安出動時における行動の基準というものの配付をしたわけですが、あとで私が三月の四日に質問をしたというので、防衛庁からは参議院の予算委員の諸君に配付した治安出動時における行動の基準というものの配付については、丁寧に私のところに届けていたのだと思います。この問題もあとで問いたしたいと思います。配付したわけですが、ですからこれを考へてみたときに、杉田幕僚長の十三個師団の編成というものは、治安対策並びに災害対策である、こういうことについては、決していささかもその後方針が變つていないのです。ただ北海道においでになられたときに、記者団を集めてどういふ発表をされたか、私はよく存じておりますが、本来からいへばこれほど問題になってくる——しかも今まではそういうことはなかったわけですが、この十三個師団の編成というものは、国内の治安対策と災害の対策のためである。しかも十一月九日には、その治安行動の草案について配付されている。だから本来からいへば、わが党の理事の諸君が要求しているように、杉田幕僚長にここに来ていただいて、そうして自分の新聞記者団に對する言明、談話は誤りであったという点を国会を通して明らかにしない限り、私はこの十三個師団の編成というものは治安対策並びに災害対策、災害出動のものであるという、その印象

はぬぐうことができないと思ひます。もしも杉田幕僚長に、西村長官が言っただけの考えがあるならば、旅先で記者団に言っただけの考えがあるならば、本会議はあつてですから、今晩でも杉田幕僚長は一つ防衛庁の記者の諸君を呼んで、あらためて自分としては去る十二月二十二日に発表した十三個師団編成は治安出動と災害出動のための編成であると言つたのは誤りで、ある、こういう点を明らかにすべきです。もしもここに於てこれがないというならば、その点を私は明らかにすべきだと思ひます。札幌に行つて、一月の何日かに、旅先でこういう談話を発表された。その旅先の談話の新聞を讀んで、長官がそれを委員会でも得々と語られて、それで私たちが国民の代表として、そこでございませうかとは言えませう。当然あらうかという十二月二十二日の談話が間違ひであるというならば、あなたは直ちに杉田幕僚長に電話をして、きょうは防衛庁の記者団の諸君全部集まつてもらつて、そこで絶対に誤りである、こういうことを言つて明日の新聞にそれが正確に出れば、なるほどそれだつたかなということになるが、一月二十日ですか何日ですか、北海道の部隊の何か視察に行かれて、そのときに随行した記者団といふことが、おそらく内閣総理大臣や防衛庁長官についていくのと違ひ。あるいは北海道の在住記者であつたかも知れないのです。どうですか西村長官。幕僚長がここに来てみずからの責任において取り消すべきだと思ひますが、もしもそれができないというならば、きょう幕僚長に言つて、きょうは防衛庁の記者団と懇談をして、そしてみずから誤り

であつたという取り消しを明日の新聞を通じてやりなさいよ。それだけのことをして、どうしてもここに出てこれないというならば、一月何日かの札幌の旅先の記者団の談話をあなたはここで讀んで、それでもつてわれわれに納得してもらふなんといつてもそれは無理です。どうですか長官、私の言うことに間違ひございませうか。

○西村国務大臣 私といひましては、私はなるほど微力であるかもしれませんが、ただいま総理大臣の任命を受けまして、自衛隊の法律による統括者でございます。従つてなるほど私の下には内局もございませうし、また各幕僚部、統幕議長もございませう。しかしそれぞれの所管の範囲内において仕事をしておる。私がその統括者であります。それに対して、すでに杉田発言なるものが新聞であるいはラジオで伝えられましたから、私といひましては直ちにこれは是正すべきである。しかし本人の意思を問ひたいと思ひまして、本人の意思を問ひたいところ、自分の真意ではない、これははっきり申しておりますから、そこで私はただ新聞談話等でこれを打ち消す以上に、私が閣議という責任ある立場で各関係閣僚並びに総理大臣の席におきまして、これは誤り伝えられたものであり、真意は捕捉してない、これを私は直ちにやつておるのであります。その意味では私は基本的には本人の意思も十分公式の席において伝えたいつもりでございます。しかしそれでもなお足りませんから、本人に注意も与えようと同時に、本人もまた自発的に新聞で起こつたことでありますから新聞を通じてやつておるのであります、せつか

くの横路委員の御希望でありますけれども、今晩そこまでそういうことを繰り返してやらなくても、すべては私の責任においてやつておる、こうお考えをいただきたいのであります。

○横路委員 私どもはこの点については今の長官の言明が、国会で三月四日の予算委員会、その後引き続いて行なわれた参議院の予算委員会、昨年の十一月九日に杉田幕僚長が治安行動草案というのを各部隊に配付をした。これはあとでゆつくり聞きます。私もこれはあつたわけですから、十二月二十二日の杉田幕僚長のこの発言は、あなたのそういう取り消しになるほどそうかなと思ひます。しかし十一月九日の治安行動草案というものはあとで十分論議をしますが、これは全く大へんなもので、しかもこの点についてあなたの方で、小倉の自衛隊、熊本、自衛隊でそれぞれ何冊か紛失したものだといふ点もお認めになつた。紛失をしたそれの自衛官について、処罰をしたという点も明らかにされた。ですから私はもういふまでもない、杉田幕僚長の言は、ただ単にあなたに言われて、そうして自分の言ひ違ひであつたという問題ではないのです。その十一月九日に配付した治安行動草案がなければ、あなたのそういう言明でわれわれも了とするかも知れない。そうではないのです。

杉田幕僚長は一体自衛隊をしてどういふ訓練の方針をされたのですか。長官はこれをお読みですか。「良い中隊の育成について」といふのを讀んだところを讀みますと、「よい中隊の育成については筆者富嶽生の名とともに富士

しては、自衛隊員は勇敢に国土を守つてもらいたい、そういう観点からの一つのものの見方というものをしっかりと教えることは、あたりまえのことだ、

こう考えております。

○横路委員　そうじゃないのです、尾宮。今日のフランスのアルジェリアに派遣されている軍の反乱を見て下さい。いいですか。民主主義的な日本において、しかも憲法に基づいていわゆる合法的な政権ができた。それはいわゆる資本主義の政党の基盤に立つたか内閣でないかもしれない。そういうものが将来総選挙を通じて、民主主義的な手続によって、社会主義的なそういう政党を基盤にした政権ができる。そういうものができても、それはあくまでも憲法の手続によって、民主主義的

上は、これはあくまでもその国を守るのが自衛隊の本分ではありませんか。それをその政権は社会主義政権であるから反対だ、こういうやり方をとるといふことは、今日のフランスにおけるあのアルジェリアの反乱のような事態

を、今日の自衛隊といふものは内召しているじゃありませんか。こういう政治教育、思想教育は明らかに間違ひですよ。どうですか、これは。

○西村国務大臣　なるほど憲法におきましては、個人々々の思想の自由といふものは認めております。しかし自衛

國の任務といふものの中へ彼らに教育され、訓練されるわけでありませう。それで憲法に抵触しない、憲法のもとにおいて少なくとも国会が承認した自衛隊の任務がございます。国土の平和、独立を守る。言いかえますれば、その裏にあるのは、破壊的な活動を防ぐこ

う、秩序の破壊を防ぐ。それはすなわち言いかえすれば、私は一つの例から言え、国際共産主義のような脅威というものは、国家共産主義のような脅威の任務である。従つてその線に沿つての訓練が行なわれることは当然だと私は考へております。

○横路委員 この問題については、「良い中隊の育成について」の問題と関連して、またこの十一月九日に出された治安行動草案との関連で、さらに時間をかけてなおよくお尋ねをしたいと思います。まずきのうの続きの七十六条、七十八条、第五、第四条との関係でもう少しお尋ねをしたいと思ふのです。

西村長官にお尋ねをしますが、この間接侵略というものが、この間の二十日の議論からきよの午前中の議論にも問題になつたわけですが、その間接侵略というのに対しては、なるほど国際的にはいろいろな用語もございまいし、防衛庁としては間接侵略といふのは、どういふ状態を間接侵略と言つてゐるのか。特にこの自衛隊法七十八条の中に規定してゐる間接侵略とは、どういふものを言つてゐるのか。何もこれは、国際的にどの国がどう言つてゐるというのではないのですから、この点は一つきちつとお答えをいただけたらと思ふのです。——いや、きよは一つ長官に……

○西村国務大臣 私の足りない分はその他の政府委員から補足をいたしますが、自衛隊法七十八条——間接侵略という言葉はこの委員会でもたびたび出てゐる、国際的にはこの用語が成熟してゐないといふことは、まあおわかりをいただいておりますが、少

なくとも自衛隊法には間接侵略といふのは七十八条に一つ出て——もちろんそれ以外にも出ておりますが、七十八条でこの間接侵略の大きな概念は、他の国からの教唆または干渉によつて国内に騒擾あるいは内乱が起るというやうな状態、こういうふうに一応考えられております。そこでそれが今度は武力行動的なものを伴つた場合はどうなるか。そういうことは比較的少ないけれども、万が一そういうことがあつた場合においては、その部分においては、武力行動の面があります。武力行動と間接侵略とは相対する概念ではなくて、間接侵略と直接侵略とが相対する。こういうやうな解釈のものにおける七十八条の間接侵略といふものは、大体においてわれわれがこの条文を説き及ぼす、間接侵略その他緊急の事態に對処して、事前協議なしに、事前承諾なしに、自衛隊の総理大臣の認定による出動が行なわれる治安行動、こういうふうにお考へております。従つてこの間接侵略といふものの一般のきつちとした概念は、国際的にははつきりしてゐないけれども、われわれとしては間接侵略は、先ほど申し上げましたやうに外国の教唆、干渉によるところの内乱、騒擾、それから七十八条におきましては、その一部が外国の武力、外部からによるところの武力攻撃に入るものもある、こういうふうに入つてお考へてゐるわけでありまして、

○横路委員 実はこの「法律時報」の別冊、それから参議院において治安行動草案が問題になりまして、私たちいろいろ調べてみますと、防衛庁における間接侵略の規定というのは、今長官

の言つたやうになつてゐますね。重ねて私の方から訊ねてみます。こうなつてゐますね。「間接侵略」とは、外国による教唆または干渉によつて引き起こされた大規模の内乱及び騒擾をいふ。」ですから、今長官の言つた言葉と同じなわけですが、今長官からも御答弁があり、私からも、これは防衛庁で使つてゐる言葉ですが、同じ言葉を申し上げたい。そこで七十八条の間接侵略とは、「外国による教唆または干渉によつて引き起こされた大規模の内乱及び騒擾をいふ。」それが七十八条の間接侵略です。長官、どうですか。——今そこでうなずいていらつしやいますから、一々お立ちにならなくともいいですが、そうすると七十六条で、この中のどこにも間接侵略という言葉がない。「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があるとき、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることが出来る。」この七十六条のどこにも間接侵略という言葉がない。ですから七十六条は、外部からの武力攻撃に對して防衛出動が命ぜられる。七十八条で間接侵略、外国の教唆または干渉によつて引き起こされた大規模の内乱及び騒擾に對して治安行動が命ぜられる、こういうやうにわれわれは考へてゐたのに、この間からの石橋委員の質問に對する西村長官の答弁を見ると、七十六条の中にも間接侵略が含まれてゐるというが、七十六条のどこにも間接侵略が含まれてゐるのですか。どうなんですか。

○西村国務大臣 間接侵略と直接侵略、この概念が同じ層にあるのではありません。武力攻撃といふのは、言いかえすれば組織的な計画的な武力による外部からの攻撃、こういう面では間接侵略でも、先般申し上げてゐますやうに不正規軍の投入——不正規軍、義勇軍といふやうな、外国の意思を受け入つてくるやうな計画的、組織的なもの、それはやはり外国の干渉によるものであるけれども、武力攻撃といふ面から見れば、私は七十八条に入らぬのだ。そして七十六条の方は、間接侵略は一つの例で、むしろ緊急事態に對処する、こういうやうに……

○横路委員 あなたは七十八条と七十六条を違へてゐますよ。

○西村国務大臣 七十八条の方が緊急事態です。そこで武力攻撃といふものは、間接侵略でも普通の間接侵略、言いかえれば武力攻撃といふ面が現われやうな面、あるいは干渉でもそこまできてゐないけれども、武力行動といふものが出てきた場合においては、七十六条によつて武力行動の面から防衛出動になる、こういう解釈であります。

○横路委員 長官、その点私は具体的に聞きますが、今の長官の言葉、あなた自身七十六条と七十八条とひっくり返して答弁したりしておられるが、七十六条の外部からの武力攻撃、その中には間接侵略も入るのだ。そうするとそれはどういふ場合か。私があなたにこれから具体的に問ねたいのは、外国のいわゆる正規軍であるならば、それは間接侵略ではないですね。直接だ。そこでこれはどういふ場合ですか。たとえば外国の義勇兵であるとか、正規軍ではないですね。その点をはつきりして下さい。

○西村国務大臣 私が七十六条で外部からの武力攻撃と申し上げましたのは、言いかえすれば一番はつきりした例は、外部から計画的、組織的に正規軍が入つてくる場合でございます。これが武力攻撃。それからもう一つは、不正規軍の場合においてはわれわれはやはりこれは武力攻撃と解釈する。しかしこの概念を別の角度から見れば、やはり間接侵略の態様も持つておる、こう解釈すべきではないかと思ひます。

○横路委員 そうすると長官、今のあなたの前の方の正規軍といふのは、七十六条にいう外部からの武力攻撃だ。そこで、しかし正規軍ではないけれども不正規軍だといふ、その不正規軍といふのはどういふことですか。一つは外国の義勇兵であるとか、あるいは日本国民であるけれども、外国で武器その他の援助を受けて、日本国民が外国の武装その他によつて入つてくる、そういうものをあなたは何言つてゐるわけですか。それはどうなんですか。

○西村国務大臣 不正規軍の場合私はもちろん入ると思ひます。それからあなたも設例のやうな場合も、計画的、組織的であり、外国の意思を体して武装して国内に侵入するといふやうな場合におきましては、私は入ると考へます。

○横路委員 それではあなたにお尋ねしますが、外国から国内に武器がたとえば落下傘その他でどんどんおりてきた、あるいは向こうから船で武器がどんどん送られた、そして国内にいる一部の者がその武器を受けて、国内で内乱を起した、これはどちらですか。向こうから船で送つてきた武器を使つ

て直ちに攻撃を開始した、そういう場合はどうなんですか。

○西村国務大臣 私はやはりそれも計画的、組織的であり、しかも外国の意思あるいは指揮を受けている、そういう場合におきましては、武力攻撃であると考えてはならないかと思ひます。

○横路委員 長官、あなたの答弁は、私こころではつきり申し上げますが、間違ひですよ。なぜ間違ひかという、前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の第一条をこころで読んでみますよ。「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許可し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」こころから大事な事です。

「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、」その次です。「並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、」を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用する事ができる。」前の日米の安保条約においては、この点が日本における不平等といひますか、屈辱条約なんです。この第一条によつて日本の国内における内乱、騒擾にアメリカの軍隊が出動するといふことは、独立日本としては耐えられないといふので、安保条約改定の中で、岸総理なり藤山外務大臣はこの点を改定したと言つて、現行の安保条約の第五条にはこの姿を全く消して、第四条の中に影をひそめた

じゃありませんか。今あなたは何と言つたのだ。私が今、外国から船あるいは飛行機によつて運ばれたその武器を持つて日本国内における国民が内乱、騒擾を企てた場合にはどうなるのだと聞いたら、あなたは、それは七十六条によつて武力攻撃だと言ひ。いいですか。七十六条の武力攻撃は、安保条約第五条を引き受けていゝのですよ。外部からの攻撃があれば、アメリカは集団的自衛権の発動によつて行動するのですよ。そうすれば前の条約の第一条で、たびたび皆さんの方で答弁しているように、一または二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するため、アメリカ軍隊が出動するといふことは、独立日本としては屈辱的なんだ、こゝろで第四、五、六条からははずして、こゝろで第四、五、六条の常時協議の中に影をひそめたではありませんか。それをわざわざ取り上げて、そしてこの第五、六条の適用、外部からの武力攻撃があれば、アメリカは集団的自衛権を発動して出るのですよ。その場合に大規模な内乱、騒擾に対してアメリカ軍隊が鎮圧のために出る。しかもこれは有無を言はず出るのです。あなたの説明からいけば、前と違ひます。こゝろのことは、現行安保条約を直すときに、前の岸総理なり藤山外務大臣は口をきわめて、こゝろの屈辱的な条約は変えたのだ、第五、六条からははずしたのだ、こゝろ言つておるじゃないですか。あなたの答弁は全然違ひますよ。そういうことは今平然として言われて、こゝろして自衛隊法七十六条の武力攻撃、これを受けて安保条約第五条の外部からの武力攻撃、そ

してこの内乱、騒擾に対してアメリカ軍隊が集団的自衛権を発動するといふことは、この新安保条約においては絶対ないのですよ。それは間違ひです。そういうことを今防衛庁の長官が言われては、一体あなたの方で長いことかかつて、旧安保条約から新安保条約に何で改定したのだ。長官、それは間違ひですよ。まあ間違ひは間違ひとして、間違ひでございまして、こゝろ言われなければ、大事な問題ですよ。今になってこゝろのことを言われては大へんですよ。

○西村国務大臣 私はただいま御説明のような場合に、飛行機やあるいは艦船で武器を投入して参ります。その場合におきましては日本のどこかの領海に不正規兵が必ず入ります。また飛行機は領空には日本の飛行機で来るのではあります。航空機は不正規兵が正規兵か知りませんが、とにかく他の国が干渉する意図を持って、その指揮下において武器が運ばれて、投入をされるのでありますから、すでに私はその場合においては武力行動が発動されておる、こゝろいふに解釈していいのではないかと思ひます。なお法理上のことでありますから、さらに詳しく政府委員からも御答弁をさせます。

○横路委員 ちよつと待つて下さい、加藤さん。私の方もこの防衛二法案については、これは最終的な段階で議論してはいると思ひます。ですから今防衛庁長官から法律に詳しい、条約に詳しい政府委員といふけれども、別に加藤さんは日米安全保障協議委員会の委員ではない。日米安全保障協議委員会の委員は西村長官と小坂外務大臣なのだ。そのときにこの条約の第五条の適用が、解釈が私はわかりません。それは政府委員にまかせますなどと言つてはいる間に、この第五条で内乱、騒擾に対してアメリカ軍隊が集団的自衛権の行動だなどといつて出ては大へんなんですよ。だから私はこの点は、せつかく今加藤さんが答弁なさうとしていゝけれども、あなたは別に安全保障協議委員会の委員でもないのですから、非常に重大な責任を持つ長官ですから、もう少しあとで、あなたの答弁を求めるときは私の方からもお願いしますから、長官にもう少し……これは防衛庁長官なのだから、あなたはきょうは専門家にこゝろに言わないうで、やはり間違ひは間違ひと、こゝろいう点を明らかにされた方がいいと思ひます。

そこで長官、それならばあなたにお尋ねしたい。この前の条約の第一条です。長官、前の条約の第一条といふのは重大なのですからもう一ぺん読みますよ。どうぞお持ちになつて私と一緒にどうぞ。第一条、もう一ぺん読んでみますよ。「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許可し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」その次、「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、」を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用する事ができる。」前の日米の安保条約においては、この点が日本における不平等といひますか、屈辱条約なんです。この第一条によつて日本の国内における内乱、騒擾にアメリカの軍隊が出動するといふことは、独立日本としては耐えられないといふので、安保条約改定の中で、岸総理なり藤山外務大臣はこの点を改定したと言つて、現行の安保条約の第五条にはこの姿を全く消して、第四条の中に影をひそめた

は二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するために、日本国政府の要請があれば出るのですよ。いいですか。これを独立日本としては屈辱的な安保条約であるといふことで、全部削つてしまつたのです。ところが今あなたの解釈からすれば、自衛隊法七十六条による外部からの武力攻撃といふのは、外国からの不正規兵ですね。他の国からの軍隊の侵入、攻撃が始まる。武力攻撃のほかに一または二以上の国のいわゆる教唆または干渉によつて引き起されたこゝろいう内乱、騒擾、それもいいのだといふことになると、この安保条約の第五条で、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」だから武力攻撃があれば、きのうもこゝろでいふ議論しましたが、アメリカの軍隊は集団的自衛権に基づいて行動するのです。そうすると前の条約の第一条が独立日本としては屈辱的なのだといふので、これを削つてしまつたのに、あなたはわざわざ自衛隊法七十六条の拡大解釈によつて、前の条約の第一条で削つたものをわざわざ自衛隊法七十六条の外部からの武力攻撃の中に入れたため、安保条約第五条によつて内乱及び騒擾に対してアメリカ軍隊が集団的自衛権に基づいて行動するといふことは、これは先ほどから私が言つたように、この前の安保条約から現行安保条約に移る際に、藤山外務大臣、岸総理

第一類第一号 内閣委員会議録第三十号 昭和三十六年四月二十五日

は、これは絶対に不平等だというか、屈辱的な条約だからこれを削ったのです、こう言っているのですね。その屈辱的な条約だ、不平等な条約だといつて削ってしまったのを、なぜわざわざ七十六条の武力攻撃の中に拡大解釈をして入れて、なぜ安保条約第五条によるアメリカの集団自衛権の行動をまき起すように、あなた一個人の意思として入れるのですか。こんな解釈は昨年の安保特別委員会において全然ないですよ。西村長官になってからの独自の解釈ですよ。大へんです。

○西村国務大臣 私から申し上げなくとも、政府委員は経過はさらに詳しくのでありますし、またたびたびこの問題は安保委員会にも出ておつたと思うのですが、間接侵略の概念においてはオーバーラップする部分がある。言い換えれば先ほどの外部から入ってくる武器輸送なりあるいは正規軍が外部から入ってくる場合は、やはり明らかに武力攻撃になるのだ、侵入でありま

す。外部から、とにかく何らかの相手方の国の意思を受けて、指揮のもとに航空機なり艦船が入ってきた、それが投下される。その部分は私はやはり共同防衛の対象になり得る武力攻撃だ、こう解釈すべきではないか。なお私は確かに安全保障協議会の日本側委員でございます。しかし同時に私は内局の補佐を受けております。足りない部分は内局の面から説明させることもお許しを願いたいと思ひます。

○横路委員 ちょっと待って下さい、加藤さん。あなたから御説明を受けませんが、それでは西村さん、七十八条の間接侵略というのはどうなんですか。

私は西村さんにお尋ねしている。防衛庁の長官に聞いているのです。あなたは兵を動かすのだから——いやあと

言っているけれども、そう笑って済まされたい大問題なんです。七十八条の間接侵略はどうなんですか。

○西村国務大臣 細部に議論がわたりますから、もちろん私から答えませんが、同時に私一人が兵を動かすわけではなく、内局なり各幕の補佐を受けて兵を動かすのでありますから、その意味で一内局の諸君が発言することもお許しを願いたいと思ひます。

○横路委員 いや、待って下さい。そこは私も了解しましたが、七十八条の間接侵略というのはどういふのですか。まずあなたが御答弁なすつて、それから足りない点は加藤さんなり何なりと言わなければならない、あなた自身が七十八条の間接侵略がどうなつてい

るかというのの答弁をなさらないと、補足すると言つたつてもとがなくては補足のしようがないじゃないですか。もとの方を言つて下さい。

は、間接侵略については、七十八条の間接侵略はどうですか、こう聞きま

したら、やはり一または二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起された大規模な内乱、騒擾だといふのです。そうすると七十六条の間接侵略はどうですかと聞いたら、同じこ

とを答えられたんですね。七十八条の間接侵略によるいゆる行動といふのはこれは治安行動、七十六条のこの行動は防衛行動となるわけですね。そうして七十六条の防衛行動は何に關係をしてくるかといふと、安保条約の第五

条に關係をしてくるわけですね。それから外部からの武力攻撃だ、こうなれば有無を言わずアメリカ軍隊は集団的自衛権に基づいて行動する。そうするとせつかく長い間かかつて前の岸内閣のときに、われわれは納得いたしま

せんでしたけれども、しかし国民に向かつて何と言つたか。前の安保条約の第一条による一または二以上の外部の国の教唆または干渉による大規模な内乱、騒擾に対しては、アメリカ軍隊が

で五條を受けてアメリカ軍隊は直ちに

出て鎮圧する。おかしいじゃないですか。ですから一つ今あなたお聞きのように、長官は七十六条の間接侵略も七十八条の間接侵略も同じ言葉で規定しておる。ですからこの際加藤官房長

から一つその点は、七十八条の間接侵略と七十六条の間接侵略はさういふふう

に違ふのだという具体的な言葉でなければ、今の長官のお言葉はだれが聞いても同じにしか聞かれはしない。だからその点、加藤さん一つ補佐役として十分

に十分しつかり答弁して下さい。

○加藤政府委員 この問題につきましては先般も石橋さんからお尋ねがありまして、私一応お答えはしたわけであり

ます。おつしやる通り旧安保条約の第一条には、今お読みになりましたよ

うなことがあるわけでありまして、米軍の駐留につきましては、三つの規定があるの

であります。一つは極東における国際の平和と安全の維持に寄する

る。第二には一または二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起された日本国における大規模な内乱及び騒擾を鎮圧する。第三には外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄する。この三つのことである。間接侵略の定義といたしましては、

出でくる。そこで不正規軍の侵入によるような場合はどうだといふことになりま

旧安保条約の第一条の中における「たは二以上の外国の教唆あるいは扇動による大規模の内乱、騒擾」というものの重なる部分については、はすしたというのにはずれた部分——私の方からいへばずれた分というのには七十六条にはずれた分が入っている。その七十六条のはずれた分というのは何かというところと不正規軍だ。外国の義勇兵その他というものである。しかしいよいよ、そのときの政治状態その他においていろいろな不満もあろうが、そういう状態ではいゆる武器を持って行動を起こした、これは内乱及び騒擾になります。その場合にその武器が外国から船によって運ばれるとか、そういう状態はあるかもしれない。しかし外国の義勇兵なり不正規軍が入ってこない、こういう場合の内乱、騒擾は七十八条だ、こういうわけですね。この点はどうなんですか。その点が大事なんです。

○加藤政府委員 今御説明いたしましたのは、不正規兵の侵入、不正規兵による武力攻撃の場合が、外部からの武力攻撃だということを申し上げたわけでありまして、そこで武力攻撃に至らないで、外部からの武力攻撃というもののに該当しないで、単なる物資、武器等を補給したということになると、武力攻撃とは見られないというふうに思われます。

○飛島田委員 ちょっと関連して。今の横路さんの議論と少し離れますが、今までの防衛庁のお答えを聞いておりますと、一つの疑問が出てくるわけです。間接侵略というものは、侵略を受ける側から見た一つの形態だと思ふので

す。侵略を行なうものがないし二以上の国と、こうはつきり限定をせられませんが、国でなければならぬ理由というのには、一体条文のどこから出てくるのですか。旧安保条約の第一条は廃止されたのですから、従ってこれにこだわる必要はございません。一体国でなければならぬのか。あるいはまた七十六条の武力攻撃、こういうものについて、どうも長官のお答えは国という概念のようでありまして、攻撃を行なう主体は国でなければならぬという法解釈は一体どこから出てくるのか。この非常に発達した現代社会において、具体的には国であることが大部分であり、おそらく国以外の場合には少なからずありますが、しかし理論的には少なくとも宗教団体でもないはずで、世界じゅうにたくさんある資金を持つていて宗教団体というものはあります。M R Aとか何とかかんとかいうのはたくさんあります。そういうものでもあつても、おっしゃる通りの不正規兵を組織してやってくれば、これは直接攻撃である場合もあるし、宗教的な侵略の方法をとって、日本の政府はともよくないからひっくり返せ、こういう形でくれば間接侵略でもあると思うのです。国でなければならぬというのは一体どういふ条文的根拠に基づくのか。私はそういうところに防衛庁の今までのいろいろな御説明の混乱のものとがあるような気がするのですが、長官どうでしょう。

○西村国務大臣 間接侵略の国際間で確定した定義というものはなかなか困難だ、私はこれは御了解いただけたと思うのであります。ことに間接侵略に對しまして、今日兵器の発達と申しま

すか、科学の発達がいかにございますから、非常な変化はこれからもまだ起こつてくると思ふ。ただわれわれが今の解釈をとつておきます国といひますのは、現実の事態を考えます場合にございまして、特定の思想団体と申しますか、あるいは宗教団体等が、何ら他の国家の意思を背景としないで、あるいは意思に基づかないでやつていくことは、私どもは現実にはやつていくことがあり得ないと思つております。そこで国といふものを一または二の国家という表現をして、解釈をしておるわけでありまして。

○飛島田委員 たしか今から五年くらい前だと思ひますが、国連の総会の中でも間接侵略の問題について、間接侵略の主体が自由ヨーロッパという団体であるという議論が、盛んになされていくという事実を御存じでしょうか。これは国が間接侵略の主体であるという議論ではなくして、自由ヨーロッパといふような反動団体であるといふような議論が現実にあつたので、そういう場合も考えてみると、必ずしも国でなければならぬ——現実的にそうである場合が多いというだけであつて、法解釈としてそうなければならぬといふのは、何か理由があるのか。これを伺つておかないと、われわれの次の質問が出て参りませんから、それだけを関連質問として伺つておきたい、こういうことです。

○加藤政府委員 そのお尋ねに對するお答えは、先ほどの長官の答弁で尽きておると思ひます。大体侵略に關する定義に關する条約を見ましても、やはりこれは国といふものを主体に考へております。新しい事態が起こりますれば、それに應じてまた國際的にいろいろな取りきめとか申し合せができるだらうと思ひます。今のところ現実の問題としては、私は國を考へることだけしかないのではないかというふうに思ふのでございまして。

○横路委員 加藤官房長、私はあなたにこの際お尋ねをするのですが、間接侵略といふのが國際的にも定義がはっきりしてない。あなた自身この旧安保条約の第一条の「一又は二以上の外国の國による教唆又は干渉によつて引き起された日本國における大規模の内乱及び騒擾」といふについて、重なる部分を除くといふ、その際、七十六条に入れる方は、外國の不正規軍によつて現に日本に對して武力攻撃が行なわれた場合、それから外部から武器その他が船によつて運ばれようが、日本國が國內に於て、それによつて内乱、騒擾を起した場合は七十八条の適用なんだ、そうですね。そう私は聞いたのですから、そこからさらに続けようと思ひますが、それは違ひますか。あなたが重なる部分を除くといふのは、それがまた違ひますか。

○加藤政府委員 ただいま申し上げましたのは、間接侵略といふのは一または二以上の外國の國の教唆または干渉によつて引き起される大規模の内乱、騒擾といふ概念があるわけでありまして、それから外部からの武力攻撃といふ概念が一つあるわけですね。そのうちで不正規兵の侵入のごときは、これは外部からの武力攻撃であります。同時にこれは外國の干渉によつて引き起された内乱または騒擾といふふうにも見られる、この点が重なるおと

はこの安保条約の第五条による集団的自衛権の行動に基づくアメリカ軍というには、いわゆる一般的な用語における間接侵略は入っていないのだ、そういうことになるので、ここで議論するとき七十六条の中に、その一般的な用語である間接侵略という言葉を、使われれば問題が起きると思う。この点はやはり用語という点をきちんとする必要がある。この点、何でしたら加藤さんからどうぞ。

○加藤政府委員 この点は前にも石橋委員から御指摘になったところでありまして、立法政策的な見地からすればいろいろ問題がございましょう。しかし、けさほどは総理大臣はこの条項でよろしい、こうおっしゃったわけでございまして、私からはこれ以上意見を申し上げることはできません。ただ外部からの武力攻撃という言葉と間接侵略という言葉とは対比しないという点は御説の通りだと思います。しかし今の規定でも運用上差しつかえないというふうに私は言うことはできると思っています。

○横路委員 官房長、せっかく私とあなたとの意見が、用語上自衛隊法七十六、七十八条、安保条約第五、六条との関係でだいぶ用語というものがだんだん意識されて、お互いが理解がいく程度になると、またあなたがむし返すようなことを言われるわけですが、この点はけさちょっと私も池田総理から石橋君に対する答弁というものは、言葉の上でどういふに明確になったか、ちょっとはつきりしない点がありましたから、この点は重ねて恐縮ですが、池田総理は石橋委員に対して今の点をどういふ言葉で表現されたのか。

間違った点があれば石橋委員から質問します。その点どうですか。

○加藤政府委員 私も正確には覚えておりませんが、結論としては今の条文を要する必要はないということでございます。

○横路委員 それであれば、自衛隊法七十六条における外部からの武力攻撃、自衛隊法七十八条は間接侵略、このいうふうな言葉でお互いに法律な言葉を変える必要がないというならば、やはりそういう言葉でお互いに法律な条約というものをきちんと確定解釈しておかないと、第五、六条は運用の面で非常に問題になりますから、その点を一つ申し上げておきたいと思っています。

次に、長官にこの点お尋ねをしたいのですが、第五、六条の問題で、きのうの長官の答弁はどうしても理解ができないう。納得できないというののは初めから納得できないのですが、そうではないのです。理解ができないうのです。その点をお尋ねしたい。それは第五、六条の点をお尋ねしたい。これを要約すれば、日本国内におけるアメリカの軍事基地に対する攻撃を、日本に対する攻撃とみなして、日本に対する攻撃であると認めて、共通の危険に対処するように行動することを宣言する、こうなっておるわけですか。これはアメリカの軍事基地に対する攻撃は、アメリカは個別的自衛権の発動である。それから日本としては、同様に個別的自衛権の発動である。こういうわけですか。

そこで私は長官に次のことをお尋ねしたいのです。安保条約は御承知のように、日本の平和と安全並びに極東の平和と安全、こうなっておるわけですか。

す。そのためにアメリカ軍隊は駐屯をしているわけですか。またそれを認めた。そこで私がお尋ねしたいというの、このいうことなんです。韓国が外国から武力攻撃を受けた。そこで米韓相互防衛条約が当然発動された。日本の基地から飛び立つた。その飛び立つ場合も、直ちに戦闘作戦行動に出れば、それは六条にいう交換公文で事前協議になる。しかし一たん沖繩に移って、それから沖繩を基地にして飛んでいけば、これはこの条約の一つの抜け道でございまして、必ずしも事前協議の対象にはならない。そこで韓国が第三国から攻撃された。米韓相互防衛条約を発動した。そこで日本の基地から、飛び石伝いが、沖繩に移って相手の国を攻撃した。その場合に、日本の基地から事前協議で認めて攻撃をした。その場合には、日本国内におけるアメリカの基地は、当然国際法上の交戦区域になるわけですね。日本の基地から飛び立つていけば、事前協議に基づいて日本が許可して、日本の基地から飛び立つてその第三国を攻撃すれば、国際法上の交戦区域になるわけですね。そこで第三国は、そうすれば当然日本の国にあるアメリカの基地に対して、みずからの自衛権に基づいて攻撃をしてくるでしょう。この場合には、アメリカが日本の基地を利用して、米韓相互防衛条約に基づいて、韓国を攻撃した相手の国を攻撃した。その国は国際法上の交戦区域として、日本におけるアメリカの軍事基地を攻撃した。この場合に、一体日本は個別的自衛権は国際法上発動できるのかどうか。この集団的自衛権、相互防衛条約を結んで集団的自衛権を発動するならば、それは

は成り立つわけですか。ところがこの安保条約はそういう意味で相互防衛条約ではないと政府側は言っている。そうしてこの第五、六条を集団的自衛権の発動ではない、個別的自衛権の発動だ、こう言っている。そうすると、一体今申し上げました順序に従って、韓国が攻撃された、米韓相互防衛条約を発動した、日本の基地からアメリカの飛行機を飛ばして飛んでいって、その韓国を攻撃した相手をやった。相手は国際法上の交戦区域として、みずからの自衛権もあるから、日本の国内におけるアメリカの軍事基地を攻撃してきた。この場合に、日本の自衛隊が個別的自衛権を発動してやれるでしょうか。きのう石橋委員から具体的な例として、たとえば日本の領海——港に停泊するといふばかりでなしに、領海もある。そこにたとえば軍艦が待避をしてくる、領海におる。アメリカの軍艦が待避をして領海におる。それを第三国が来て、領海におるアメリカの軍艦を攻撃した。撃沈されたか、大破したか何かわからない。あるいは大破して無事であったかもしれない。しかしその領海におるアメリカの軍艦がただ攻撃されたというだけで、日本は個別的自衛権の発動に基づいて自衛隊を出動させるということとはできませんか。この自衛権の発動というものは、きのう私が言っているように権利ですからね。急迫不正の侵害だ、それ以上手段が他にはないというところ、そしてそれに伴う最小限の防衛だということ、それが自衛権の規定なわけですか。一体その場合に、日本の自衛隊が個別的自衛権の発動であるとして、自衛隊法七十六条に基づいて、外部からの武力攻撃であるとして

て、内閣総理大臣は自衛隊の出動を命じ、あるいは国会の承認を求めるといふこと、そういう個別的自衛権は一体あるのでしょうか。私はこれは絶対にないと思う。この点いかがでしょうか。きのうこの点は少し時間がなくて、長官から御答弁を十分いただけてませんのでしたから、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

○西村国務大臣 われわれは米軍と日本間で結ばれておりました、これは日米間の相互信頼に立っております。またその思想の基礎は、御存じの通り国連憲章によつてきちんとして立っております。そこで米軍の行動でございまして、この場合におきましても米軍というものは、動く場合におきましても、国連憲章のワケの中で動く。そうなりますとやはり駐留しておる米軍が、自衛、このいう目的から動く。しかも日本の基地を使って戦闘作戦行動をやるのでありますから、その場合におきましては、日本の基地を使って戦闘作戦行動をやるというところは、まず設例としては非常にまずいのではないかと。その場合においては事前協議で——日本は自分の方に報復を受けるということ、非常に国民も心配をし、また政府もこれに対してははつきりしておられますから、事前協議の条文を入れてこれを押える。ですからこういう事態自体が、私は普通の状態においては規定できない。それから私もあくまで国連憲章の中でいくのでありまして、アメリカの国が侵略をやろう、アメリカ自体も侵略とか先に手を出すと、こういうようなことはあり得ないと思う。従つてわが国に対して逆に出る場合には、わが国自体が自衛権の発動で

私は解決できるのではないか、こう考
えております。

○横路委員 それは長官、私は長官の
御答弁はどこか勘違いをなさっている
と思うのです。私たちがこの安保条
約がなるほど国連憲章五十一条に基
づいてきていて、こういう説明は
何べんも承っております。国連憲章五
十一条というのは、御承知のように武
力攻撃が現に発生した場合です。武力
攻撃が現に発生した場合においては、
この国連憲章五十一条に基づいて、そ
の自衛権の発動ができるのです。そ
れから国連憲章は、集団的自衛権につ
いては、これは本来からいえば、長
官、これを否定してはいないわけでは
ない。これは国連憲章五十一条は、こ
れは国連憲章五十一条は、これは国連
規定として、五十一条のいわゆる地域
的な相互防衛条約を作ったことは、国
連憲章のその成立の過程で明らかに
なっている。しかし明らかであるけれ
ども、その地域的な安全保障は認めら
れ、同時に従って相互集団的自衛権も
認められていることも事実です。で
すから韓国に第三国から武力攻撃があ
つた。そこでアメリカと韓国の米韓相互
防衛条約に基づいてアメリカは出動し
た。このことは国連憲章五十一条にお
ける集団的自衛権に基づいて当然なん
です。そこで日本とアメリカは、この
日米の安保条約に基づいて——この五
条ではないのです。第六条に基づく
交換公文で、さらにこの安保条約で日
本の平和と安全並びに極東の平和と安
全のために、アメリカの軍隊は日本に
おる。そうして日本の施設を利用して、
極東の地域に戦闘作戦行動に出るとき
には事前協議するとなつておる。そこ

でアメリカは当然米韓相互防衛条約
に基づいて、しかも日米安保条約に基
づいて、第六条の交換公文に基づいて
事前協議にかけて、あるいは緊急の場
合においては飛んでいってかけるとい
う場合も、現実には起こるかもしれない
けれども、そこで日本の国内から出
ていったその場合に——うしろにおる
防衛参事官ですか、私は長官にお尋ね
しておるのですから、もう少し私の言
うことを聞いて、あなたの方で補佐す
ることがあつたらそれからなすつたら
どうでしょうか。学校の生徒なら先生
に怒られるところですよ。

そこで長官、いいですか。ですから
そういう意味で、その基地から飛んで
いく。ところがそれは当然相手の国か
らすれば、国際法上交戦区域ですか
ら、当然それに対して攻撃を加えてく
る。その場合にいろいろあると思う
のです。たとえばそのアメリカの基地
に対して、なるほど原爆、水爆の攻撃
が加えられて、そしてそれが周辺に
おける日本の国民に多くのいわゆる殺
傷を与えるという場合もある。しか
しそれは例外なことであつて、きのう
石橋委員からは、その相手の国を攻撃
した軍艦が日本の領海に入ってきた。
それを第三国が、その領海にいるアメ
リカの軍艦に対して攻撃を加えた。攻
撃を加えたというだけで、日本はこの
第五条に基づいて個別的自衛権を発動
することは、無理ではないかというの
ですよ。自衛権とは何か。急迫不正の
侵害だ。いいですか。それ以上とる手
段はない。それは最小限度の手段だ。
しかも自衛権は権利であつて義務では
ないわけですから。一体これはどうい
う理由——そのことについて長官、これは

いわゆるあなたがよく言う日本は交戦
権はないが自衛権はあるのだ。従つて
個別的自衛権の発動というこの場合に
は、一体自衛権はどうやって発動でき
るのでしょうか。この点についてき
うは時間もございませんでしたから、
この点もう一べん一つ長官から、ある
いはまた長官の御答弁でもしも足らな
ければ、加藤さんでも補足していただ
いていいですが、長官から……。私も
順を追つて質問しているわけですから
ね。

〔委員長退席、草野委員長代理着
席〕

○西村国務大臣 私はあなたの言う設
例が、前提が少しおかしいと思つて
います。言いかえすれば、日本の基地
を使って、そして戦闘作戦行動に出
ていくようなことから、報復なり日本
の領海内に一種の攻撃が加えられた。
われわれといたしましてはそれは戦闘
作戦行動に出る場合におきましては、
事前協議の対象にしはつておるのであ
ります。そこでまずその前提というも
のは私はくずれる、こう思うのであり
まして、その設例の前提が、日本の基
地を使って直接的に韓国なら韓国を攻
撃に行く、こういうふうな前提のもと
に報復攻撃があるのではないか、こう
いうふうに御誘導というか、なさつて
おるように思います。そういうふうな
設例では日本の安保体制の運用は行な
われ得ない。言いかえれば、日本の基
地を使った形においての報復攻撃を受
けるような形での在日米軍が日本の基
地を使用するということとは、安保の精
神ではないように思います。なお足り
ない点は、加藤君の方から……。

○横路委員 これは加藤さんにあとで
答弁していただきますが、しかし今の
長官の御答弁は、これは説明、答弁に
なりません。それならば、日本国と
アメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約を讀まなければならな
い。この条約はどうなつておるかとい
うと、こうなつておるのです。両国
が極東において国際的平和及び安全の
維持に共通の関心を有することを考慮
して、この条約を締結することを決意
したのであります。そして今度は第六
条——何で一体アメリカの軍隊が日本
におるかという、第六条では、「日
本国の安全に寄与し、並びに極東にお
ける国際的平和及び安全の維持に寄与
するため、アメリカ合衆国は、その陸
軍、空軍及び海軍が日本国において施
設及び区域を使用することを許され
る。極東における国際的平和及び安全
の維持に寄与するためにいるのです
よ。日本に在るアメリカの軍隊とい
うものは、もちろん一つには日本の平和
と安全、同時に一つには極東の平和と
安全に寄与するために施設、区域を提
供しておる。そのことを日本は認め
た。そして今度はこの条約第六條の
実施に關する交換公文で、「日本国から
行なわれる戦闘作戦行動のための基地
としての日本国内の施設及び区域の使
用は、日本国政府との事前協議の主
題とする。」となつておる。だから今あ
なたが、韓国が攻撃された、そこで米
韓相互防衛条約の発動をした、そこで
日本の基地からアメリカ軍隊が出てい
く、そんなことはこの条約でないの
ですよ。そんなことは、この条約締結
の趣旨を全然あなたは御存じないとい
うことになつてます。そんな議論はでき

ませんよ。いいですか。そこで事前協
議に付するのです。事前協議に付する
というときに、当然アメリカ軍隊は日
本の平和と安全のためであるが、同時
に極東の平和と安全のためにいるの
だ。安全のためにいるのだから当然出
動するのです。そのときに、日本に
対して出てよろしくございませうか
と言ひし。しかし日本はうまくな
いと言ひ場合もあるかもしれないが、
全部が全部うまくなひとは言ひない
ですよ。言ひないでし。それをあな
たが、いやいやいことは例外のこと
なんだ、そういうことを例にとつて私
がだんだん話を進めて聞いておるの
は、何かおかしいなというところを
言ひ、そういうことは日米安保条約な
り米韓相互防衛条約なり、さらにア
メリカと台湾の国民政府とのいわゆる
相互防衛条約なり、米比相互防衛条約
をあなたは御存じないということにな
るじゃありませんか。だから私は一つ
ずつ具体的に例をとつて言つた。何の
理由もなしに、いきなりほんとどこ
かの国から、日本にあるアメリカの軍
事基地に攻撃を加える、そんなことは
今の国際的な慣習、国際的なさうい
う今日の外交上の状態からいってない
ですよ。そういうものが一つずつ積み
重なつて攻撃を食ひわけです。だから
あなたも、そういうことは絶対ないだ
ろ——そういうことは絶対あつてはな
らない。私たちが絶対あつてはなら
ないと思ひ。しかしさういふ順序を追
つて行なわれた場合に、この第五条で、
アメリカの軍事基地に対する攻撃は日
本に対する攻撃であるとなひして、日
本もその攻撃に出る、宣言するのだか
ら……。その場合にどういふことで日

も、いずれか一方の締約国の要請により協議する。」こうなっているわけだ。そこでまず条約の実施について日米の安全保障協議委員会のメンバーである西村長官にお尋ねをしたいのです。これは少し前のことになりました。

○横路委員 二月二十三日にどういう通知があったのですか。

○丸山政府委員 三月の予定としまして四日から二十七日までの演習通告がございました。

○横路委員 兵力は。

○丸山政府委員 兵力は二手に分かれておりまして、千五百名の部隊と千四百名の部隊でございます。

○横路委員 これはどの港に入つたのですか。

○丸山政府委員 これは沼津の上陸演習場より入っております。

○横路委員 これは防衛庁長官、西村さん、あなたはこの海兵隊の沼津上陸については別に報告を受けていませんか。

○西村国務大臣 個々の具体的なものにつきましては、私は一々目を通す場合もありませんが、しかしこれらのことにつきましては事後に調達庁長官からも報告を受けております。

○横路委員 この点は長官、あれでしよ、日本国内におけるアメリカの軍事基地を利用して日本に入港して行くアメリカのいわゆる軍用船、軍艦によつて運ばれてくる兵隊については、地位協定で日本政府に対しては通告の義務はなかったですね。その点はどうですか。

○西村国務大臣 港等に入る場合におきましては通告を受けております。ただ私は、御存じの通りの立場でありますから、一々個々の具体的なものに目を通す場合もあるということをお先ほど申し上げたのであります。

○横路委員 違いますよ。これは長官、そうではないのです。その点が非常に問題なんです。日本国とアメリカ

○丸山政府委員 二月の二十三日でございます。

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

○丸山政府委員 二月の二十三日でござい

カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定、このうちの第五条の第二項で、通知をする義務がないのです。日本は通知を受ける権利がないのです。これははっきりしているのです。防衛参事官、あなたはそういう間違ったことを教えて長官を補佐してだめです。地位協定の第五条の第二項で、アメリカは通知する義務がない。日本は通知を受ける権利がない。ことをあなたが答弁しない。長官、これはやはり違うのです。

○丸山政府委員 施設、区域の関係でございましてから私から申し上げます。一般的には米軍の兵力が日本の基地に入るには通知の義務はございません。

○横路委員 防衛庁の長官、これはもうなっているのです。地位協定の第五条の二項で通知をする義務がないのです。通知を受ける権利がないのです。ここが問題なんです。

次に丸山さんにお尋ねをするが、新聞によると在日米軍司令官からあなたの方に二月二十三日、三月の予定として三月四日から二十七日まで兵力は二手に分かれて、千五百と千四百が沼津から上陸して富士山ろくで演習をする。これは帰るときは何か通知がございましたか、帰りますよという。

○丸山政府委員 通知はございませ

○横路委員 長官、今丸山調達庁長官が言われたように、帰るときは全然通知がない。全然通知がないのです。これがこの地位協定の非常に重大な問題点なんです。全然通知がない。勝手に来て勝手に帰っていくのだ。しかも

日本の港から出ていくのだ。全然日本政府に知らせがないわけなんです。これが地位協定の非常に不平等な点なんです。そこで私は長官にお尋ねをしたいのですが、全然何も断りなしに勝手に使つて、勝手に使つたのですからせめて使つたあとくらい、ありがたうございました、これから帰っていきます。普通ならそう言いますよ。それを使つておいて帰るときはさつさと帰っていく。何も通知がない。ところが私があなたにお尋ねしたいのは、三月三十一日にワシントンのボールドウィンという有名な軍事評論の記者ですが、ニューヨーク・タイムズの特約としてこういふふうに書いています。米国防総省の観測筋では、二十九日に終つた東南アジア条約機構理事会で承認された柔軟な妥協的決議を初め、ラオスの戦艦のテンボがゆるくなつていくこと、ラオスの停戦と中立化への英提案に対するソ連の反応がはつきりしないこと、ラオスでモンソンの時期が近づいていることなどすべてが結びついて、SEATOまたは米国の軍事干渉を可能性の少ないものとして見ている。それにもかかわらず太平洋での米軍の予防のための軍事行動は今日も続いている。空母キアサージ号は、バンコク沖のシャム湾付近に集結中とみられる第七艦隊に合流しようとしている。C・D・グレイフィ中將の率いる第七艦隊には攻撃空母三隻(ミッドウェイ、コラルール、レキシントン)、対潜空母ベニントン、海兵隊ヘリコプター空母セーティスベいのほか巡洋艦二隻、駆逐艦多数、潜水艦数隻と海兵隊員一個大隊約千六百人から成る水陸両用部隊などを

含んでいる。第七艦隊の兵力は約六万である。東南アジア地域における海軍兵力の集結に加え、航空機と海兵隊が西太平洋の前進基地に移動し、タイにおける補給の集積が続けられている。沖縄に司令部を置く第三海兵師団を率いるドナルド・M・ウェラー少将は海兵隊の空陸機動部隊を指揮し、第七艦隊の艦上からタイにいくとみられている。こういふ記事です。これはまさにラオスの戦況、戦局が非常に重大化して、アメリカとしては重大な決意のもとに第七艦隊を逐次タイの付近に集結している、こういふ記事なんです。そのために富士にいくところのこれらの海兵隊が引き揚げたのですが、こういふ状態は極東の地域における安全が阻害されるという重大な問題です。そうすれば、あなたの方としては当然これは安保条約の第四条に基づいて、日米の安全保障協議委員会によつて協議しなければならぬ。

「草野委員長代理退席、委員長着席」

ところがこの間から私は本委員会において石橋委員その他に対するあなたの説明を聞いてみると、日米の安全保障協議委員会は去年の七月でしたか九月でしたか、たつた一回開かれたり、その後開かれていない。明らかにこのラオスの情勢に基づいて、ラオスの戦況は一体どうなっているのか。その点について極東の地域にどういふような脅威を来たすのかというのを、あなたは当然この新安保条約第四条に基づいて、しかも日米安全保障協議委員会設置に関するこの往復文書に基づいて、日米安全保障協議委員会の開会を要求をして、情勢を開かなければなら

第一類第一号 内閣委員会議録第三十号 昭和三十六年四月二十五日

二九

らぬのに、あなたはやってないじゃないですか。私はこの間りしうで聞いておつて、あなたは去年の七月か九月にたつた一回開かれた。なるほどそのときはあなたではないから、あなたの責任はないかもしれないが、このラオスの情勢がこういふように急変したという状態においては、当然第四条をたてにたつて日米安全保障協議委員会をあなたが開かなければならない、要求しなければならぬ。あなたは間違っているのじゃないですか。こちらが要求すれば直ちに開けるものを、あなたはあ

は、それぞれの補佐の系統、言いかえれば各幕僚あるいはその他の線におきまして随時協議をさせておるのであります。それで一向支障はないというふうに存じております。

外交政策の裏打ち、抑制力として艦隊が動いたことは、なるほど新聞報道等で知っております。これが直ちに今日本の安全云々というふうに私が認めてそれを求める、これは私どもの上に立つ指揮官である総理大臣の判断であり

いてあれだけの決意をして、第七艦隊を集結して、イギリスはそのために急いでソ連に対してああいう申し入れをしておるではありませんか。あなたがそういうことについて、それは総理大臣がやるであらうなと言ふのはとてもないことです。ちよつと私、読ん

こう言っているのですよ。しかも西村長官、あのときは、この極東の地域はどうかというところで問題になったときに、これはこういうふうになつてゐるのです。その前段として岸総理から、「この条約全体を通じて、われわれがこれを維持し、守っていく、他から不当な侵略行為があれば、やむを得ず実力行使してこれを排除するといふような点におきまして、両国が共通の関心を持つという地域は、今お話しになりましたように、自由主義の立場をとつておる国々の支配しておる領域といふものがその主眼になるわけござ

いまして、共産圏において実力をもつてこれが平和と安全を維持しておられる地域といふものは、われわれの共通の関心を持つておる地域には入らないといふのが適當であらうと思ひます。」ですから、ラオスに起きた状態は、その周辺の極東の地域に脅威を生ずるといふような場合においては、第四条において協議の対象になる、第四條にうに明らかになつてゐるのですよ。今度新しいアメリカの大使が来た、一

は、それでは進んでおるけれども、先ほど申し上げましたこの三月の二十三日に突如海兵隊が引き揚げていった。そしてアメリカは異常な決意でラオスに対してやつておる。これはあなたも御承知だ。軍事顧問団三百名をいよいよ軍服を着せて指導しておるじやありませんか。しかもラオス情勢についてはイギリスが非常に心配をして、積極的にソ連に対してこの停戦協定に

使つて上がつては参つておりますが、しかしわれわれはあくまでも条約の趣旨を生かして、安全または極東における国際の平和と云々という脅威が生じたときというふうに今のところ判定しないから、あえてそれを理由に安全保障協議委員会を設けるということはやつていないのであります。

今のお話ではつきりして参つたわけでありまして、同時に、この極東の周辺で、たとへばベトナム——地理的には南といふことになりましようが、ベトナムといふようなところは、この条約で言う極東という概念に入らないといひました。もう一つは、この条約で言うところの周辺地区でありますから、そういうところにおける事態が極東における国際の平和及び安全を脅かす場合は、この第四条におきましては、いわゆる

この極東の周辺地区に起きた事態が極

なかつたのですか。長官の御答弁を願ひます。

西村国務大臣 もちろんわれわれは必要に応じてこれは開きます。また先般お答えいたしましたように、新しい大使が着任されました信任状でも奉呈された後着ちつかれますれば、外務大臣と寄り寄り協議中でありまして、安全保障協議委員会等も持とうという心組みでございます。しかしわれわれのいわゆるトップ・クラスの安全保障協議委員会は、これはあくまでも基本的な問題を扱う委員会でありまして、従つてわれわれは日本の必要な事柄あるいは常時の必要な事柄におきまして

西村国務大臣 私どもはこの条約の実施に随時協議し——もちろん私もどがトップでやる場合もありましようし、また随時協議の形態は、その準備行動として平素緊密な連絡をとる形態もとるのであります。と同時に日本の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威——私は今ラオスに對するアメリカの国防政策といふか、

この第四条におきましては、いわゆる協議の対象になる、こういうことであると思ひます。それから、いかにございませう。そこで岸総理は、「極東の平和と安全が脅かされる」といふことは、直接に極東の地域内に何らか起るといふ場合もございませうし、あ

この極東の周辺地区に起きた事態が極

西村国務大臣 必要に応じては開きます。また先般お答えいたしましたように、新しい大使が着任されました信任状でも奉呈された後着ちつかれますれば、外務大臣と寄り寄り協議中でありまして、安全保障協議委員会等も持とうという心組みでございます。しかしわれわれのいわゆるトップ・クラスの安全保障協議委員会は、これはあくまでも基本的な問題を扱う委員会でありまして、従つてわれわれは日本の必要な事柄あるいは常時の必要な事柄におきまして

西村国務大臣 私どもはこの条約の実施に随時協議し——もちろん私もどがトップでやる場合もありましようし、また随時協議の形態は、その準備行動として平素緊密な連絡をとる形態もとるのであります。と同時に日本の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威——私は今ラオスに對するアメリカの国防政策といふか、

この第四条におきましては、いわゆる協議の対象になる、こういうことであると思ひます。それから、いかにございませう。そこで岸総理は、「極東の平和と安全が脅かされる」といふことは、直接に極東の地域内に何らか起るといふ場合もございませうし、あ

この極東の周辺地区に起きた事態が極

この極東の周辺地区に起きた事態が極

西村国務大臣 必要に応じては開きます。また先般お答えいたしましたように、新しい大使が着任されました信任状でも奉呈された後着ちつかれますれば、外務大臣と寄り寄り協議中でありまして、安全保障協議委員会等も持とうという心組みでございます。しかしわれわれのいわゆるトップ・クラスの安全保障協議委員会は、これはあくまでも基本的な問題を扱う委員会でありまして、従つてわれわれは日本の必要な事柄あるいは常時の必要な事柄におきまして

西村国務大臣 私どもはこの条約の実施に随時協議し——もちろん私もどがトップでやる場合もありましようし、また随時協議の形態は、その準備行動として平素緊密な連絡をとる形態もとるのであります。と同時に日本の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威——私は今ラオスに對するアメリカの国防政策といふか、

この第四条におきましては、いわゆる協議の対象になる、こういうことであると思ひます。それから、いかにございませう。そこで岸総理は、「極東の平和と安全が脅かされる」といふことは、直接に極東の地域内に何らか起るといふ場合もございませうし、あ

この極東の周辺地区に起きた事態が極

この極東の周辺地区に起きた事態が極

西村国務大臣 必要に応じては開きます。また先般お答えいたしましたように、新しい大使が着任されました信任状でも奉呈された後着ちつかれますれば、外務大臣と寄り寄り協議中でありまして、安全保障協議委員会等も持とうという心組みでございます。しかしわれわれのいわゆるトップ・クラスの安全保障協議委員会は、これはあくまでも基本的な問題を扱う委員会でありまして、従つてわれわれは日本の必要な事柄あるいは常時の必要な事柄におきまして

西村国務大臣 私どもはこの条約の実施に随時協議し——もちろん私もどがトップでやる場合もありましようし、また随時協議の形態は、その準備行動として平素緊密な連絡をとる形態もとるのであります。と同時に日本の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威——私は今ラオスに對するアメリカの国防政策といふか、

この第四条におきましては、いわゆる協議の対象になる、こういうことであると思ひます。それから、いかにございませう。そこで岸総理は、「極東の平和と安全が脅かされる」といふことは、直接に極東の地域内に何らか起るといふ場合もございませうし、あ

この極東の周辺地区に起きた事態が極

この極東の周辺地区に起きた事態が極

西村国務大臣 必要に応じては開きます。また先般お答えいたしましたように、新しい大使が着任されました信任状でも奉呈された後着ちつかれますれば、外務大臣と寄り寄り協議中でありまして、安全保障協議委員会等も持とうという心組みでございます。しかしわれわれのいわゆるトップ・クラスの安全保障協議委員会は、これはあくまでも基本的な問題を扱う委員会でありまして、従つてわれわれは日本の必要な事柄あるいは常時の必要な事柄におきまして

西村国務大臣 私どもはこの条約の実施に随時協議し——もちろん私もどがトップでやる場合もありましようし、また随時協議の形態は、その準備行動として平素緊密な連絡をとる形態もとるのであります。と同時に日本の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威——私は今ラオスに對するアメリカの国防政策といふか、

この第四条におきましては、いわゆる協議の対象になる、こういうことであると思ひます。それから、いかにございませう。そこで岸総理は、「極東の平和と安全が脅かされる」といふことは、直接に極東の地域内に何らか起るといふ場合もございませうし、あ

この極東の周辺地区に起きた事態が極

この極東の周辺地区に起きた事態が極

すかなります、こういうことでこの国会は答弁は終わっているのです。これは手党と政府ときちつと打ち合わせでやつたことなんだ。これだけ世界があげてラオスの状態について非常に心配している。しかもこの富士山ろくの沖繩海兵隊が何にもものも言わないで帰っていった、こういう状態で日米の安全保障協議委員会を開かないということは、明らかに怠慢ですよ。加藤さん、どう思いますか。官房長、どうですか。怠慢という言葉が強ければ——あなたは当然長官を補佐して日米の安全保障協議委員会を開くように要求するのが、あなたの補佐する立場ではありますせんか。それならば何で安保条約でこいう日米の安全保障協議委員会なんか作つたのですか。そうじゃないですか。ちよつと言葉がきついかもしれませんが……。

○横路委員 そうすると長官、なるほどキューバの問題は、日本と地理的な関係において、あなたは遠くの問題として考えておられるでしょう。しかしラオスの問題は、この安保条約において極東の範囲とはどこなんだ、こういうことについて議論をしたが、これは非常に問題なんです。なぜならば、この安保条約の中心の課題です。その場合に当時岸総理は困り果てて、そうして極東とはどこなんだ、それはフィリピン以北、北海道の周辺だ、こういう回答の中で、最後に確定制釈をしたわけです。長官、あなたはただ何でも条約のことだから外務大臣だろう、外務大臣だろうと言っても、あなたは防衛庁の長官なんだから、当然あなたから外務大臣に、この点については日米の安全保障協議委員会でもやらなければならぬと言わなければならな

域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。」その次なんです。「新条約の基本的な考え方は、右のとおりであるが、この区域に対して武力攻撃が行なわれ、あるいは、この区域の安全周辺地域に起こった事態のため脅威されるような場合、米國がこれに対処するため執ることのある行動の範圍は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかゝるのであつて、必ずしも前記の区域に限られるわけではない。」ですからこの意味は、ラオスも南ベトナムも入るといふことなんです。

そこでこういう解釈をする前提として先ほど私から申し上げたように——もう一ぺん言いますよ。西村さん、今は平穩な状態ですから、お互いにこれ

約について、この間聞いていてちょっと誤解されているのではないかと思つた。それは協議が整わなければ、日米の安全保障協議委員会は開けないというふうにあなたは一ぺん答弁をして、そうして防衛庁参事官から紙が出て、ああ違いましたというわけで、私はうしろで見ておつた。これは一方向的に要求したら、向こうは開かなければならない。あなたはラオスの状態について、なるほど今はイギリスが仲介的なあつせんの勞をとつて、そうして事態をおさめようと努力しているから、おそらく心配はないだろうと思うが、富士に來ている沖繩海兵隊が、突如帰つてラオスがああいう状態になつた。第七艦隊は集結していった。そういう状態で日米の安全保障協議委員会の開会要求をして、どうなっているのだ、こういうことについてお聞きになること

特に日本の安全に非常に影響するか、そういうような趣旨を判断するの
が、われわれのあるいは外務大臣の立
場であります。それらを判断して、わ
れわれはこの条文を発動してやる段階
でないと思うから、そのために協議委
員会の要請はいたしてないのでありま
す。私はそれでよいという判断、また
外務大臣も同じような判断のもとに動
いておるのであります。ただ大事なこ
ういうような段階に對しましては、も
ちろんわれわれの方、また外務省にお
きまして、必要の程度におきまして
は、不斷に情報交換なりあるいは意思
の疎通を求めている、それで私は十分
であると考えております。

○横路委員　そうするとあなたは、あ
の三月の終わりから四月の初めにつけ
て、ああいう緊迫したラオスの情勢、
もしくはラオスにおいて戦闘行動が拡大

い。これはどうしてかというと、私はこういう点で申し上げているのですよ。そこでこの「新安全保障条約にいう『極東』の観念」というのを読んでみますと、「新条約の条約区域は、『日本国の施政の下にある領域』と明確に定められている。他方同条約は、『極東における国際の平和及び安全』ということもいっている。一般的な用語としてつかわれる『極東』は、別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり、共通の関心をもっているのは、極東における国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日

は、この第四条をあなたが防衛庁長官として正しく理解をして、正しく運用されて、日本の平和と安全、極東の平和と安全に寄与するという、これは当然おやりになることではありませんか。加藤さん、あなたはとうですか。その点は長官なら長官でいいですよ。

○西村国務大臣 基本の問題でございしますから、私からはっきり私の態度を申し上げておきます。安全保障協議委員会というものはトップの会合でございします。従って事柄が重大であれば、もちろんいつでも要請いたしてやる覚悟は持っております。ただ問題は、防衛庁長官でやるのでなくて、外務大臣も同様に日本国を代表したトップのメンバーとしてやるわけにあります。

をしていくということになった場合に、極東の平和と安全が維持される、極東の地域には何ら脅威を与えない、こういう態度で済みますか。あなたはラオスの情勢については、全然自分たちのうち外のことである、この安保条約とは全然無関係だ、こういうようにお考えになっているのですか。それともラオスの情勢について、平和的に解決されることが望ましいと思っているのですか。あれはよそのことだから、おれたちの知ったことでない。防衛庁の長官としては知ったことでない、こういうのですか。それとも、もしもあなたが今何か機関を通じて、アメリカ側と情報交換をやっているというならば、それはどういふ機関でやっている

のですか。そうしていつそういう情報の交換をやったのですか。具体的に一つ答弁をいただきたい。

○西村国務大臣 私、もちろん国務大臣でありますと同時に防衛庁長官の立場だけではありません。閣議におきまして、あるいはその他において、国務大臣としての立場から判断をいたします。従って国務大臣の範囲においては国際情勢の判断も、それは当然いたすべきであります。そこで私といたしましては、あの段階においてラオスの情勢は、日本の安全と極東の脅威、特に日本の安全に影響が強い、こういうふうにはまだ判定する段階ではない、そのうちに、御存じの通りむしろ平和解決という線が強くなってきております。従って私どもは、この条約と交換公文に基づいて、あえて安全保障協議委員会までは持たぬでもいいのではないかと。ただわれわれにはわれわれの補佐官があるわけであり、この補佐官が、あるいは国防の観点、言いかえすれば軍事と申しますか、そういう面から情報というものをもらい、また聞くというところは、これは当然職責の範囲内であり、外務省は外務省におきまして、やはり大使もおります。あるいは大使の下に公使その他の者がおるわけでありまして、それぞれ情報判断は持っております。

○横路委員 今の防衛庁長官の答弁は、われわれに落ちないのです。ラオスの情勢は、日本の平和と安全には関係はない、だから日米の安全保障協議委員会を要求する意思はなかった。私どもが言っているのは、先ほどから何べんも言っておるように、この日米

の安保条約は、明らかに日本の平和と安全、しかも極東の平和と安全のために、この第六条でアメリカ軍に對しての施設、区域を提供して、そうしてこの交換公文で日本の施設、区域を利用しての戦闘作戦行動が事前協議の対象になって、この安保条約の運用いかんというものがどうなるのかということ、非常に問題なんです。だからラオスでああいう情勢が出てくれば、一体この安保条約の運用はどうなってくるのかというところは、国民ひとしく心配をしている。当然われわれ国会議員としては、去年も安保であれだけ審議をして、しかも第六条から交換公文の伴って、一体日本の施設を利用しての戦闘作戦行動はどういう事前協議になるのか、一体どういう同意を得なければならぬのかどうか。そこであなたの方では、第四条で日米の安全保障協議委員会が開かれたから大丈夫です、こういう話があった。委員長、先ほどから長官はこう言っております。何も日米安全保障協議委員会、私ばかりじゃない、外務大臣もそのメンバーの一人だ。私もそう思う。そこでおそらく西村長官のおっしゃりたいところは、国際的なことというか、条約の運用というか、そういうラオスの情勢その他については、自分よりも外務大臣の方が、おそらく情報その他もとおるだろう、こういう意味にしか私は解せない。だから一つこの際、委員長にぜひお願いをしたい。それはこのラオスの問題というものは、何もこのラオスだけに限った問題じゃない。この安保条約第四条の運用に關しての日米安全保障協議委員会がどういう運用をされる

かということなんです。わざわざこの往復文書の中で、このことをやっておるのじゃないですか。ですから、委員長に一つお願いをしたいのは、今すぐいって、どこかへ帰っているでしようから、明日勢頭ぜび外務大臣を呼んでいただいて、この日米安保条約の第四条、特にラオスの問題について、なぜ日米の安全保障協議委員会を開かなかったのか。今長官に言わせると、おそらく外務大臣の方では、外務省の機関を通じて情報もとおるだろうという事です。ですからぜひその点について、一つ委員長にお願いをした。そうでなければ、この安全保障協議委員会を去年の七月か九月に開いたままにと開かない、新しい大使が来てからやるなんというふうなことは、この条約の精神にのっとって、そんなことはできないです。だから、この点は委員長、ぜひ一つお願いしたい。これはぜひやってもらわなければならぬ。これは大事な点です。

○久野委員長 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○久野委員長 速記を始めて。ただいま横路君の御要望の件については、後刻理事会を開いて協議をいたしたいと存じます。

○横路委員 私は理事ではございませんから、理事会に出て意見を述べざるわけには参りませんが、特に私は委員長にお願いしておきたいのは、これは日米の安全保障協議委員会、特にこれはあとで石橋委員からお話してもらった方がよいのですが、日米の安保条約改定に際して、岸総理が初めてアメリカに行かれて帰ってきたときのおみやげとして、たしか日米の安全保障委員会ですが、ちょっと名称が違うかもしれない、それを作つたというのがお手柄になっている。そしてそれが今度は第四条に基づいて日米の安全保障協議委員会になっているわけです。しかも第四条は常時協議をすることになっております。しかもこれは一方的に日本が開会要求をし、アメリカが開会要求をすれば、それは当然応じなければならぬことになっている。ですからそういう意味では防衛庁の長官、あなたお聞きのようにいふんこれです。間をかけてお尋ねをしているのです。ですからそういう意味では私は池田内閣は、ラオスの情勢についてはどうなつても知らぬのだ、あまり心配はないんだ、こういうことは日米の安全保障条約からいって、また極東の平和について非常にわれわれは心配をしていればこそ、この日米の安保条約について政府並びに与党は一生懸命に改定をされた。外務大臣でなければわからぬというのであれば、ほんとうからいえば私はここにすぐ呼んできてもらいたい、官邸におられるのでしょ。官邸におられるならば自宅におられるのでしょ。ですからそういう意味でぜひ一つお呼びいただきたい。これはぜひ私はお願いをした。私は理事ではございませんから……。

長官にお尋ねをしますが、先ほど長官は、自分は日米の安全保障協議委員会の開会要求はしなかった、これはなぜか。何かあなたの方の機関を通じて、ラオスについてはアメリカ側から逐一情報を受けているという、そういうお話がございましたから、あなたの方のどういふ機関がアメリカのどの機関から一体情報をお受けになっているのか、その点一つ具体的にお話をしていただきたい。あなた御答弁していただくと、足らなければなたでもけっこうです。防衛局長でもいいですよ。なければないでもいいです。

○海原政府委員 一般的に米軍との間の情報の交換につきましては、それだけの機関を通じて行なっております。一例を申し上げますと、統合幕僚会議事務局でございまして、これはやはり在日米軍の司令部との間に連絡がございまして、それから陸上自衛隊の幕僚監部におきましても、やはりあちらの陸軍司令部の方の情報関係と連絡がございまして、そういうものを総合いたしました。私の手元で取りまとめました情報というものは、逐一長官の手元に出してございまして、これは重要なものにつきましましては、あるいは一週間ごとに取りまとめて御報告をいたしております。こういうことになっております。

○横路委員 それでは防衛局長、あなたの方から取りまとめ防衛庁長官に報告したアメリカ側から受けたラオスの情勢というものはどういふのですか。どういふ点について報告なさつたのですか。

○海原政府委員 御質問でございまして、ただいまこの席で先方から聞いております情報というものを、逐一申し上げることはいかがかと思われまして、遠慮させていただきます。

○石橋政委員 ちょっと関連して質問させていただきます。新しい安保条約に基づいて作られておる

方から一体情報をお受けになっているのか、その点一つ具体的にお話をしていただきたい。あなた御答弁していただくと、足らなければなたでもけっこうです。防衛局長でもいいですよ。なければないでもいいです。

安全保障協議委員会というものは、一つは新安保条約の六条に基づく交換公文、これで規定された事前協議をするという任務を一つ持っている。もう一つは旧安保条約当時設けられておいたわゆる日米安保委員会、厳密に言いますと安全保障に関する日米委員会というものの仕事をそのまま引き継ぐという確認が行なわれておることは、御承知の通りだと思ひます。ところがこの旧安保条約に基づくいわゆる安保委員会はいよいよ開かれておいた。防衛庁長官と外務大臣と太平洋軍司令官とアメリカ駐日大使とこの四者はしよつちやう寄つて、いろいろな意見の交換、情報の交換を行なつておるのです。ところが新安保条約に移管されて、新しい安保協議委員会に移管されてからは、全然さういふのが持たれておらない。防衛局長は、今その下のクラスで行なわれております。なんと得々と言つておりますが、そんなことは前も行なわれておったのです。なぜ新安保条約の段階になつてから、その下のランクだけで行なわれて、ハイ・クラスの協議委員会は持たれないか、この疑問が出てくるのは当然ではあります。なぜなら、なぜならですか。ちよつと参考までに申し上げましょうか。この安保委員会というのは、言うまでもなく岸さんがアメリカに行つて、岸・アイク共同声明を発表した。その中で確認されてきたのです。できて以来何回も会合を持たれております。その中で今ラオスの問題が出ましたけれども、そんなに緊迫したラオスの問題は、どのこでない場合でも、いろいろな情報の交換、意見の交換が行なわれて

一、二例を引きますと、昭和三十三年の九月四日に行なわれた第二回の会合、この場合にはスタンブ大將が主として極東の一般軍事情勢に関し、特に日本の防衛と関連せしめつつ概説を行ない、引き続きこれについての意見交換が行なわれた。いいですか。まだあります。第四回、これは三十二年の十二月十九日に開かれております。委員会は国際情勢の現状、特に最近の科学の進歩並びにその分野における自由諸国の潜在力を検討し、さらに科学の発達の影響並びにこれに処する自由諸国の政策につき討議した。またそのほかあとの方に、次いで委員会は極東の軍事情勢に関して討議した。しよつちやうやつております。しかも当時は安保委員会が行なわれたら、そのあとにおいてわざわざ共同発表をやつておる。日本側は外務省の情報文化局が責任をもつて発表いたしました。こゝういふふうに見ていくと、新しい安保条約は自主性を確保したのだ、旧安保条約よりも自主性は確保されたのだ、こゝろおしやるけれども、この協議会の運営一つ見ても一体自主性が確保されたのか、改善されたのか、疑問を持たざるを得ないじゃありませんか。ラオス情勢であれほど緊迫した事態においてすら、協議委員会は開かれない。かつての安保委員会の当時には、それよりもっと急迫してないような事態の場合でも、しよつちやう寄つてあな方、防衛庁長官と外務大臣は意見の交換、情報交換を行なつておった。ここに問題が一つある。もう一つは、当時

に問題が一つある。もう一つは、当時ほそんなに掘り下げたものではないけれども、共同発表という形でわれわれの前に、国民の前にこゝういふことをやりましたという発表を行なつておつた。それも新しい安保協議委員会ではやつておりません。一体これでも改善された、自主性は確保されたと言官は主張されるのでございましょうか。お伺ひいたします。

○西村国務大臣 前回の九月八日における安全保障委員会、正式の場合は安全保障協議委員会でありましたが、この内容につきましては、当時新聞発表をいたしておりました。それから御存じの通り、この交換公文をこらういたしたましても、もちろん安全保障協議委員会を開くこともよろしいし、日米間において、その他適当な諸経路において随時協議をするというふうな表現もございまして、われわれはトップの話し合ひもよし、また適当な諸経路においての話し合ひもよいということにこの協議委員会というものを解釈し、交換公文の趣旨にのつとて考へておるわけでありました。

○石橋(政)委員 そういった諸経路によつての話し合ひというのは前も行なわれておったのです。その上のクラスに日米安保委員会というものがあつたのです。それで、それがそのまま日米協議委員会に移行しているわけなんです。だからこゝで私たちが比較して論議しなければならぬのは、旧安保条約のもとにおけるいわゆる安保委員会と、新安保条約のもとにおける協議委員会なんです。この二つの運営の仕方というものを私、今比べて申し上げておるわけなんです。当時は大して緊迫したような情勢がなくとも意見の交換、情報の交換が行なわれたじゃありませんか。新しい委員会においては、ラオスにおいてあれほど緊迫したとき

においてすら、あなたのハイ・クラスにおける情報交換、意見の交換は行なわれておらないじゃありませんか。軽く扱われるようになっておりませんか。ということをおし上げておるのです。

それからもう一つは、新聞で発表したとおっしゃいましたが、安保委員会当時、わざわざ外務省が責任を持つて、日米共同発表を行なつていたので、これすら今度はやめてしまつておる。少しも改善の跡は見えないじゃありませんか。全くこれでは百歩後退したと言われてもやむを得ないのじゃないですかと申し上げておるわけなんです。

○西村国務大臣 私どもはもちろん事態が、必要がありますればこれは開きます。要請いたしましたして開きます。私ども先般の状況においては、何も安全保障協議委員会そのものを要請しないでも、その他の諸経路で随時あるいは必要に応じて、緊密な連絡を取り合つておるわけでありました。この趣旨から、私どもはあえてあの際には安全保障協議委員会を要請しないのであります。しかもこれは単に私だけの意見ではなくして、外務大臣ともよく連絡はとつておるのですから、何ら……。

○横路委員 今西村長官は、外務大臣とも相談をして、そして日米の安全保障協議委員会を開かないことにしました。先ほどそうではないじゃありませんか。先ほどはそうではないにあなた外務大臣、自分としては必要がないと思つて、別にこれは日本の平和と安全には関係がないと思つてやらなかつた。あなたは今、外務大臣と相談をして開かないことにしたと、こゝういふこ

とを言う。それでは委員長、私はこれはあしたまで待つて質問しようと思つたが、それではだめですよ。今呼んで下さいよ。今呼ばなければ、一体第四条に基づいて当然日米の安全保障協議委員会——こゝういふラオスの情勢は、なるほど極東の地域ではないかも知れない。しかし極東の地域に重大な脅威を及ぼす周辺の地域に起きた場合においては、当然これは第四条でやることになつておる。イギリスが必死になつてソ連を説得してラオスを平和の状態におさめよう。これはインドにおいてもしかりなんである。その場合に日本は、日本の平和と安全には関係がないから、こゝういふことで、この安保条約のいわゆる日本の平和と安全、極東の平和と安全、そして第六條、それに伴うところの第六條の交換公文、さらに今石橋委員からお話がございまして、こゝろの日米の安全保障条約について合意された議事録、こゝういふ重大な問題があるのに、今言つたように外務大臣と相談してやらぬことにしたといふ。違ひじゃないですか。それでは今呼んでもらわなければだめですよ。今呼んで下さいよ。

○久野委員長 先ほど申し上げた通り処置いたします。

防衛庁長官から再答弁の申し出があります。防衛庁長官。

○西村国務大臣 私が申し上げておりますことについてはいろいろ論議をされるようでありまして、私の趣旨は、この四條の安全保障協議委員会、言いかえれば随時協議、または安全保障協議委員会を一方が要請すればやり得る、これは当然この条文通りでございまして、ただその前提は、日本の安全または極東

○受田委員　そうしますと、在日米軍司令官の問題が今出ておったのです、あなたの側から。これはどういふことですか、はつきりして下さい。

○西村国務大臣　ですから、たしかこの前のときにはフルト大将が出てお

の前のときにはフェルト大將が出てお
ります。ハワイから見えたと思いま
す。ただ、ただいまの防衛局長の話の
中でバーンズ將軍という言葉が出たの
は、司令部の長はバーンズ將軍であ
ります。これは御存じの通り東京の府中
と申しますか、あそこにあるわけであ

ります。その長が在日米軍司令官であり、第五空軍司令官を兼ねておる。それが安全保障協議委員会を開くときにハワイから来なければ、ハワイの総括者の代理として在日米軍司令官が出る場合がある、これは交換公文に基づい

てその代理を認められておるわけですから。その部分だけは代理を認められておる。

○受田委員　めったに開いたことのない協議委員会に、在日米軍司令官を予定するということに問題がある。

もう一つは、昨年の九月のこの第一回の協議委員会には、随時ひんぱんに密接な協議をする、そして世界の軍事情勢の報告や日米共同防衛体制の基本というような問題にも触れて随時密接に協議するといながら、今横路委員

の指摘したように全然それをやっておらぬというのは、随時密接協議という当時の双方の共同声明の違反でもあるのじゃないですか。

○西村国務大臣　それは、ですから交換公文の中に随時協議、常時とは書いて

てありません。随時と書いてある。この随時というのは、もちろんわれわれは随時にやるがいいが、しかし同時に適當

な諸経路という言葉をに入れておきます。だから必ずしもトップ・クラスだけが随時集まらなければならぬ——適当な諸経路においてもお互いに連絡をやつてこの交換公文の趣旨を生かそう、そういうふうにして書いてあるわけがあります。

○受田委員 それはあなたは、はなはだ言葉の遊戯をしておられるわけです。随時密接な協議ということになれば、一年に一ぺんか開いておるかどうか、これは問題があるわけです。特に軍事専門委員会も開きたいということは、昨年の安保特別委員会でもはっきりと政府の言明の中にあつておる。ラオスの問題などのそういう世界の軍事情勢みたいな問題も、当然そういう問題で専門的に検討されなければならぬ。それが全然開かれていない。またトップ・クラスの協議委員会も開かれていない。これは防衛庁長官、あなたは非常に怠慢である。

同時に、あなたはそういう重大な任務を忘れて、ことしの一月七日に、静岡県民の弥生会というあなたの後援者の団体の漆畑きよといふ人を先頭に、広報宣伝活動に協力させるという意味で、浜松の航空自衛隊の飛行機を堂々と使つて遊覧飛行をさせる、そういう事実がもたらされておるじゃないですか。あなたの、この双方の協議をするという重大な任務を忘れて、そういう自衛隊の飛行機をあなたの政治目的のために——特にあなたは自衛隊の政治活動は絶対に禁止されておる立場であるにもかかわらず、これを堂々とお正月のまだおとそにおいが抜けやらない一月七日に、あなたの関係者を飛行機に乗せて浜松の航空自衛隊で遊覧飛行するということとは、天下の公器を私するものであり、一方で政治活動の目的に自衛隊の飛行機を利用したということになると思ふのですが、このことに對してあなたはどういふお考えをお持ちになれるか、御説明を願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 前段の安全保障協議委員会につきましては、もちろんわれわれはふだんこの協議委員会の運営については頭を使つておるつもりであります。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

ただ御存じの通り、昨年安保条約が改定されましたのは六月でございますが、そこで九月に開かれ、その後におきまして政変がございました。あるいは選挙がございました。またアメリカにおける大きな変動もありました。また当時のマッカーサー大使等も更迭になるといふ、こういうふうなことも立ち、またわれわれもこういう状況になるのではないかと。そのくらいならば新大使を迎えてからでいいのではないかと。もちろんラオスの問題がありますが、ラオスの問題に對しましては、さっきのような判定をいたしましたわけではございません。決して任務を怠つたわけではございません。

それから私のことに關しましては、浜松でそういう投書があつたように私は聞いております。もちろんこれは私としては、自衛隊の長であります以上はできるだけ身を慎むべきであります。自衛隊といつたしましては、従来とも訓練に差しかえないことにおいて、広報の目的を果たすならば、体験飛行と称しまして広報活動させてお

ります。参りましたのは選挙区ではないのでございますが、浜松におきまして体験飛行を行つたことは事実でございますけれども、時間もきつめて短時間といふふうにしてあります。しかしこういふことが乱用されないようにといふことは、私も自分で慎重に考慮して参りたいと思つております。そういうふうにして申し上げたいと思ひます。

○受田委員 今の後段の御答弁で問題があるのですが、静岡の漆畑きよさんといふのは、あなたの後援者であるといふことは、あなたと申すか、静岡の団体もあなたの支持者である。静岡はあなたの選挙区ではないかと思ふのであります。すなわちあなたの選挙区の住民を自衛隊の飛行機に乗せて、浜松の航空自衛隊のその空を遊覧飛行するといふようなことは、これは政治問題です。この天下の公器の自衛隊の飛行機を利用したということになると思ふのですが、私はこれは非常に大事な問題だと思ひますので、長官、それに乗られた方々はあなたの支持者であつたか——それが静岡といふあなたの選挙区の住民であつたといふところに問題があると思ふのです。御答弁をお願いします。

○西村国務大臣 その点は私の私事に關係して大へん遺憾であります。ただ問題は、従来とも国会議員の方々の御紹介により、あるいはその他民間から強い要望があつた場合におきまして、広報宣伝の目的をもちましてきつめて短い時間、体験飛行といふものをやらしておるのであります。従つて先般のその投書による事柄も、私はそれは短い時間、体験飛行として正式の許可を取つてやつたことと考えておるのであります。もちろんこれらのことにつきましては、今後ともその運用については防衛庁長官として十分考慮を払つて参りたい、こういうふうにして考えております。

○受田委員 選挙区の問題は……

○西村国務大臣 もちろん住民の、私どもの支援者も入つておることは率直に認めます。

○受田委員 あなたの支持者を乗せて静岡から浜松の上空へ飛び立つたといふことは、これはやはり問題があるわけなんです。すなわち静岡市はあなたの選挙区である。その選挙区の住民を連れて行つたことではないかといふことが言えますか、どうですか。漆畑きよさんといふのはあなたの支持者である、弥生会の組織といふのはあなたに關係がないものであるといふならば、私はあえて言ひません。しかしあなたの飛行機にあなた自身の支持者である、乗つていふことが、静岡から浜松へ飛んだといふところに問題がある。

○西村国務大臣 その点は投書の事実が違つておりました。浜松基地において輸送機が置かれておりましたのに対して、短い時間浜松の上空において体験飛行を行つたのであります。時間短く、それから同時に静岡から浜松へ飛んだといふわけではございません。それらの連中は、みなバスか汽車で来たものだと思ひます。

○受田委員 この問題は、私としては、あなたが大事な協議委員会の開催もしない、その下における軍事専門委員会の問題も忘れて、ただひたすらに選挙目的のために自分の選挙区の住民を——飛んだところは浜松であらうと

も、乗つた人はあなたの選挙区の人である。そこに問題があるのであつて、私は自衛隊に公私の別をはつきりしていただきたい。この点は自衛隊の隊員には、自衛隊法の六十一條で、はつきり政治活動の禁止規定がある。また施行令にもはつきりとした規定があるのです。職権その他の問題を悪用してはならぬという規定があるのです。自衛隊の長官が……それは誤解がある。と申す者あり。誤解じゃない。自衛隊の長官が、自衛隊員の政治活動のできない立場に對して、少なくとも信頼される自衛隊になるために、長官は自分の行動の上にも、自分の部下が行なう上にも、どうか一つあやまちがないようにといふところを私はあなたに訴えたい。要求したいのです。今誤解だといふ声でございましたが、誤解であれば長官から御答弁願ひたい。その飛行機にあなたの選挙区の人一人も乗つていない、そして静岡から乗つていふことは自分自身の支持者ではないといふことがはつきり言へるならば、誤解だといふことを解いていただきたい。

○西村国務大臣 もちろんこれははつきり申し上げますが、これは静岡から浜松へ飛んだのはございませぬ。浜松の基地にある飛行機を訓練の合間に体験飛行として許可をとつてやつたことは事実でございます。時間も短いのであります。ただ乗つた人間が私の応援者であることは、これは私も率直に認めます。ただそれらはすべて……

（発言する者あり）お聞きをいたしたくないのであります。防衛庁といたしましては、従来国会議員やその他の御紹介があつた場合に、訓練に支障がない

というような場合におきましては、体験飛行の広報活動を行なつておつたことは事実であります。その一つの例として私の場合も当てはまりますがもしも私自身が、しかし事柄が防衛庁長官と直結をいたします部分におきましては、私としてもその点は十分に慎重な行動を今後とはりたい。同時にまたこれらの体験飛行につきましても、あくまでも訓練に支障を来さないよう、今後とも運営をして参りたい、こういう趣旨でありますことを御了解願います。

●受田委員 それでは長官の答弁で、今後誤解を一掃するように努力したいということでございますから、それを私了承して、長官にその点を十分御注意を申し上げます。

●横路委員 長官にお尋ねをいたしますが、先ほどの日米安全保障協議委員会の下部機構である専門委員会はまだできていない。まあ作らなくてもいいのではないかと、こういうことのように思ふ。しかし私はここで申し上げたいのは、先ほど丸山調達庁長官からお話ございましたように、二月二十三日に在日米軍の司令官から調達庁の長官に、三月四日から二十七日までですか、海兵隊について二手に分かれて千七百と千五百ですか、千四百ですか、使つておつた。しかしこれは先ほど私が申し上げましたように、地位協定の第五条の第二項に基づいてこの港に入ってくるか、アメリカの海軍の施設を利用する場合においては、全然通知がないわけですか。しかし調達庁長官には何日から何日まで使いますよということがありますが、何にも連絡がない。こういう点について、一

体これではいかにか地位協定において一方的に——一方的ではない、これは政府の面で行つたにしても、こういう点については私は不平等だと思ふ。こういう点については、在日米軍から調達庁長官に通報があると思ふ。引き揚げるならば引き揚げるように、そういう点についての通知、連絡等は、私は当然あつてしかるべきだと思ふ。先ほど防衛局長から答弁があつたように、われわれと同じに、新聞を見て初めてアメリカ軍が向かうの機関について聞いたのがわかる、こういうやり方では、ほんとうに随時協議をするということに私はならないと思ふ。その点私は当然こういう点については、本来から言へば、これは地位協定の中でせういふことが当然改正するべきであつたのですが、われわれの主張がいられないで、これは与党の方が無理やり通したわけですか。通したが、しかし運用の面でこういう点は私は当然直すべきだと思ふのです。だが聞いてたつて、私は笑い話になると思ふ。この点はこの日米安全保障協議委員会等における当然の議題として、私はそういう点については当然対等というか、そういう方向に持つていくべきだと思ふが、その点はいかがですか。

●西村国務大臣 もちろん向うの意思によりまして、あるいは、義務ではありませぬけれども、通報を出して行く場合もあります。ただあなたのおっしゃる通りに、こういった事柄について日本にいろいろな問題を起し、あるいは不安感を醸成するような、安全保障条約の精神に反するような心配がありますれば、われわれはこの運用上の問題として安全保障協議会の議題に供してもいいと思ふのであります。これは一つの御意見として私は承つておきます。

●横路委員 それから長官、この点についてはただ単にアメリカに提供した施設を利用して、特に海軍の場合においては施設としてのいわゆる入港あるいは出港については、通知の義務はない。通知を受ける権利はない。同時にもう一つ重大なことは、緊急やむを得ざる場合には、通常の港に入るあるいは出ることについても、全然連絡を必要としないわけですか。こういう点は、いわゆる日米合同委員会における合意議事録にとどめてあるもので、当然日米の合同委員会ではこれはこれから直すべきだと思ふ。もう一度申し上げますよ。今のうちに、たとえば横須賀だ、あるいは佐世保だ、沼津だ、アメリカに提供した施設を利用して入る場合においては、当然入港、出港の通知の義務はない。まして緊急やむを得ざる状態においては、通常の港に入つた出たりすることについても、全然これは通知の義務はない。これは日米合同委員会合意議事録にとどめてある。こういうことは当然私は訂正すべきだと思ふが、どうですか。

●丸山政府委員 お話の通り、日米合同委員会の合意によりましてものにつきましては、一般の施設通りの通告といふことを定めてございませぬ。演習場の点に關しましては、陸上演習場の使用に關する合意議事録がありまして、これには使用を開始する七日前に通知をしなければいかなという規定がございします。その他御指摘のような点に關しましては十分に検討いたしました。

今後処置いたしたいと考えております。

●横路委員 それから長官、もう一つ問題がある。それは、第六条にいう交換公文では、アメリカ軍に提供した施設を基地として戦艦作戦行動に出るときは事前協議の対象になる。そうするといふわけは、基地はきまつてゐるわけですか。たとえば横須賀だ、佐世保だ、今この富士をばり沼津だ。ところが一般の開港、たとえば北海道でいうならば函館だ、稚内だ、釧路だ、室蘭だ、こういうところを利用して戦艦作戦行動に出るときは、事前協議の対象にはならないのです。だから事前協議といふのはこういう抜け穴だらけなんです。もう一度申し上げますよ。日本政府がアメリカの軍に提供した施設を基地として戦艦作戦行動に出るときは、これは事前協議の対象にする。しかし一般の通常開港に入つて出ていくときは、その場合の戦艦作戦行動に出るときは、これは事前協議の対象にならないのです。私はこの点は事前協議の抜け穴であると思ふ。第五条並びに第六条の事前協議の抜け穴であると思ふが、この点はいかがですか。

●西村国務大臣 御設例のように普通の港は、戦艦作戦行動の基地として使うといふことについては、条約は何ら認めていないのであります。基地としてちゃんと与えたものが戦艦作戦行動に使われる場合には事前協議の対象になる、こういうふうに解釈をいたしておるのであります。

●横路委員 長官、その通りなんです。第六条の交換公文で、今あなたがおっしゃつたように、これは日本国で行なわれる戦艦作戦行動のための基地

として日本国内の施設及び区域の使用は日本政府と事前協議の対象になる。今あなたのおっしゃつた通りです。ところが日本の開港その他を使って戦艦作戦行動に出るはならないという規定はないのです。いいですか。従つてその一般の開港等を利用して一たんは待避してきて、それから再び戦艦作戦行動に出るような場合においては、何らこの条約は事前協議の対象になつていないのです。これが事前協議の抜け穴なんです。これは長官、どうですか。これはもうなつてゐるのです。日本が提供した施設、区域を利用して戦艦作戦行動に出るときは事前協議の対象だ。しかしいわゆる軍艦は一般の開港にも入るのです。敵艦の攻撃を受けてやむを得ず待避する、緊急やむを得ざる場合は一般の港にも全部入ることができる。そこから再び外洋に出て戦艦作戦行動に出る場合には、これは事前協議の対象にはならないのです。これが事前協議の抜け穴なんです。長官御存じですか——御存じですかという失礼でございますが、そういうふうになつてゐるのです。いかがでございますか。

●西村国務大臣 われわれは普通の開港は戦艦作戦行動の基地として認めておりません。そういうふうな解釈をこの条約はいたしておるのであります。

●横路委員 ところがこの合意議事録でございまして、いふやうなことです。これは「昭和二十七年五月日米合同委員会において次のように合意されてゐる。」(一)米軍用船舶又は航空機の出入する海港及び空港。(二)協定第五条第一項に定める軍用船舶及び軍用航空機は、通常開港又は米軍の管理する空港

から出入する。」そうなる(4)の(4)に「これらの軍用船、航空機は緊急の場合には、他のいづれの日本の港又は空港にも入ることが出来る。」この昭和二十七年五月の日米合同委員会の第二項では、これは港については通常開港をすつと書いてあります。ところがその(4)の項には、緊急の場合には、他のいづれの日本の空港または港に入ることも出来る。だから外洋において戦艦作戦行動をやった、相手の飛行機なり軍艦から追撃を受けた、そこで一たんは待避して来る、戦艦作戦行動をやつて待避してきた、そこから再び外洋に出ていく、明らかにこれは基地として利用しているじゃないですか。基地としては利用してはならないじゃない。緊急やむを得ざる時は利用してもよろしい。緊急やむを得ざる時は、それはなるほど暴風雨その他もあるでしょう。しかし戦艦作戦行動においてやむを得ず待避するときは使つてよろしいのだ。この昭和二十七年五月の日米合同委員会でも使つていないじゃないですか。だから私は抜け穴なんですよと聞いている。だから私はあなたに、こういう点についても御存じですかとお尋ねするのは大へん失礼に当たるのですが、これは非常に抜け穴なんですよ。これはいかがですか。

○西村国務大臣 重ねて申し上げるのではありませんが、われわれはそれを戦艦作戦行動の基地として認めているものではないです。ただ船舶の普通の出入としてわれわれは認める、こういうことであります。

○横路委員 この日米合同委員会の緊急の場合とは、暴風雨の場合もあるでしょう。戦艦作戦行動において相手の

国の飛行機や軍艦から追撃をされて、緊急避難として入ってくる場合もあるのですよ。調達庁長官、そうですね。日米合同委員会はあなたの方の担当ではないですか。あなたに答弁を求めているのですよ。

○丸山政府委員 私防衛庁長官の答弁通りと考えております。

○横路委員 これは丸山調達庁長官、緊急の場合には、暴風雨その他の場合もありましようが、やはり相手の国から追撃をされ、そういう場合の待避といふことも含まれていましやう。当然そうでしょう、緊急の場合といふのは。長官、ちよつと今、これは昭和二十七年五月の日米合同委員会の合意議事録なんです、長官、いかがですか。それでしよ、緊急の場合、もう一ぺん申し上げますが、それは丸山さん、もう一ぺん私お説きしますから……

○草野委員長代理 横路君にちよつと申し上げますが、調達庁長官に今御質問中だと思ひますので、防衛庁長官が一、二分便所に行きたいとのことでありまうから……

○横路委員 基本的人権に関することですから、いいですよ。それでは丸山さんにもう一度これを私からお尋ねしますが、実は第六条の事前協議の問題との関係がありますのでお尋ねしておきたいのです。

これは「米軍の構成員、軍属、家族の出入国」になりまして、「昭和二十七年五月日米合同委員会において次のように合意されている。」二番目に、「米軍用船舶又は航空機の出入する海

は、通常開港又は米軍の管理する空港から出入する。ただし、米軍関係者以外の乗客又は乗員が輸送される場合は、左の港から出入国するのを原則とする。東京、川崎、横浜、横須賀、清水、名古屋、四日市、和歌山下津、大阪、若松、博多、三池、唐津、佐世保、長崎、鹿児島、津久見、舞鶴、神戸、宇野、呉、広島、新居浜、岩国、徳山下松、下関、門司、八幡、敦賀、青森、釜石、塩釜、函館、小樽、釧路、室蘭、羽田空港、岩国空港」こうなつて、「(4)これらの軍用船、航空機は緊急の場合には、他のいづれの日本の港又は空港にも入ることが出来る。」こうなつてゐる。この緊急の場合といふのは、暴風雨その他によつて待避せざるを得ないという場合もあるが、しかし外洋において、あるいは船の場合には作戦行動等において待避する場合に、緊急やむを得ざる事態としてこういうところを利用することも、出入することとできる、こういうふうなことを解釈することが正しいのではないですか、こういうふうに私お尋ねしているのです。いかがですか、緊急の場合とは、そういうふうな私はお尋ねをしてゐるのです。

○丸山政府委員 せっかくのお尋ねでございますが、施設及び区域に関する以外の一般の港に関する事項は運輸省の所管でございますので、私からオーソリテのある答弁はできません。

○横路委員 これは調達庁長官の権限外だといふことになる、どうもこれはまた運輸大臣に一つ出てもらわなければならぬ、こういう大事な点については、これはまあ委員長代理に一つ重ね

て私お願いしたいわけですがね。これは先ほどの理事会で、おそらく今晩おそくというのですか、あすの朝というのですか、どちらかにきめていただいて、外務大臣をお呼びするときに、これは一つぜひ運輸大臣にも来ていただきたい。

さて次に、それでは調達庁長官にその点をお尋ねしても権限外だといふことですから、権限外のことをお尋ねしても恐縮です……

第四條のことですが、ここでこうなつておられますので、これまた一つ長官並びに加藤さんにお尋ねしたいのです。「締約国は、この条約の実施に關して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における國際の平和及び安全に對する脅威が生じたときはいつても、いづれか一方の締約国の要請により協議する。」こうなつてゐるわけですが、そこで、これは先ほどから何回も聞いております日米の安全保障協議委員會の問題ですが、ここで加藤さん一つ御答弁をしていただいていいですか、「この条約の実施に關して隨時協議し、」ですから、この条約の実施とはどういふことなのか。その次に「お尋ねしたいことは、この条約の実施に關しての協議とはどういふことなのか。その点をまずお尋ねをしたい。」

○加藤政府委員 お尋ねの趣旨がよくわからないのでございますが、要するにこの条約の実施に關して協議するといふこととどういふことと、絶えず情報交換等を行なうといふことは明瞭にこの中に入るといふように私は考えます。

○横路委員 加藤さん、私の質問がよくわからぬといふことですが、私は、

第四條で「締約国は、この条約の実施に關して隨時協議」というから、この条約の実施に關して隨時協議するといふが、それはどういふ内容ですかとこう聞いているのです。

○加藤政府委員 これはその言葉の通り、この条約の実施に關して協議するといふこととどういふことと、どういふ点をお尋ねになりますのか、たとえば一番典型的な例は、今申し上げましたように情報等を交換するといふことは明瞭に入るであらうといふふうに思ひます。

○横路委員 それでは私の方でお尋ねしますが、こういう条約の実施に關しての隨時協議については、これは当然条約ですから、条約全体についてですね。だから、そういうことになれば当然の中からはアメリカ駐留軍の配備、装備の状況等が問題になります。それから日米を中心とする國際軍事情勢、特に極東における、安保条約からすれば共產陣營の動向や軍事力の検討といふこともするのではないのか。あるいは自衛隊の配備や装備の状況や計画等についてもある程度話をするのではないのか、第三條がありますからね。それから日米の防衛力の維持、発展の現状と計画とか、有事の際の作戦計画、隨時協議ですからね。あるいは米軍の区域外、たとえば、だから私が先ほど言つたように、一体ラオスのような情勢等が起きた場合においては、やはり当然この条約の実施に關しての隨時協議、こういうことが行なわれるのではないのですか。そういう内容のことをさしているのではないですか。具体的に聞きますが、そういうことではないか、こう思つてお尋ねをしたのですよ。

○加藤政府委員 よくわかりました。私、申し上げました通り情勢の検討及びこれに伴う防衛計画と申しますか、こういうことにつきましては協議の対象になると思います。それから配備、装備のことでございますが、これは第六条の規定に基づきまして別に地位協定があり、この地位協定に基づきまして日米合同委員会というものがあつたわけでございますから、これはやはりこの系統の方の協議になるというふうに考えます。

○横路委員 次の点は「また、日本国の安全又は極東における国際平和及び安全に対する脅威が生じたときは」、そこでこの条文の読み方は「日本国の安全」、そして「及びこれに対する脅威が生じたとき」、それからその次は「国際の平和及び安全に対する脅威」、こういふふうに脅威が、日本の安全に対する脅威、国際の平和と安全の脅威、そういうふうに私はこの条文を読むべきだと思つたのです。そして私はあなたにお尋ねをしたのですが、日本の平和と安全が脅かされた場合にもこれは随時協議をするわけですね。そしてあなたにお尋ねをしたのは、日本の平和と安全が脅かされた場合とは一体どういふことをいうのですか。どういふ状態のときに随時協議をするのか。日本の平和と安全が脅かされた、その内容です。

○加藤政府委員 これは具体的な例になりますので、詳細に実際について申し上げることはなかなか困難であらうと思つてます。ただやはり日本に対する脅威でございますので、たとえば相当国際関係がやはり緊張するということが一つ前提になると思つてます。そういうふうに国際関係が緊張した場合におきまして、わが方に対して何らかの脅威を与えるような兵力を集中したといふようなことがありますれば、しかもその場所とか集結の仕方というふうなことで問題があるかと思つてますが、きつめて抽象的に申し上げますれば、そういう場合は日本に対する脅威が生じたと思はれる場合もあると思つてます。

○横路委員 これは日本が武力攻撃を受けたときは、もうすでにこれは第五條であるから、この第四條の協議の対象ではないわけですね。この点はどうか。

○加藤政府委員 この第四條の読み方でございまして、脅威が生じたときでございまして、これは實際武力攻撃が行なわれた場合、これは脅威と言へば言へると思つてます。しかし次の第五條を読みますと、今お話のごとく私は大体事前の場合であらうというふうに考えます。

○横路委員 それから次に領海、領空侵犯の反復や軍事力を伴つた経済封鎖、こういう点はどうか。

○加藤政府委員 軍事力を伴つた経済封鎖ということになりますと、これは私は非常に明瞭な脅威であらうと思つてます。しかし領空、領海の侵犯ということになりますと、これはやはりその場合について考えなければならぬといふふうになります。国際情勢がどういふふうになつておるかといふふうなことも前提に置いて、いろいろな事情を判断して考えなければいけないであらうと思つてます。

○横路委員 西村長官にお尋ねをしたのですが、これは四月二十一日の朝日の朝刊でございますが、この中に「これは記事ですから……」「二十日午後四時四十分から約三十分間、航空自衛隊隊指揮下の実施部隊に警戒警戒が発せられ、全隊員に非常呼集がかかり、一時待機した。松前未曾雄同総隊司令の話によると、同日午後四時すぎ、米軍から「韓国上空に国籍不明機が現れた」との情報がはいつたためとつた措置だが、間もなく情報の確度が弱いことが判明したので直ちに解除した」といふ。なお西村防衛庁長官は「二十日の警戒警戒は単なる警戒行動で、決して戦闘準備指令というふうなものではない。航空自衛隊は常時二十四時間のスクランブル（迎撃体制）をとつているのでその体制を強化したまでだ」と語つてゐる。これはあれですか、韓国上空に国籍不明の飛行機が現れた、こういう場合にはどういふ経路であつたかおっしゃつたように、そういう警戒体制をおとりになるのか。日本の上空ではないわけですね。韓国の上空に現れた、こういう記事でありますので、この点について、長官の談話等もございまして、このときの状態、それからどういふ一情報、どういふ点を総合しておやりになつたのか、その点について一つお答えいただきたいと思います。

○西村防衛大臣 私はある程度その間の消息はその後において報告を受けましたが、詳細は防衛局長から御報告をまず申し上げます。

○海軍政府委員 今委員のお読みになりました朝日新聞の記事は、以下申し上げます。すなわち、四月二十日の十六時三十分ごろに、朝鮮——韓国であり

ますが、三十六度線の西海岸付近の群山といふところがございます。その群山付近で三機の国籍不明の飛行機が領空侵犯をした、こういうことで、韓国のF86F戦闘機が八機ないし九機領空侵犯のために飛び上がった、こういう事実が実は連絡ございました。なぜ連絡がございましたかといふと、その連絡がございまして、当然京城におります米軍司令部から第五空軍の方に連絡があつた。一応第五空軍の方からわが総隊司令の方にこういうことがあつたが、それでこの連絡がございました。それからまた総隊司令は、従来このような演習というものが、いわゆる防空警戒の時期でございまして、この時期を選びまして、十七時に演習警戒の発令をいたしております。それで三十分後に解除した。従いまして、これはたまたま松前総隊司令の方で判断をいたしまして、防空警戒のための演習を実施した、これが事実でございます。

○横路委員 この場合にあれですか、これも合意議事録で、こういう場合の状況については、これは第五空軍と防衛庁は相談をすることになつてゐるわけですね。ちよつと問題が前の日米合同委員会の合意議事録に移りますが、この場合をどうですか。

○海軍政府委員 先生のおっしゃいます相談といふことではないと思つてます。先ほどから申し上げておりましたように、私どもはいろいろな機関相互間におきまして十分ふだんから連絡をとつておられますので、第五空軍の方から総隊司令部に対しまして、このような情報があつたから参考までにお知らせする、こういう形で松前総隊司令が

米軍の情報を受領した、こういうことでございまして、いわゆる協議といふことではないと私は思つてます。

○横路委員 これは今のあれですが、防衛局長聞いて下さい。「航空交通管制昭和二十七年六月および同三十四年六月日米合同委員会において次のように合意された。」そして一つは、航空交通管制で昭和二十七年六月の合意についてあるわけですね。これは読みません。ところが昭和三十四年六月の合意については、その第四番目にこうなつてゐるのです。「防空上緊急の必要があるときは、防空担当機関が保安管制を行ふことに同意してゐる。」そして五番目に、「国外から飛来する航空機が管制本部に対して位置通報を行ふべき地点の決定に際しては、日本政府は防空担当機関と協議する。」そこで防空担当機関とは何か、これはアメリカの第五空軍だ、こうなつてゐるのです。だからそうすると、これはどうなんですか。この防空上緊急の必要があるときの保安管制は防空担当官が行なう、それは日本政府が防空担当官、日本では自衛隊、防衛庁、それからアメリカでは第五空軍、こうなつてゐるのです。御存じではなかつたのですか、これは。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいましたことは承知いたしております。

○横路委員 そうすると、これは「防空上緊急の必要があるときは、防空担当機関が保安管制を行ふことに同意してゐる。」そして「国外から飛来する航空機が管制本部に対して位置通報を行ふべき地点の決定に際しては、日本政府は防空担当機関と協議する。」そこで防空担当機関とは何か、これはアメリカの第五空軍だ、こうなつてゐるのです。だからそうすると、これはどうなんですか。この防空上緊急の必要があるときの保安管制は防空担当官が行なう、それは日本政府が防空担当官、日本では自衛隊、防衛庁、それからアメリカでは第五空軍、こうなつてゐるのです。御存じではなかつたのですか、これは。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいましたことは承知いたしております。

○横路委員 そうすると、これは「防空上緊急の必要があるときは、防空担当機関が保安管制を行ふことに同意してゐる。」そして「国外から飛来する航空機が管制本部に対して位置通報を行ふべき地点の決定に際しては、日本政府は防空担当機関と協議する。」そこで防空担当機関とは何か、これはアメリカの第五空軍だ、こうなつてゐるのです。だからそうすると、これはどうなんですか。この防空上緊急の必要があるときの保安管制は防空担当官が行なう、それは日本政府が防空担当官、日本では自衛隊、防衛庁、それからアメリカでは第五空軍、こうなつてゐるのです。御存じではなかつたのですか、これは。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいましたことは承知いたしております。

○横路委員 そうすると、これは「防空上緊急の必要があるときは、防空担当機関が保安管制を行ふことに同意してゐる。」そして「国外から飛来する航空機が管制本部に対して位置通報を行ふべき地点の決定に際しては、日本政府は防空担当機関と協議する。」そこで防空担当機関とは何か、これはアメリカの第五空軍だ、こうなつてゐるのです。だからそうすると、これはどうなんですか。この防空上緊急の必要があるときの保安管制は防空担当官が行なう、それは日本政府が防空担当官、日本では自衛隊、防衛庁、それからアメリカでは第五空軍、こうなつてゐるのです。御存じではなかつたのですか、これは。

ませんね。それでよろしければそれでよろしいですよ。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいましたことをあれしておりませんでしたが、御存じのように日本の航空交通管制につきましては、一応運輸省の方と私の方とが協議して実施いたします。全般的な航空交通管制につきましては運輸省の責任でございます。自衛隊の飛行場につきましては運輸大臣からの委任を受けてまして、自衛隊のそれぞれの機関がこれを実施いたしております。従いまして今お説みになりました点は、防空担当機関として自衛隊だけか、こういう御質問のように受け取るのでございますが、ちよつとその辺があいまいでございます。

○横路委員 防空担当機関というのはアメリカにおいては第五空軍です。日本においては防衛庁ではないのですか。航空自衛隊といいますが、何といひますか、これは運輸省ですか。アメリカにおいては第五空軍ですよ。これはどうなっているのですか。

○海軍政府委員 わかりました。今先生のおっしゃいました意味におきましては防衛庁です。ただその実施につきましては先ほど申しましたように一般的な航空交通管制との関係がございしますので、運輸大臣と協議してやる、こういうことでございます。

○横路委員 次に加藤さんにお尋ねをしたいのは、これはどうなるのですかね。先ほどから問題になっている間接侵略、大規模の内乱、騷擾というところが起きた場合においては、これは第四条における随時協議の対象にはなるわけですね、この点はどうですか。

○加藤政府委員 これは私は第四条の協議の対象になると思います。

○横路委員 そこで先ほど問題になりましたこの自衛隊法七十六条、自衛隊法七十八条、それとの間接侵略の問題、前の安保条約第一条における、この一または二以上の外部の国からする教唆または運動による大規模の内乱、騷擾、それに対して日本政府の要請があれば出ることになっておる。それを今度削ってしまったわけですか。これは今度の安保条約の一つの進歩だと言っている。ところがこの間接侵略については全く姿を消したかというところ、姿を消さないで第四条の随時協議の中に入ってきたわけですか。これはただ相談するといふだけですか、相談のしようによつては……。それではおれの軍力助けてやるかということになるのですか。ここが非常に問題になったのです。ほんとうからいへば、この四条にもこれは入るべきではなかった。おそれく当初藤山外務大臣は、あの人の何で、外交問題懇談会等のそういう会合における発表をわれわれ見ていると、自分は政治的生命を賭してもこの内乱条項については全部削除するのだ、こう言っているのが自民党の中における与党の何といひますか、強硬論者といひますか、どういふ表現をしたらいひかわかりませんが、一部の人の反対があつて第四条の中にこういう形で出てきた。ですからそういう意味では前の条約の第一条にある問題になりまして屈辱的な条約といひか、自主性のない条約といひか、そういうものに対して完全に姿が消えないで、この四条の中

にこりやうして随時協議になっている。この随時協議といふのはどういふ意味なのか、そうしてそれに対しては一体日本政府の要請等があれば出るのか、あるいはアメリカ軍みずからの判断である程度そういう場合は出ることがあり得るのか、この点は先ほどからの間接侵略等の関係がございしますので、一つ御答弁いただきたいと思ひます。

○加藤政府委員 この点は前の安保条約の審議の委員会でも問題になったことを記憶いたしております。削除されたのは御承知のごとく一または二以上の外部の国の教唆または干渉になる大規模な内乱または騷擾に対しては、これを合せて外部からの武力攻撃に対して米軍を使用するといふ条項になつております。これを削りましたことによりまして、そういうふうな場合におきまして、米軍を使用するといふ規定はなくなつたわけでありまして、第四条で協議いたします。協議をいたしましても、前の条約の第一条の規定はないのであります。そういう趣旨で武力を、米軍を武力行動として使用するといふことはないといふ趣旨で、この協議は運用されなければならぬといふふうにして思つております。

○飛田委員 関連して。この安保条約第四条について、横路さんの御質問の中に日本の安全に対する脅威、極東の平和と安全に対する脅威、極東のものが生じたときには随時協議をする、こういう話、その場合に脅威といふ言葉の中には、すでに第五条の規定している武力攻撃が発生をしてしまつた場合は含まれないかどうか、こういうことを質問をされますと、加藤さんは含まれないといふ御返答のよう

だつたと思ひますが、それではこの脅威とは一体いかなるものであるか、こゝういふことをさらに正確に定義をしておきませんと、やはりこの条文はこの脅威といふのを勝手に解釈することによつてどうにも動いていくものだ、こゝう考えるわけです。そこでできる限りのこの脅威といふ言葉を正確に定義をしておいていただきたい。こゝういふ意味で脅威の定義を一つ伺ひたいと思ひます。

○加藤政府委員 脅威といふ事柄につきましては問題になりますことは、私は実態であらうと思ひます。脅威の定義をどういたしましても、その場合の事実が即して考えなければならぬことではないか。脅威とは何かとおつしやれば私は脅威、それが脅威かといふことが問題だらうと思ひます。

第四条の脅威といふ事柄の中には、私は武力攻撃があつた場合においては字句の上では入る。第五条とあわせて読みますと、その場合には第五条の適用があるのだから、第四条の適用があるといふふうには言わないでいいのではないかとこゝういふに申し上げたわけでありまして、

○飛田委員 脅威といふ場合をその実態に即して解釈をしていく、こゝういふ御説明なわけですか。そうして条文解釈としては第五条の武力攻撃は含まれるけれども、一部は含まれるけれども、しかし現実には第五条がある以上は、この四条の中に含ましめる必要はない、こゝうおつしやるわけですね。それで間接侵略といふ問題は脅威の中に入りませんか。

○加藤政府委員 この間接侵略といふ事柄を、先ほど申し上げました通り外

部からの教唆または干渉によつて起きた大規模の騷擾または内乱、そのこと自体が日本の安全に対して脅威を与えるかどうかといふ場合でございますが、日本の安全に対して間接侵略が脅威を与えておると認めれば、私は第四条の対象になるといふふうに思ひます。

○飛田委員 少なくとも間接侵略が日本の安全に対して脅威を与えておる、こゝういふ御説明です。もしそうだとするならばそれは脅威となる、こゝう言われるのですが、与えておるといふ御説明の中で明確になつていないと思ひますが、少なくとも脅威といふ場合には、それは具体的な行動として日本の上には何らかのものが加えられている場合を含まないといふのが当然じゃないですか。脅威は少なくとも潜在的である。潜在的であるがゆゑにこゝう脅威であるのであつて、もし潜在的でなくなつてしまへば、それは他の別の行動であるわけですか。そういう意味が日本の安全に何らかのことは与えておる状態、こゝういふにあなたは何言われ

た。そこに問題があるのじゃないか。脅威は少なくとも潜在的なものだといふことを御承認になるでしょうか。

○加藤政府委員 潜在的であるか潜在的であるかといふことでございますが、脅威といふものは一つの事実がありまして、その事実が実際の行動になつて現われた場合ですね。その行動の現われ方が問題であらうと思ひます。私は広く脅威といへば何らかの事実がある。その事実が日本に対して脅威を感ぜしめておるのだといふふうにお答をする以外にないと思ひます。

○飛鳥田委員 何らかの事実がある。その何らかの事実と日本というものの存在のこの二つですね。この間に目に見えない具体的な行動がある場合には、すでにそれが他の武力攻撃なりあるいは間接侵略になつてしまふのであつて、少なくともこの二つのものの間には、目に見えない具体的な物理的な力関係というものは存在しないのじゃないか。こう解釈しない限り、脅威と侵略と武力攻撃と、そういうものの区別はみんななくなつてしまふわけですね。私は少なくとも国連の総会の中でポーランドの代表が、もし平和に對する脅威が潜在的でないならば、もはやわれわれはそれのとき実際の侵略に對処しているといふことである、こゝ言っている言葉が、少なくとも脅威という言葉の本質を示していると思ふわけですね。そういう意味で、少なくとも脅威という限り、それは具体的な物理的な力が日本に何らかの形で加わつてゐるといふ場合でない。少なくとも潜在的な問題であると言ふなければならぬと思ふのですが、そういうものとして脅威をお考えになつていらつしやるかどうか。肯定なさるかどううか。もしそうでないと思ふれば、武力攻撃、間接侵略、脅威、侵略、そういうものの概念、区別といふものは全然あいまいになつてしまふと思ふ。

○加藤政府委員 私はその言葉はそれぞれの条文に即して考えられなければならぬと思ひます。第四条の場合の脅威といふものは、大多数はおつしやる通りのことであらうと思ひます。しかしそういふふうな實際何らかの行動、事実が日本に對して加えられた場合に、これはもう脅威ではないのだといふふうに言い切れるかどうかといふことにつきましては、私は若干疑問に思ひます。

○飛鳥田委員 少なくとも大部分の場合がそういう潜在的なものであつて、それをいかに評価するかといふところに問題がある。こゝいうことをやはり御承認になつたと私は思ふわけですね。そこでそれならば、その潜在的であり、武力攻撃か、あるいは間接侵略か、あるいは内乱か、あるいは日本に對してプラスでないものをやがて発生せしむべき可能性、こゝいうものをいかに評価するかといふことは、これは政治家の判断でなければならぬ、こゝ私は思ふわけですね。その判断をどうするかといふことについて、私はこの第四条といふものは、お互いに野放しになつてゐるのじゃないかと思ふ。アメリカがこゝ判断する、日本がこゝ判断する、こゝいうような形で野放しになつてゐるのじゃないか、こゝ私は思ふわけですね。その点アメリカがこゝ判断したことに對して、日本は異議を述べられるのですか。それとも日本がこゝ判断してこれが脅威であると思ふことについて、アメリカは異議を述べられるのですか。

○加藤政府委員 これは私申し上げるまでもないと思ひますが、協議でありますから、何らかの措置をとらうと思ひます。双方の意思が一致しなければいけません。一致するまでに至る段階においては、私は双方の意見を述べることはできると思ひます。

○飛鳥田委員 そうですね、アメリカはこれを脅威であると判断し、日本は判断してない、その場合に日本がアメリカに對して協議を申し込めば、アメリカはこれを拒絶することができず、当然協議をする、こゝいう形になるわけですね。

○加藤政府委員 私は今お述べになりました通りであらうと思ひます。

○飛鳥田政府委員 そこで非常に重要なことが出てくるのじゃないか。と申しますのは、日本の政治家は非常に単純に言葉をお使いになるわけですね。私たちが安保委員会の中で岸さんに再々聞かされた言葉があります。そうしてまた今西村長官からもこの数日間再々伺つています。すなわち国際共産主義の脅威、こゝ言ひます。一体共産主義が存在すること自体が、すでにこの第四条の極東の平和と安全に對する脅威であり、あるいはまた日本国の安全に對する脅威だと長官は判断していらつしやるのか。すなわち国際共産主義といふものが存在していることそれ自身において、すでに脅威と判断していらつしやるのか、これを長官に伺ひたいわけですね。

○西村国務大臣 私もなるほど国際共産主義の脅威といふ言葉を使つております。しかしそれがこの四条の対象になる場合においては、脅威といふものはそこに何らかの情勢の変化、日本の安全を脅かすような客観的な変化があつて初めて——存在そのものがすでに脅威といふのではなくて、その国際共産主義によつて何らかの変化なり、事実なり、行動なりが起つて、そこで脅威、こゝいうふうにとつていただきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 長官はやはり日本を代表して委員会に御出席になる方であり、そして安保条約の運用に非常に重要な役目になつていらつしやる方です。その方が、ちゃんと条文の中に極東の平和と安全に對する脅威、あるいは日本国の安全に對する脅威といふような言葉で使われているこの脅威といふ言葉を、しかもそれに非常に隣接したところで、違ふ意味でたやすくお使いになるといふことは、相当問題があるのじゃないか。そういう言葉は常に外国に伝えられて、あなたの真意を誤り伝える結果に終わるわけですね。今長官は、自分がいつも国際共産主義の脅威と唱えておつたことが、この第四条の脅威とは違ふのだと御説明になりました。しかし岸さんはこゝ言ひました。この安保条約それ自身は、その基本的な精神、その成立のための基本的な動機は、国際共産主義の脅威に日米が提携して對決をする、こゝいうためにこの条約ができたのだ、こゝおつしやうしてゐるわけですね。そうだといたしますと、国際共産主義の脅威といふ言葉の使い方は、直ちにこゝの第四条の脅威に当たつてこざるを得ないのではないのでしょうか。長官は今違つておつしやいましたけれども、現実には当たつてゐるのではないでしようか。そうすると三通りの言葉の使い方をなさるわけですか。この安保条約ができ上がる基本、すなわち自衛隊、こゝいうものが行動する基本としては、国際共産主義の脅威に對決をするためであるのだ、こゝいう使い方が一つ。常識的に演説なさるときに国際共産主義の脅威といふ言ひ方、それは確かに第四条の脅威とは違ふ、こゝいう第二の

言ひ方。第四条に極東の平和と安全に對する脅威、こゝいう厳密な条約解釈上の脅威といふ言ひ方。こんなでたゞめな三つの言ひ方をなさつてゐる以上、国民の概念は混乱するばかりです。一体この安保体制、安保条約といふものは、あなたの方のお説によれば、日米が提携して国際共産主義の脅威に對決をする、こゝいう体制ではなかつたのですか。これを伺ひます。

○西村国務大臣 岸前総理がどういふふうな御答弁をされましたか、私自体は直接は存じておりませんが、今あなたの言葉を通過して、前総理が国際共産主義の脅威といふものを前提として——もちろん私は、岸前総理でありまして、国際共産主義の存在そのものが、直ちに脅威とは言つてゐないのだらうと思ひます。やはりそこに何らかの日本を脅かすだけの变化、情勢あるいは行動、こゝいうものを前提にして日米安全保障体制が平和維持のため、安全維持のための抑制力である、また最悪の場合においてはこれが行動力にかゝる、こゝいうふうな趣旨で申されたと思ひます。私の申しましたことと、また四条の解釈の趣旨と何ら変わらぬのじゃないか、こゝ考へるのであります。

○飛鳥田委員 いずれにせよ、厳格な意味で第四条の脅威を使つた場合においては、国際共産主義の存在それ自体は脅威だとは言えない、こゝいうことがはつきりしたわけですね。

○飛鳥田委員 それでは、たとえ日本のすぐお隣に北朝鮮という共産主義の理念によつて指導せられた国があるわけですね。そしてこの国はいつも三十八度線を境にして韓国と向かい合つてゐる。

○飛鳥田委員 いずれにせよ、厳格な意味で第四条の脅威を使つた場合においては、国際共産主義の存在それ自体は脅威だとは言えない、こゝいうことがはつきりしたわけですね。

○飛鳥田委員 いずれにせよ、厳格な意味で第四条の脅威を使つた場合においては、国際共産主義の存在それ自体は脅威だとは言えない、こゝいうことがはつきりしたわけですね。

しかもこの国は韓国に向かつて統一を呼びかけている。そして場合によれば、われわれもよく耳に入るのであります。が、平壤からわが国に向かつていろいろ放送を行なつてくる、こういう事実もありません。また、いろいろなパンフレット等が日本に送られてきます。それは私たちがそう思つてゐるわけではありませんが、あなたの方の目からごらんになれば、当然日本に共産主義の宣伝をするものであるとお考えになるでしよう。

何らかの具体的な行動があるのです。隣に位し、しかもすぐそばに位置し、そして現実に何らかの行動が行なわれているわけです。これを一体あなた方は日本の安全に対する脅威あるいは内乱を起させるための脅威、極東の平和と安全に対する脅威、こういうふうにお受け取りにならないのですか、なるのですか、脅威の内容として具体的に伺います。

○西村国務大臣 われわれも単に文書を出されたから脅威とは簡単に解釈はしない。しかしまたその文書の内容によりましては、脅威になる場合もあると思うのであります。

○飛鳥田委員 さらに極東にはウラジオストク、ニコライエフスク、こういうような軍港があります。そしてこれらにはアメリカの三倍するような潜水艦が集結しているといわれています。すなわちそれ自体としては、国際共産主義は存在自体としては脅威ではないけれども、しかし隣に位し、そして現実に装備を向上させていく、そういうこと自身は脅威になりませんか、いかがですか。この脅威を厳格に解釈をしておいていただきますと問題があります。冒頭に申し上げたよう

に、加藤さんもお認めのように、脅威とはすなわち潜在的なものなんです。これは政治家の解釈いかによつてはどのようになつても解釈をせられるおそれがありますので、この点を明確にここで述べになつておいていただきたい、こう思います。

○西村国務大臣 もちろん私も脅威という言葉は相対的な面もあると思ひます。日本の国内の事情また相手方の事情、これらも相互の関係で考えていかなければならぬと思ひのであります。日本の国が非常に安定しているというふうな場合において、私どもは直ちにこれを脅威、ことに四条の脅威というふうに解釈すべきではないと思ひます。日本自体の国情が非常に不安定になるような場合、また相手方の方で行動上あるいはその他の国際全体から見た状況の変化、これらすべてを判定して考えていかなければならぬのではないかと思ひのであります。

○飛鳥田委員 関連です。もうあまり長くしゃべることはむづかしいのですが、ともかく関連において平和に対する脅威といふことは、各国が勝手に認定のできないようになつては行かぬです。関連の総会において平和に対する脅威、こういうものを認定するようになつていふのはずだと私たちは思ひます。現にスペイン事件の際に、関連の安保小委員会がこれを脅威と認めるかどうかといふことを議論いたしました。また一九四六年十二月のギリシアの問題についても、安保理事会の小委員会は、これを平和に対する脅威と見るべきかどうかを議論いたしておひます。またパレスチナ問題の場合にも、あるいは一九五〇年の朝鮮動乱

のときでさえ、この問題は関連で決議を必要としておつたわけですね。いづれにもせよ、脅威という言葉はそう一國で、冒頭申し上げておひるに、一政治家の認定によつて片づけていくことをいふことは、非常に危険なことといひてを安保理事会の小委員会で議論してゐるという事実、このこともやはりこの第四条の協議といふものからめて考へていかなければならぬのではないのか。そこで私は先ほど加藤さんについておつたわけですね。脅威といふのは一方的に認定していいのか、アメリカが脅威と認めれば、日本が脅威と認めなくともこの協議をするのか、こういうことをよく伺つたわけですね。当然ここには脅威といふことに關して、やはり第四条の適用せらるる前提として、第四条の協議に入るべき脅威であるかどうかを、日米双方が同意しなければならぬといふ前提が次に出てくるはずだと思ひます。すなわち脅威といふものは、加藤さんが再々お述べになつたように、定義はむづかしいのです。そしてよく潜在的なものだといふ一つの属性だけが、お互いの間に共通した定義になりましたが、ともかくむづかしいのです。こういうむづかしいものをきめていくのに、四条の運用についてそういう考へ方をしなければならぬのではないのか、そしてそういうことについてアメリカともちゃんと話し合つておかなければならぬのではないのかと思ひますが、この点について長官、いかがでしよう。

○西村国務大臣 先ほど米官房長あるいは私から申し上げておるうちに、脅威に對しましては、これは協議の前提であります。従つてそれぞれの国が安保条約の精神を体しまして、そしてそのもとにおいて一方が要請する、要請すれば当然受けるであります。その上で今度は十分なる意思の連携をとるわけでありまして、しかも生じたときといひます、単に一政治家の認定とおつちやいますけれども、ある程度客観的な面も多分に備わつておなければ、安保条約を結んだ精神から逸脱するわけでありまして、私は飛鳥田さんのおつちやるような御心配はないと思ひのであります。

○横路委員 先ほど加藤さんから、この第四条における日本国の安全及び極東の安全に對して脅威が生じた場合といふので、いわゆる七十八条の間接侵略の問題を私はお尋ねしたわけですね。これは先ほど御答弁もありましたように、前の安保条約の第一条にあったものをはずしたわけですね。ところが實際には全部はずれないで第四条に属しておる。國民としては、この第四条におけるところの臨時協議の条項に入つたので、これは米軍が介入すべき道をまだ残してゐるのではないのか、こういう点についてやはり非常に不安を持つてゐるわけですね。本来からいへば、この条文については、藤山外務大臣が外交問題懇談会においてたびたび言明されておるうちに、藤山さんとしましては自分の政治的生命をかけてもこれは削除する、こういうのが遺憾ながら残つたわけですね。先ほどの自衛隊法七十六条の問題も合わせて間接侵略の点について、われわれとしてはその細部にわたつてお尋ねしたのもそういう意味なんです。

そこでこれは協議はするが、そういう意味では絶対に米軍が介入すべき道は残してない、こういう点についてもう一度加藤さんから——ほんとうは長官からといふことになりましたか、加藤さんからでもそういう点一つお話をしたい。加藤政府委員 この点は、先ほどちよつと申し上げましたが、旧安保条約の第一条におきましては、駐留する米軍といふものは、「極東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干渉によつて引き起された日本國における大規模の内乱及び騒ぎ、を鎮圧するため日本國政府の明示の要請に応じて与えらるる援助を含めて、外部からの武力攻撃に對する日本國の安全に寄与するために使用することができ、」とありまして、米軍を使用するといふところが第一の骨子だつたわけでありまして、今度は新しい条約におきましては、米軍の兵力の使用といふことにつきましては第五条に規定してあるだけでございまして、第四条で協議をいたしまして、その協議からある条約だけに基づいて米軍の使用という事態は起らないといふふうに私も考へておるわけでございます。

○横路委員 こういう点について使用しないものと私は考へておると言ひますが、この条約の折衝におきましてそういう点については明らかになつてゐるのですか。

○加藤政府委員 これは私は直接に米國と交渉したわけではございませんけれども、外務省と連絡をいたしました際にそういうふうな趣旨に了解いたしておひます。

○横路委員 次に、先ほどからラオスの問題でいろいろお尋ねしました日米安全保障協議委員会は、この第四条に基づいて当然日本政府が要求してやらなければならぬという意味で関連があるわけですが、それは、「極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」これで当然日米の安全保障協議委員会は開かなければならぬ、こう私は思っているのです。この点もあとで長官にお尋ねしますが、一つ官房長から、「極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」、その内容についてお話をしたい。

○加藤政府委員 これも私がお答えすることが適当かどうかと疑問に思いますが、私も非常に賢明なる長官をいたしておりますので、そういう政治的な判断につきましては長官がおやりになると思います。

○横路委員 それでは一つ賢明なる長官、今官房長からそういうお話がございましたから、「極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」というのは、一体どういう場合にこの臨時協議をするのか、これは長官から御答弁をいただきます。

○西村国務大臣 この条約の四条の精神は、「締約国は、この条約の実施に關して臨時協議し」という面もあります。また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威、そこで問題は、日本国の安全を害することはある意味においては極東の安全を害し、極東の安全を害することは日本国の安全を害する、これが私はこの四条の立て方の趣旨だと思えます。日本国の安全は極東には関係ない

とか、極東の安全は日本国に關係ないとか、こういうふうには私は言い切れないと思えます。そこで先般のラオスの事態は、それらの観点から判断し、またいわゆる安全保障協議委員会のメンバーである外務大臣との意思の疎通、連絡もはかった結果、われわれとしては今の段階においては安全保障協議委員会を要請する段階ではない、こういう結論に政治判断が立ったわけであり、その辺を御了解いただきたいと思っております。

○横路委員 今の長官の御答弁は、私の質問に対するお答えにはなっていないのです。私はこう聞いたのです。『又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき』、こうなっているが、それはどういうときをさしておるのですか、こう聞いておるのです。今長官は、極東における国際平和が日本の安全に影響するような場合、こう言いが、それは実際はどういう場合ですかと聞いておるのです。

○西村国務大臣 それは起こりました事態一つ一つについて、私もそれはそれを賢明な判断をしていかなければならぬと思うのであります。架空の事態を想定して、ただわれわれがここで論ずる問題ではない。もつとわが国の安全なり極東の平和に対しては、私も想像ではなしに、一つの起こった事態に対して、自分たちの置かれた地位、責任というものを考えまして、日本国のために判断をして参るべき事態だと思っております。

○横路委員 それでは私の方から一つずつ具体的にお尋ねします。まず第一番目に、極東の平和と安全が脅かされた場合、脅威が生じた場合というの

は、一つには極東の地域で武力攻撃が発生した場合、これはどうですか。『軍野委員長代理退席、委員長着席』

○西村国務大臣 その事態いかんによつてわれわれは要請すべきである。単に極東の一角に武力攻撃があったら直ちにそうだ、こう簡単にわれわれはその要請する判断を下すべきではない、その事態によつて判断をいたします。

○横路委員 ちょっと待って下さい。長官、私が聞いておるのはこう聞いておるのです。『極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき』というの、どういうときなんですか。そこで今あなたから具体的に御答弁がないから、私から極東地域で武力攻撃が発生した場合、それは当然入るでしょう、こう聞いたのです。極東地域で武力攻撃が発生した場合、それはこの第四条の「極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」、その中に入らぬか入らぬか聞いておるのです。私は初めにこう言っている。長官、どうですか、これは具体的に聞いておるのですから、抽象的ではなしに、そうだと、そうでないとか言っていたらだいたい。

○西村国務大臣 極東の範囲というのは、大へん前にも問題になりましたが、極東といっても広いわけでありまして、そこで私もはこの条約の趣旨、ことに四条の趣旨を活用して、これを行使するかどうかの判断の問題にかかってくるのではないかと思えます。一がいには、ただ抽象的に、武力攻撃がどこかであったら直ちに、こうは言わぬ。しかしそのために四条は、この

条約の実施に關して安全保障協議委員会の会合を要請しないでも臨時協議できる、あるいは適当な経路において協議するように交換公文においてはつきりするのであります。直ちに安全保障協議委員会を開かなければならぬというふうには、まずその前の状態を判断する。その判断の中へ今のあなたの抽象的に言われたことが当てはまるかどうか、これがわれわれに課せられた一つの責任でもあります。それは賢明にわれわれが判断して参りたい、こう言っておるのであります。

○横路委員 どうも今の長官の答弁は、私は少し的はずれだと思つておる。長官、これは第五条で、日本に対して武力攻撃が発生した場合においては、直ちに集団的自衛権、個別的自衛権に基づいて極東の危険に対処するよう宣言するとなつておるのです。どうも長官は、この条約については、ただ日本の平和と安全ということのみにこだわつておるようです。日本の平和と安全だけでは、何もこんなに議論しないのです。極東の平和と安全の交換公文その他問題ではないのです。ですから長官、これは第五条で日本及びアメリカの軍事基地に武力攻撃が加えられた場合に直ちに武力攻撃が出る。第四条では、極東の地域で武力攻撃が発生した場合は当然協議すべき対象です。長官は先ほどから、日米の安全保障協議委員会をラオスの問題でやらなかつたので、今度はどうもこの問題でやるとも言い切れなくなつたものだから、極東の地域で発生した武力攻撃について、これまた日米の安全保障協議委員会が当然協議すべきなの

に、御相談しないわけですか。これはどうなんですか。

○西村国務大臣 私は先ほどから申し上げておる通りに、安全保障協議委員会を開くのも一つの方法でございますし、同時にまた往復書簡に適當な諸経路によつて協議すると書いてあります。必ずしも協議委員会ではなくてもいい、そういうような趣旨も書いてありますので、従つてわれわれはこの四条の趣旨を生かしてその事態を判断して参る、こういうことであります。

○横路委員 長官、どうも今の適當な諸経路で話し合うというのはどういうことですか。

○西村国務大臣 これは往復書簡に書いてありますが、「このような協議は、両政府が適當な諸経路を通じて行なうこととなります。同時にこの安全保障協議委員会を活用するというようなこともここで述べてあるわけであり、その趣旨に従つて、ある場合には防衛庁側において、ある場合においては外務大臣側においてやる場合もあると思ひます。それから安全保障協議委員会でもやる場合もあります。こういうふうに文章が書いてあるわけであり、それによつて私は御説明を申し上げたわけであり、

○横路委員 しかし長官、極東の地域に現に武力攻撃が発生した場合、これはまず日米の安全保障協議委員会が臨時協議をしておく、そしてこの点は第六条の交換公文にいうところの施設、区域を基地としての戦術作戦行動に対する、いわゆる事前協議に対する予備的協議と言つた方がいいのではないですか。そうじゃありませんか。どうも長

内閣委員會議録第二十二号中正誤					
ベシ段　行　誤		正			
三二	一五なのいで		ないので		
三四	一九申しおり		申しており		
七一	三思っている		思っている		
二五	三もらつは		もらつては		
二三	元得ないだ		得ないのだ		
三四	一五どこまでも		どこまでも		
三一	二面飯空		架空		
四五	末九充足率と		充足率が		
一五四	一九右翼を		右翼も		
内閣委員會議録第二十六号中正誤					
ベシ段　行　誤		正			
二三	三〇総理で		総理大臣で		
六五	末三幕僚幹部		幕僚監部		
八八	一四いわる		いわゆる		
一二四	一九公換公文		交換公文		
内閣委員會議録第二十八号中正誤					
ベシ段　行　誤		正			
七四	末六意見の		意見が		
一〇五	元どするか		どうするか		
一九二	二空挺隊		空挺隊		
三三一	末九機雷雷		機雷を		
三六一	一五あらゆを		あらゆる		
内閣委員会議録第二十九号中正誤					
ベシ段　行　誤		正			
八一	二七百億が		七百億		
タシ	三〇計算		計算		
一〇二	三〇委員長限席		委員長退席		
一九四	二大経領		大統領		
一九四	二六核入器		核兵器		
一九ページ四段二五行目の次に、行頭 三字目から「草野委員長代理退席、委 員長着席」を加える。					
二〇三	末五若痛		苦痛		
三五	三〇中国		中立国		

印刷者 大藏省印刷局